

知的財産推進計画 2026
(案)

～成長戦略を支える知財戦略の推進～

2026年6月12日
知的財産戦略本部

知的財産推進計画2026

目次

I.	はじめに	1
II.	知財戦略の今後の方向性	2
1.	基本的な認識	2
2.	今後の方向性	4
III.	知財戦略の重点施策	8
1.	知的財産の「創造」	8
(1)	知財・無形資産への投資による価値創造	8
(2)	AIと知的財産権	15
(3)	創造人材の強化・ダイバーシティの実現	21
2.	知的財産の「保護」	29
(1)	技術流出の防止	29
(2)	海賊版・模倣品対策の強化	33
(3)	産業財産権制度・運用の強化	41
(4)	地域における知財保護	52
3.	知的財産の「活用」	66
(1)	産学連携による社会実装の推進	66
(2)	スタートアップ支援	72
(3)	新たな国際標準戦略の推進	74
(4)	データ流通・利活用環境の整備	87
4.	新たなクールジャパン戦略のフォローアップ	90
(1)	クールジャパン戦略の推進	90
(2)	コンテンツ戦略の推進	114
(別紙)	「新たな国際標準戦略」に基づく令和7年度のフォローアップ結果について	134

1. はじめに

内閣府知的財産戦略推進事務局は、2025年6月に知的財産戦略本部で決定された「知的財産推進計画2025」及び「新たな国際標準戦略」を踏まえ、関係省庁と連携し、関連施策を推進するとともに、2025年11月以降、知的財産戦略本部の下に置かれた「構想委員会」において、「知的財産推進計画2026」の策定に向けた検討を精力的に行い、同委員会の下に設置された「コンテンツ戦略ワーキンググループ」、「新たなクールジャパン戦略ワーキンググループ」及び「国際標準戦略部会」において具体的な議論を行ってきた。

あわせて、近年のAI等の技術の進展や知的財産を活用した経営の重要性への認知の向上を踏まえ、「AI時代の知的財産権検討会」や、「知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会」等においても、各分野についての専門的な観点から、知財戦略に関する検討を行ってきた。

これらの検討の成果や議論の内容を踏まえ、「知的財産推進計画2026」を取りまとめた。

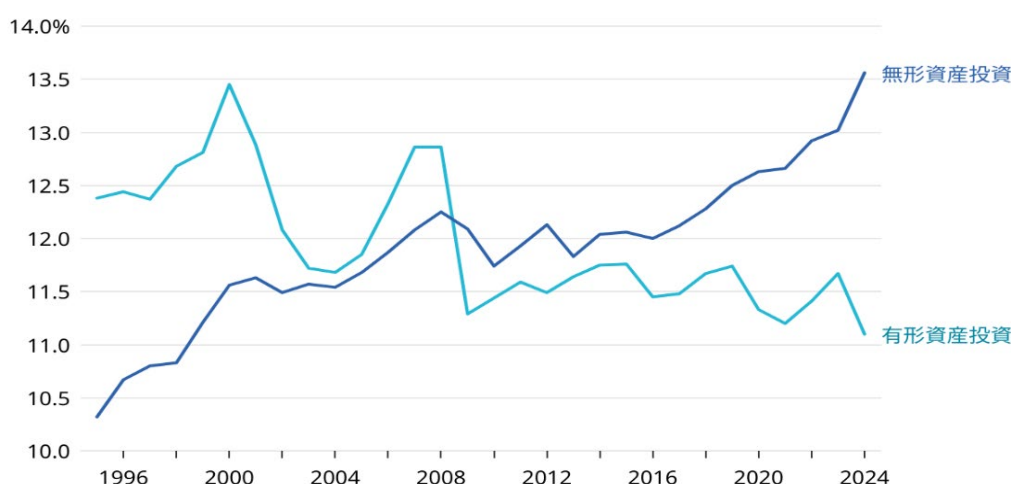
本計画では、「Ⅱ. 知財戦略の今後の方向性」において、国内外の知的財産を取り巻く状況の確認を行うとともに、我が国の国際競争力の強化や社会課題解決に向け、知財戦略を進める上で、「知財・無形資産を中核に据えた企業経営や国家戦略の更なる推進」、「生成AI等の新たな時代に即した知的財産の保護」、「成長戦略と一体的な国際標準戦略の推進」、「成長投資によるコンテンツ戦略の推進」及び「稼ぐ力を牽引するクールジャパンの海外展開の強化」が重要であることを示した。

「Ⅲ. 知的財産の重点施策」においては、2025年に引き続き、知的財産の「創造」、「保護」、「活用」の視点ごとに、AI等の技術の進展や日本を取り巻く国内外の最新の状況を踏まえた新たな知的財産に関する取組を進めるという観点から、「現状と課題」と「施策の方向性」について整理を行うとともに、達成すべき目標等についてのフォローアップを行ったものである。

II. 知財戦略の今後の方向性

1. 基本的な認識

知財・無形資産投資は、高付加価値経済の実現にあたって、重要な役割を果たす。企業が保有する技術や知的財産は、他者の製品・サービスとの差別化や付加価値向上に直接的に貢献することによって、事業活動の価値創出において中心的な役割を担うこととなる。近年、世界的に無形資産投資が急速に増加しており、2008年を境に、GDPに占める無形資産投資の割合が有形資産投資を上回った。その後も、その割合の差は広がりつつあり、無形資産投資が世界の経済成長の牽引力となっていると考えられる（図表1）。



（出典）WIPO「世界無形資産投資ハイライト 2025」

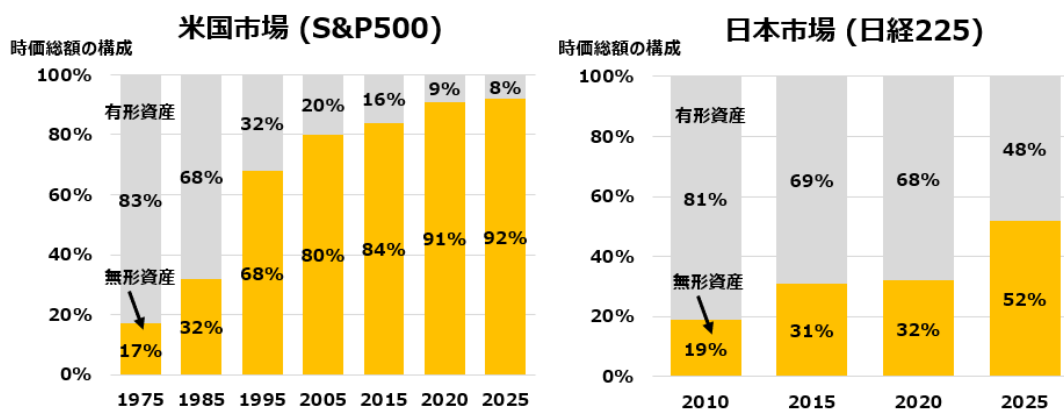
図表1：GDPに占める無形資産投資及び有形資産投資のシェアの動向（%）、1995年～2024年¹

特に、米国市場では、時価総額に占める無形資産の割合が9割を超すなど、無形資産が企業価値の源泉となっている。少子高齢化により人口減少に直面する我が国においても、優れた知財・無形資産は、競争力を向上させる重要な要素であり、日本発のイノベーションとコンテンツを世界市場で稼ぐ力へと転換していくことが不可欠である。

我が国においても、知財・無形資産投資を促進すべく、「知的財産推進計画2025」では、中長期的なKPI（以下「KPI」という。）として、「日本市場（日

¹ 投資額は、PPP調整後の2020年固定価格で表され、ブラジル、EU-22、インド、日本、英国、米国の経済圏で集計されており、データ範囲は国によって異なる。ブラジル（2010年～2021年）、インド（2011年～2022年）、日本（2013年～2023年）。EU-22は、ブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、オランダ王国、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデンである。

経 225) における時価総額に占める無形資産の割合を、2035 年までに、50% 以上にまで高める。」との目標を設定した。2025 年においては、日本企業の無形資産割合は 52%に達し、2020 年と比べて約 20 ポイント上昇し、KPI を達成するに至っている。こうした無形資産割合の上昇は、主に東京証券取引所のガバナンス改革とスチュワードシップ・コードによって引き起こされた可能性が示唆されている。しかし、米国と比較するとまだまだ低い割合にとどまっており、我が国においても、引き続き、企業等における知財マインドを向上させることにより、知財・無形資産への投資を促すとともに、国際標準化の活用等を通じて、製品・サービスとの差別化や付加価値向上につなげる経営の浸透が重要である (図表 2)。



(出典) Ocean tomo Intangible Asset Market Value Study を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 2 : 時価総額に占める無形資産の割合

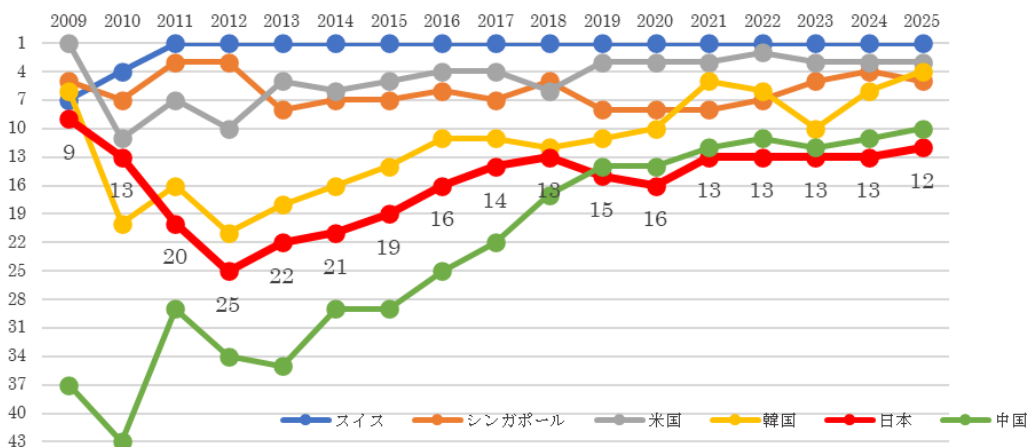
一方、AI の急速な進化に伴い、物理空間が AI と融合され、労働力が AI に代替されること等により、経済や社会の在り方が大きく変わり、近い将来、産業構造も大幅に変革される可能性が高い。我が国では、人口減少に伴いイノベーション人材やクリエイティブ人材の減少が見込まれるものの、AI の積極的な利活用を通じ、創造力と労働力を補完し、産業構造をアップデートしうる決定的なチャンスが到来しているといえる。現時点では、我が国における AI の利活用はいまだ十分に進んでいるとはいえないが、知財戦略上も、AI の更なる利活用促進に向けた環境を整えていくことが必要である。

また、グローバルな経済競争の激化に加え、地政学的リスクが高まる中で、我が国の自律性の向上や、技術等に関する我が国の優位性等の確保に向け、経済安全保障の重要性が高まっている。このような経済安全保障の観点から、我が国の知的財産や機微技術の保護と創造の両立に向け、研究開発から、知的財産の創造、保護、活用、国際標準戦略・国際的なルール形成まで一体として取り組む必要が

ある。

さらに、2024年の日本発のコンテンツの海外市場規模の合計は6.1兆円に達するとともに、2025年の訪日外国人旅行者数の合計が4千万人を超え、その消費額も9.5兆円に達する²など、我が国のコンテンツ産業やクールジャパン関連産業は大きく発展し、我が国の基幹産業として強みを発揮している。官民が一体となって、これらの分野における戦略的な支援や制作環境の整備、マーケティング等を強化することにより、これらの分野における我が国の競争優位性を促進し、更なる利益を呼び込むことができると考えられる。

なお、「知的財産推進計画 2025」では、「知財・無形資産投資の促進や AI 等の先端技術の利活用の推進等を通じ、知的創造サイクルを加速化することにより、2035年までに、WIPOの「グローバルイノベーション指数」の上位4位以内を目指す」とのKPIも設定している。同指数は、2025年には12位と、前年の13位と比べ1つ順位が上昇したが、依然として、韓国（4位）や中国（10位）の後塵を拝しており、KPI達成には道半ばである（図表3）。同指数を構成する要素を見ると、「制度・機関」、「人的資本と研究」、「創造的なアウトプット」の3分野では順位に改善が見られるものの、「インフラ」及び「市場の洗練度」の2分野では順位が後退している。このような結果も踏まえ、我が国の総合的なイノベーション力の強化に向けて、引き続き取組を強化していく必要がある。



（出典）WIPO「Global Innovation Index 2025」

図表3：グローバルイノベーション指数（GII）ランキング

2. 今後の方向性

基本的な認識に記載したとおり、知財・無形資産は企業の稼ぐ力、ひいては、日本の成長力の源泉であり、我が国企業の企業価値向上や競争力強化、我が国経

² 交通政策審議会 第54回観光分科会（2026年1月30日）参考資料2「観光の現状について」を参照。

済の持続的な成長のため、知財・無形資産を企業の経営戦略及び国家戦略の中核に据えることが急務である。

知財・無形資産の力で日本経済の成長を加速できるよう、知財・無形資産の戦略的な「創造」、「保護」及び「活用」を図ること、より具体的には、その創出、取得、強化、保護、収益化に戦略的に取り組んでいく必要がある。

また、足下で進んでいる技術革新の進展、生成 AI の急速な社会実装は、産業構造、労働市場、人々の生活、価値観に至るまで、あらゆるものに大きな変革をもたらすほどのインパクトを有している。知財・無形資産を取り巻く環境も大きな変革を免れず、AI 社会を見据えた対応が必要である。さらには、近年の経済安全保障の重要性の高まりの影響も、知財戦略を考える際に避けては通れない重要な観点である。

こうした視点に立ち、今後の知的財産戦略の方向性として、以下の 5 つの柱を整理した。これらの柱の実現に向けた具体的な取組の詳細は「Ⅲ. 知財戦略の重点施策」において整理している。

<知財・無形資産を中核に据えた企業経営や国家戦略の更なる推進>

企業の競争力強化に向け、優れた技術、製品及び現場力を十分に収益化し、持続的な成長につなげていくことができるよう、国際標準活動を含めた知財・無形資産を活かした経営の実践や、技術の保護と活用、国際標準戦略のためのオープン&クローズ戦略を推進する必要がある。一方で、我が国企業における知財・無形資産の投資・活用は依然として不十分であり、知財経営の重要性に関する認識も十分に浸透しているとはいえない。このような現状を改善するため、企業の経営層における知財・無形資産の重要性に対する意識の向上、企業の知財部門における経営戦略や価値創造のプロセスへの関与の強化、経営層と知財部門の関係者との間の共通言語の開発等を進める必要がある。このため、知財・無形資産ガバナンスガイドラインの改訂及びコーポレートガバナンス・コード改訂に合わせた、上場企業の取締役会及び経営層に、知財・無形資産の価値の本質を伝えるメッセージ等の発信を含め、知財経営の考え方の更なる普及・浸透を図る方策を検討することや、知財・無形資産への投資・活用の意義や価値創造への寄与が投資家にとって理解・評価しやすくなるよう、知財・無形資産に関する事項について有価証券報告書や統合報告書等における開示の必要性も含め、開示の在り方を検討すること等が求められる。

また、国家戦略においても、成長戦略を描く際には、知財・無形資産が鍵となる。このため、日本成長戦略における 17 の戦略分野においても、それぞれに IP ランドスケープ、国際標準等を活用した勝ち筋の特定や、集中的な知財投資と知財・無形資産ガバナンスを進めるとともに、他国の知財覇権戦略や知財侵害リス

クへの対抗措置としての知財・国際標準の活用を積極的に実施することが重要である。

＜生成 AI 等の新たな時代に即した知的財産の保護＞

生成 AI の急速な進化や技術の革新は、知財を取り巻く環境に大きな変革をもたらし、AI が世界経済を牽引する基盤となる一方で、知的財産権の保護の要請も高まっており、技術の進歩と知財の適切な保護が両立するエコシステムの実現を図ることが求められている。

このため、AI の利活用に伴うイノベーションを促進しつつ、そのリスクにも対応する必要があるという「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（以下「AI 法」という。）の理念を踏まえ、生成 AI 技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立に向け、権利者や利用者にとって安全・安心な利用環境を確保することを目的として、「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」（仮称）を制定し、国内外への周知等を図るとともに、クリエイター等への対価還元を促す枠組みの構築を促進する必要がある。

また、AI 技術の発展は、従来の産業財産権制度との関係で様々な課題をもたらしており、AI 利用発明や生成 AI を利用したデザイン創作にかかる課題について、適切な対応が必要である。さらに、経済安全保障に直結する先端技術における技術開発競争が一層激化するなど、経済安全保障をめぐる課題が複雑化する中で、知的財産の侵害抑止の実効性を高め、侵害が生じた際に迅速かつ適切に紛争を解決できる環境整備が不可欠である。他国の状況等も参考にしつつ、損害の回復と侵害者利益の剥奪を確実にする民事救済措置の規定の導入、複数の権利者が有する知的財産権を集約することにより権利行使を容易化する仕組みの構築、権利者による証拠収集の円滑化、査証制度等の証拠収集手続きの充実・強化の在り方を検討の上、その著作権及び営業秘密への拡大の可能性、海外所在証拠への対応等を視野に入れた制度的手当の在り方の検討が求められる。

＜成長戦略と一体的な国際標準戦略の推進＞

昨年 6 月に、19 年ぶりに「新たな国際標準戦略」を策定し、国際標準に係る担い手の強化（横断的取組）を進めるとともに、国際標準が我が国の勝ち筋となり得る 17 の「戦略領域」・「重要領域」を選定した上で、リソースを集中して戦略的に対応することし、官民連携や人材育成、専門サービスの育成強化など、取組を進めている。

今後、一層取組を強化するため、昨年 11 月に設置された日本成長戦略会議において選定された 17 の戦略分野の官民投資ロードマップにおいて、需要・市場

創出に向けた国際標準化をビルトインし、成長戦略と一体的に国際標準戦略を推進する必要がある。また、あらゆる分野で AI の利活用やデジタル化が進展する中、部分最適ではなく全体最適を目指し、System of Systems の標準化をリードし、日本のモデルをパッケージで国際展開するよう取り組む必要がある。

＜成長投資によるコンテンツ戦略の推進＞

コンテンツは世界的にも大きく成長が期待される分野であり、良質で多様なコンテンツを有する我が国コンテンツ産業は、拡大する世界の市場を獲得することで、更なる成長が期待される戦略分野である。日本成長戦略会議においても、政府として取り組むべき戦略 17 分野の 1 つとして、「コンテンツ」が選定されている。

2033 年までに海外市場規模を 20 兆円とする政府目標を達成するため、コンテンツ分野官民投資ロードマップの着実な推進を図ることが求められる。具体的には、人材、制作環境、海外展開・流通のそれぞれにおけるボトルネックを解消し、産業界が自律的・継続的な成長を実現するため、政府は大胆な政策パッケージにより大規模・長期・戦略的な官民投資を推進し、成長投資を拡大することが必要である。そのために、予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制の構築、大規模作品制作支援、流通プラットフォームの拡大支援、海賊版対策等の海外展開・流通支援、次代を担うクリエイターへの複数年にわたる弾力的支援、グローバルビジネス人材育成の推進等の人材支援等を検討していく必要がある。

＜稼ぐ力を牽引するクールジャパンの海外展開の強化＞

訪日外国人旅行消費額は、過去最高を記録しており、引き続き海外需要を取り込んでいくには、日本各地に存在する歴史・伝統文化・自然等の魅力を最大限活用した高い体験価値の提供や宿泊滞在の魅力向上等、地域一体となった取組が必要である。また、コンテンツは日本の好感度上昇や観光、食をはじめとする様々な産業の海外展開の拡大に貢献している。2033 年までに 50 兆円以上の海外展開規模とする政府目標を達成するため、コンテンツ地方創生拠点における取組の深化と全国拡大、インバウンド消費を通じた日本ファン形成、輸出拡大にむけて地域・業界一体となって戦略的に取り組んでいく必要がある。

III. 知財戦略の重点施策

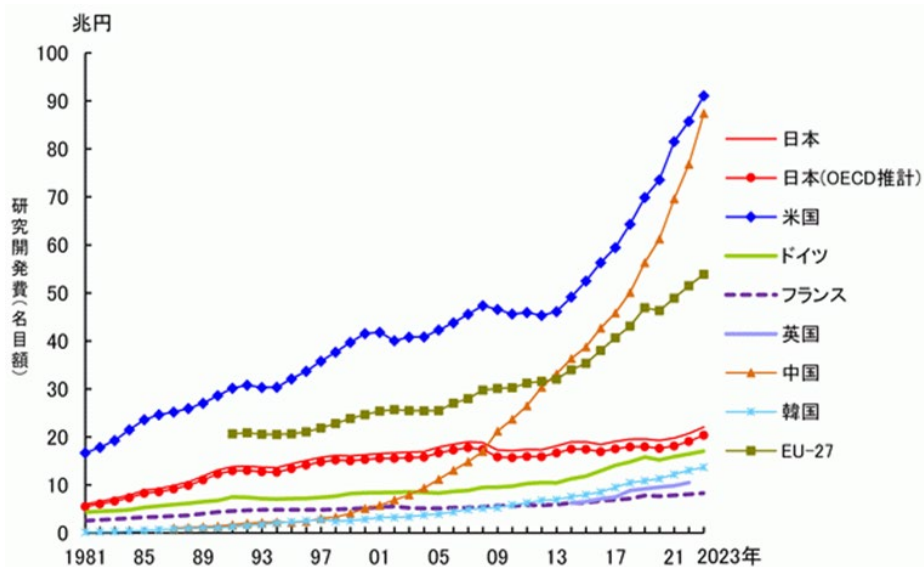
1. 知的財産の「創造」

(1) 知財・無形資産への投資による価値創造

(現状と課題)

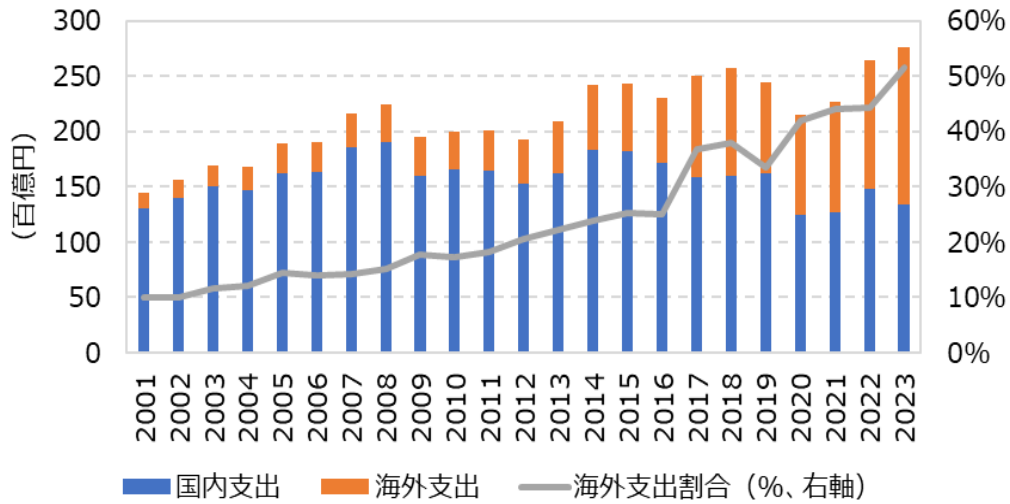
持続的な成長と社会課題の解決には、研究開発投資が極めて重要であり、企業や国がイノベーションを推進し、競争優位性のある技術を保有する上で重要な役割を担っている。研究開発投資を決定する際には、研究開発からいかに競争優位性のある技術を得るか、将来解決可能な課題とその影響、ターゲットとする市場の規模や持続性等を考慮し、さらには知財・無形資産によるオープン&クローズ戦略を含めた中長期的な視点をもった上で戦略的に行うことが求められている。

過去 20 年間以上、主要国における研究開発費は増加している一方で、日本の研究開発費総額は伸び悩んでいる（図表 4）。また、近年では研究開発活動のグローバル化が進み、2010 年以降、海外への研究開発投資が倍増するなど、研究開発の海外シフトが顕著になっている（図表 5、図表 6、図表 7）。このような状況から、我が国の研究開発力が低下し、先端技術や情報、人材が海外に流出することが懸念されている。将来にわたって、知的創造サイクルを持続可能な形で力強く回していくためには、創造の基盤ともいえる国内の研究開発環境を魅力的なものとして強化していく必要がある。このような問題意識を踏まえ、本年 3 月に策定された第 7 期「科学技術・イノベーション基本計画」（令和 8 年 3 月 27 日 閣議決定）においては、今後 5 年間の官民合わせた研究開発投資の総額として、180 兆円を目指している。



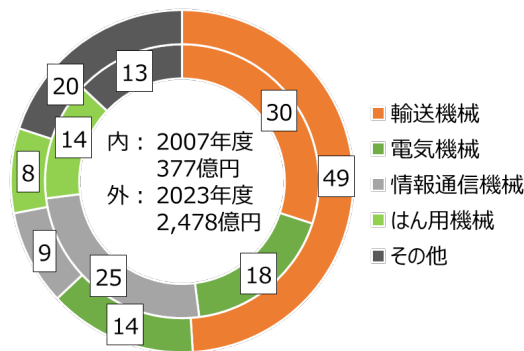
(出典) 科学技術・学術政策研究所 (NISTEP) 「科学技術指標 2025」

図表 4：主要国における研究開発費総額の推移



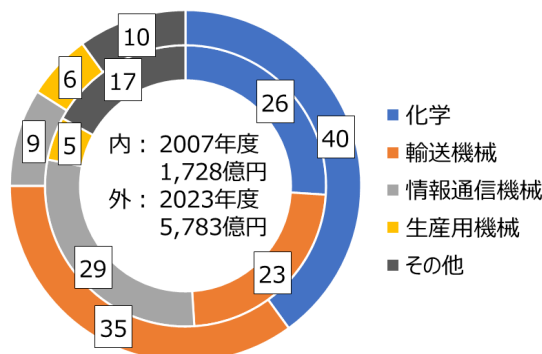
(出典) 科学技術・学術政策研究所「科学技術指標 2025」を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表5：日本企業の外部支出研究開発費の推移 (国内・海外)



(出典) 経済産業省「海外事業活動基本調査」を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表6：中国向け研究開発費の業種別構成比 (%)



(出典) 経済産業省「海外事業活動基本調査」を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表7：北米向け研究開発費の業種別構成比 (%)

＜知財・無形資産の価値化・可視化を通じた投資促進＞

研究開発投資や人的資本投資の結果、培われる企業の強みの源泉となる知財・無形資産は、高付加価値経済の実現にあたって、重要な役割を果たす。企業が保有する技術や知財は、他者の製品・サービスとの差別化や付加価値向上に直接的に貢献することによって、事業活動の価値創出において中心的な役割を担うこととなる。

こうした知財・無形資産の重要性が増す一方、日本企業は米国企業に比べて時価総額に占める無形資産の割合が低い。日本企業は、自社の強みとなる知財・無形資産の把握や活用が不十分であり、これが企業価値低迷の一因との指摘がある。最新の日本企業の無形資産割合は52%と2020年と比べ約20ポイント上昇した(図表2)。引き続き、知財・無形資産への投資を促し、製品・サービスとの差別化や付加価値向上につなげる経営の浸透が重要である。

また、知財・無形資産投資の重要性に鑑み、2021年6月のコーポレートガバナンス・コード改訂において、知財への投資に関して、分かり易く情報を開示・提供すべき点が明示された。このような状況を踏まえ、2022年に、実際に企業開示の現場においてどのように実践すべきかを詳述する「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」が策定され、2023年3月には改訂されたVer2.0が公表された。

長らく続いたデフレ・コストカット型経済から脱却し、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行が進む中で、企業には中長期の成長力をいかに創出・強化するかがこれまで以上に問われている。金融庁が、コーポレートガバナンス・コードのスリム化／プリンシプル化を念頭に、コーポレートガバナンスの実質化に向けたコード改訂の議論を進める中、知財・無形資産を中核に据えた企業経営の浸透をさらに推進することが重要である。また、知財・無形資産を中核に据えた企業経営の考え方は、日本の企業数の多くを占める中小企業・スタートアップをはじめとする上場会社以外の企業が金融機関等と対話する際にも有効である。保有する有形資産が少ない中小企業・スタートアップにとっては、自社の知財・無形資産の投資・活用戦略を金融機関に的確に評価してもらい、必要な資金調達につなげていくことが重要である。

こうした状況の下、内閣府が主催する「知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会」(以下「知財投資検討会」という。)においては、経営戦略として知財・無形資産をCEOが自ら説明することが重要な論点として共有されている。全社を横断的に俯瞰し得る知財部門を、事業部門・研究開発部門・経営層と密接に連携させ、戦略立案段階から主体的に関与する組織体制への改革や、機能別組織から事業に一層寄り添った組織体制への再編、知財責任者の経営層への参画等を通じ、知財・無形資産を経営の共通言語として位置付ける取組

の促進等が求められている。あわせて、自社の競争力の源泉となる強みが形式知化されておらず暗黙知にとどまっていること、成長投資の1つである知財・無形資産への投資が将来の価値創造との関係を明確に示されないまま費用として認識されがちであること、CxO（CFO・CTO・CHRO・CIPO等）間の役割分担や意思決定責任が整理されていないこと、知財・無形資産を中核に置いた企業経営を実行できる人材が不足していること、自社の強みを客観的に把握できる指標が整備されていないこと等が我が国企業における課題として指摘されている。また、研究開発、人材育成、ブランド構築、デジタル化対応など、将来の競争力を支える知財・無形資産への投資の多くが、会計上は販管費として処理されているため、これらが単なるコストとして評価され、企業の成長投資の実態や中長期的な価値創造への貢献が投資家に十分に伝わっていないことの問題点が指摘されている。統合報告書や有価証券報告書等における説明等を通じて、販管費に含まれる成長投資の位置付けを明確に示すことができないか検討が必要である。

また、企業が保有するブランドについても、単なるマーケティング上の要素ではなく、重要な知財・無形資産の一部として明確に位置付け、経営戦略・ガバナンス・投資判断に組み込む取組を推進することが求められる。ブランドの役割や成果を市場関係者に的確に伝える開示環境を整え、知財・無形資産への投資が正しく評価される市場の実現を目指す必要がある。これらの課題を踏まえ、内閣府は知財・無形資産ガバナンスガイドラインの再改訂を念頭に、そのボトルネックや改善策について引き続き検討を行っている。知財・無形資産ガバナンスガイドライン再改訂においては、上場企業における知財・無形資産経営戦略の推進状況について、業種別・ビジネスモデル別の実態把握と課題の構造化や、機関投資家の関心等についての調査・分析が必要である。そのうえで、知財・無形資産経営戦略を推進している先進事例を体系的に調査・分析し、知財開発の段階や業種特性を踏まえた実践的なフレームワークの構築が求められる。加えて、企業による知財・無形資産経営戦略の立案・実行を推進する諸外国の法制度についても調査し、日本の法制度における不十分な点を明らかにすることが重要である。

さらに、知財・無形資産ガバナンスガイドライン改訂に加えて、改訂における要素を先取りし、コーポレートガバナンス・コード改訂に合わせて、上場企業の取締役会及び経営層に、知財・無形資産の価値の本質を伝えるメッセージ等の発信についても検討を進めている。

このように、企業の持続的成長の源泉としての知財・無形資産の位置付けをより明確化する方策が検討される中、企業による開示も質的な高度化が求められている。知財・無形資産を意図的・戦略的に形成している一部の米国企業において、無形資産への投資が将来キャッシュフローにどのように結び付くかをスト

一リーとして説明する開示が進んでいる³ほか、金融庁が取り上げた好事例集においても、知財戦略と経営戦略を関連付けて記載することが投資家との建設的対話に資することが示されている。こうした動向を踏まえ、知財・無形資産に関する事項について、統合報告書等における自主的な開示を促すことや有価証券報告書の記載事項とすることも含め、開示の在り方を検討することが課題となっている。知財投資検討会では、特に、販管費として処理されている研究開発費や人材投資について、その目的、期待される効果、進捗を補足的に説明することが、長期志向の投資判断にとって有用であるとの意見があり、開示項目の整理や企業の規模・業態の多様性に配慮しつつ、実効的な開示とするための方策、好事例の横展開が求められている。

他方、日本成長戦略会議において示された戦略17分野は、我が国が人口減少下においても持続的な成長を実現するための中核的な成長エンジンと位置付けられており、各分野における国際的な技術競争は一層激化している。こうした状況の下では、分野ごとの強み・弱みや競争環境を俯瞰的に把握し、我が国としての勝ち筋を見極めた上で、限られた資源を重点的に配分していく視点が不可欠である。そのため、戦略17分野についてIPランドスケープ等の実施を検討し、知財情報に基づく分析を通じて重点強化領域及び重点強化策に関する情報を整理・共有することにより、企業が自社の経営戦略や投資判断を高度化し、その実行につなげていく取組を支援することが求められている。

その際、IPランドスケープの実施は、技術動向や競争環境の分析にとどまることなく、その結果を具体的な事業化・市場展開へとつなげる出口戦略と一体的に設計することが重要である。技術開発への国の投資が概念実証(POC)段階で止まることなく、社会実装・産業化へと着実に結実するためには、各分野における市場の形成・拡大を見据えた規制改革や制度整備を含む出口に向けた措置を、知財戦略と連動させながら講じていくとともに、チョークポイントとなる技術と知財を戦略的に創出、保護、活用する取組を強化すべきである。国が戦略17分野に対して膨大な投資を行う中、出口となる市場環境の整備が伴わなければ、その投資効果が十分に発揮されないリスクは高く、IPランドスケープの分析結果を規制改革や市場創出戦略の立案にも積極的に活用していくことが求められる。

＜イノベーションマネジメントの高度化＞

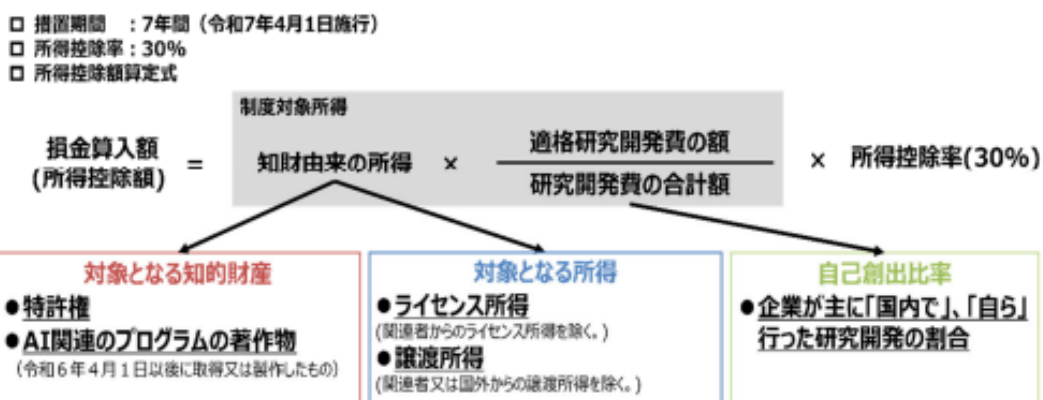
イノベーションの国際競争が激化する中、研究開発拠点としての立地競争力

³ 例えば、Amazon.com社は、技術やインフラへの投資は、短期的にはキャッシュフローの悪化をもたらす可能性があるものの、長期的な成長につながる点をIR資料で説明している。

を強化し、民間による無形資産投資を後押しすることを目的として、2025年4月よりイノベーション拠点税制が施行されている（図表8）。経済産業省は、企業や業界団体への周知活動を継続して実施するとともに、「研究開発税制等の在り方に関する研究会」にて、イノベーション拠点税制の対象範囲や利便性向上に関する産業界のニーズ等を議論し、2025年8月に中間取りまとめを公表した。

当該制度の積極的な活用により、国内での研究開発活動が一層促進されることや、これを契機として、企業内に存在する知財・無形資産の価値が再評価され、経営層による知財・無形資産経営への関与が進むことが期待される。

イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の概要



（出典）経済産業省「イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）ガイドライン」に基づき
 経済産業省が作成

図表8：イノベーション拠点税制の概要

<KPIについて>

「知的財産推進計画 2025」において、本項目において、「今後、適切なタイミングで KPI を設定する。」とされていたところ、第7期科学技術・イノベーション基本計画の数値目標の設定を踏まえ、KPI として、「今後5年間の官民合わせた研究開発投資の総額として、180兆円を目指す」こととする。

（施策の方向性）

- ・ 知財・無形資産を戦略的に活用し企業価値を高めている活動を好事例として公表する表彰制度との連携を含め、知財・無形資産の投資・活用の促進に向けて、CxOの役割、成長投資の考え方、経営人材の育成、指標の活用等を整理した知財・無形資産ガバナンスガイドラインの改訂および知財・無形資産ガバナンスガイドラインの要素を先取りし、コーポレートガ

バランス・コード改訂に合わせて、上場企業の取締役会および経営層に、知財・無形資産の価値の本質を伝えるメッセージ等の発信を含め、その考え方を更に普及・浸透を図る方策を検討する。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、経済産業省、特許庁)

- ・ コーポレートガバナンス・コードにおける知的財産に関する記載や東京証券取引所「資本コストを意識した経営の実現に向けた対応」の要請を踏まえて、引き続き企業に対して知的財産への投資等を促していく。

(短期・中期) (金融庁、内閣府 (知財))

- ・ 中堅企業等における生成 AI を活用した IP インテリジェンス等の知財業務の効率化・高度化に向けた施策検討のため、知財実務での生成 AI 導入から運用までの各段階における課題や解決策を整理するとともに、知財実務で活用可能な具体的事例の把握を行う。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ サステナビリティ・トランスフォーメーション (SX) の実現のための価値創造ストーリーの協創に向けて、知財・無形資産戦略は人的資本戦略や事業ポートフォリオマネジメント戦略、DX 戦略等と並んで重要な鍵であり、SX 銘柄を通じて、知財・無形資産戦略をはじめとする各種戦略について統合的な戦略構築と開示を推奨する。

(短期・中期) (経済産業省、内閣府 (知財))

- ・ 企業による GX 技術への投資に関する客観性の高い開示等を後押しするため、グリーン・トランスフォーメーション技術区分表の国内外への発信及び活用の促進を行う。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ 企業の知財・無形資産への投資・活用の意義や価値創造への寄与が投資家にとって理解・評価しやすくなる環境を整備するため、知財・無形資産に関する事項について、統合報告書等における自主的な開示を促すことや有価証券報告書の記載事項とすることも含め、開示の在り方を検討し、令和 8 年度中を目途に方針を示す。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、金融庁)

- ・ 日本成長戦略会議において示された戦略 17 分野について、特許等の知財情報を活用した IP ランドスケープの実施を検討し、国等が支援する研究開発プロジェクトの勝ち筋を明確化する。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、経済産業省、総務省、国土交通省、
内閣官房 (国土強靱化)、防衛省、防衛装備庁、農林水産省、
内閣府 (科技、健康医療、総合海洋政策)、デジタル庁、特許庁)

- ・ イノベーション拠点税制について、事業者が本制度を活用できるように

層の周知徹底を図るとともに、着実な執行に取り組む。本制度の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する。日本企業の実態に即した利便性向上についても引き続き検討を行う。

(短期・中期) (経済産業省)

(2) AI と知的財産権

(現状と課題)

世界の AI 市場規模 (売上高) は、2024 年に 1,840 億ドル、2030 年には 8,267 億ドルに拡大すると予測されており、AI は世界経済を牽引する基盤分野となっている (図表 9)。日本の AI システム市場 (支出額) も、2024 年に 1 兆 3,412 億円 (前年比 56.5%増) に達し、2029 年には 4 兆 1,873 億円まで拡大すると予測されている (図表 10)。



(出典) 総務省「令和 7 年版情報通信白書」

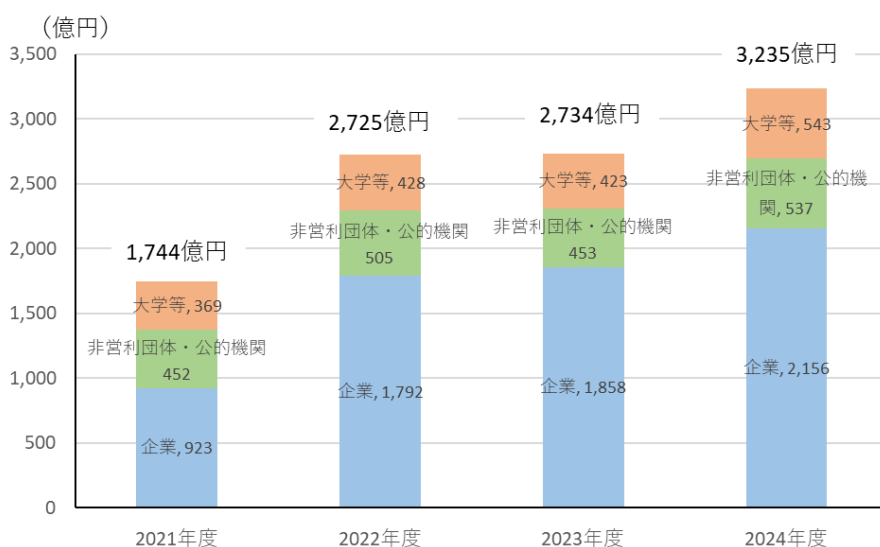
図表 9 : 世界の AI 市場規模 (売上高) の推移及び予測



(出典) 総務省「令和 7 年版情報通信白書」

図表 10 : 国内 AI システムの市場規模 (支出額) 及び予測

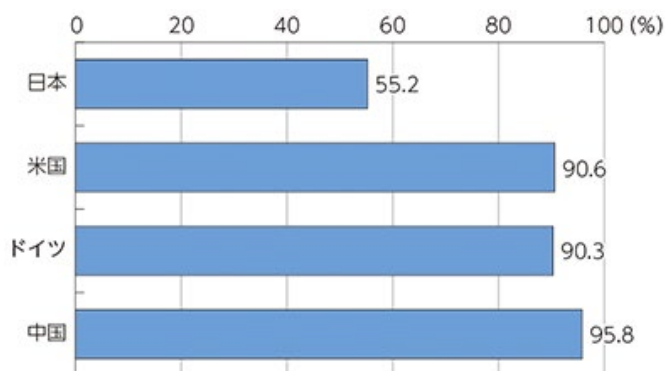
こうした中で、AI分野の研究費は近年、高い伸びを示しており、2023年度に2,734億円であったのに対し、2024年度には3,235億円と対前年度比18.3%の増加を示している（図表11）。このことは、生成AIの急速な社会実装や、AIを中核技術と位置付けた研究開発投資が、企業・大学・公的機関において本格化していることを示していると考えられる。



(出典) 総務省「科学技術研究調査」を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 11 : AI 分野の研究主体別研究費

AIの市場規模や研究費が増加している一方で、我が国企業の業務における生成AIの利活用は海外と比較して進んでいない。何らかの業務で生成AIを利用していると回答した割合は、米国、ドイツ、中国の企業は90%を超えているのに対し、日本の企業は55.2%（業務で使用中和回答した割合）に留まる。



(出典) 総務省 (2025) 「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

図表 12 : 企業における業務での生成 AI 利用率 (国別)

そのような中、AI、とりわけ生成AIやエージェントAIは、研究開発、創作

活動、事業活動の生産性と創造性を飛躍的に高め、知的創造サイクル全体を加速させる基盤技術となっている。一方で、生成物に対する責任の在り方や学習データの取扱い、生成物と著作権・特許権・意匠権・商標権等との関係など、知財制度との関係を巡る新たな課題が顕在化しているほか、エージェント AI の出現等により、その深刻度が増しているとの指摘もある。

国際的には、AI の発展が知財制度に与える影響について、世界知的所有権機関 (WIPO) を中心に継続的な議論が行われている。加盟国や多様なステークホルダーが参加する「知的財産と先端技術に関する WIPO 対話」では、生成 AI の学習データや生成物を巡る著作権上の課題、権利管理や透明性を支える制度・インフラの在り方等、既存制度の適用可能性と限界が多角的に検討されてきた。2026 年 3 月には AI 時代における知財インフラの技術的・運用的課題に焦点を当てた AI Infrastructure Interchange (AIII) を立ち上げ、世界的な対話を促進している。

国内においては、2025 年に AI 法が成立・施行され、AI の研究開発及び利活用を総合的かつ計画的に推進するための法的枠組みが整備された。同法に基づき、内閣総理大臣を本部長とする人工知能戦略本部 (AI 戦略本部) が設置され、AI 政策を横断的に推進する体制が構築されている。さらに、同法第 18 条に基づき、2025 年末には「人工知能基本計画」(令和 7 年 12 月 23 日 閣議決定) (以下「AI 基本計画」という。) が策定され、「信頼できる AI」を軸として、イノベーション促進とリスク対応の両立を図りつつ、「世界で最も AI を開発・活用しやすい国」を目指す国家戦略が明確化された。AI 基本計画においては、適切な知財の保護と利活用につながる透明性の確保を図るとともに、コンテンツホルダーへの対価還元等の推進、生成 AI による知的財産権侵害対策に関する相談体制の整備、生成 AI と知的財産権に関する分かりやすい情報提供等の取組を進めることが明記されている。このことは、AI 政策全体の中において、知財がイノベーション促進と社会的信頼確保の双方にとって不可欠な要素として位置付けられたことを意味している。

他方、イノベーション全体の国際競争において、日本は依然として厳しい位置にある。「II. 1. 基本的な認識」で述べたとおり、WIPO「グローバル・イノベーション・インデックス 2025」において、日本は世界 12 位であり、韓国 (4 位)、中国 (10 位) など、アジア主要国に後れを取っている。AI 分野で創出される価値を確実に知財として保護・活用し、競争力強化につなげることが急務である。

特に、生成 AI については、個人情報への不適正な利用、犯罪の巧妙化・容易化、偽情報等による混乱等と並び、著作権等の侵害リスクについて、クリエイターや権利者から懸念の声が示されている。

こうした声を受けて、AIと著作権の関係については、文化審議会著作権分科会法制度小委員会において検討を行い、また、知的財産権全般との関係については、AI時代の知的財産権検討会（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局）において検討が行われてきている。検討結果は、「AIと著作権に関する考え方について」（2024年3月）及び「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」（2024年5月）（以下「中間とりまとめ」という。）として、それぞれ公表されている。

中間とりまとめでは、生成AIと知的財産権の望ましい関係の在り方として、「AI技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステム」の実現が目指されている。そのためには、法、技術、契約の各手段を適切に組み合わせながら、AI開発者、AI提供者、AI利用者、権利者等の幅広い関係者が連携して取り組むことにより、創作者にとって信頼できる開発者の下に良質なデータが多数集積し、高度な生成AIの開発・提供とともに、新たな創作活動につながる好循環の実現が期待されている。



（出典）AI時代の知的財産権検討会「中間とりまとめ」

図表 13：法・技術・契約の各手段の相互補完性

＜AI法の制定を踏まえた、生成AIと知的財産を巡る懸念・リスクへの対応＞

内閣府知的財産戦略推進事務局では、AI法の基本理念やAI基本計画において適切な知的財産の保護と利活用につながる透明性の確保を図るとされていることを踏まえ、生成AI事業者が行うべき透明性の確保や知的財産権保護のための措置の原則を定め、もって生成AI技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立に向け、権利者や利用者にとって安全・安心な利用環境を確保することを目的として、「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」（仮称）の策定に向けた検討を進めている。

文化庁及び経済産業省においては「AIと著作権に関する関係者ネットワーク」を2024年に発足させ、当事者間において適切なコミュニケーションを図り、新たなコンテンツの創作と文化の発展に向けた共創の実現するため、権利者と事業者が一堂に会して意見交換を行う場を運営している。

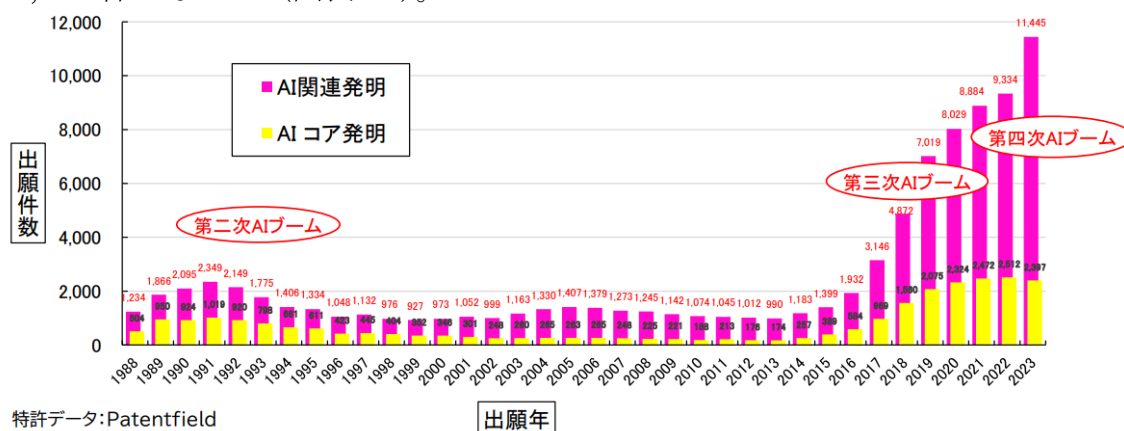
また、令和7年度補正予算において措置された「クリエイターへの対価還元

に向けた著作物等データの流通促進に係る環境構築事業」において、文化庁は、クリエイター等への対価還元を促進するため、著作物等データの有償提供等の流通に必要な事項に係る調査研究・実証を複数年度にわたって複数分野で実施し、モデル事例の創出及び横展開を図ることとしている。

肖像や声の保護に関しては、技術により声の保護を図りつつ収益化を目指す民間の取組や著名な声優による音声 AI サービスの展開など、俳優や声優等と共に、その肖像や声を守りながら利用する活動が複数見られるようになった。他方で、特定の俳優や声優等の肖像や声のみを学習させ、当該俳優や声優等の肖像や声であると一般人が認識するような出力を得ることができる生成 AI モデルやサービスであるにもかかわらず、当該俳優や声優等の許諾を得ずに公開され、さまざまな形態でその出力が利用される事態も引き続き存在している。このような俳優や声優等の肖像や声の無断利用については、経済産業省が 2025 年に公表した「肖像と声のパブリシティ価値に係る現行の不正競争防止法における考え方の整理について」により、不正競争防止法における考え方の整理が行われるとともに、肖像については同省が行う「AI 利活用における民事責任の在り方に関する研究会」でも一定の場合には AI 開発者や AI サービス提供者がパブリシティ権侵害の責任主体となり得ることが整理されたところであるが、俳優や声優等の肖像や声の保護の在り方については、実情を踏まえて引き続き検討することが必要である。

<AI 技術の発達を踏まえた産業財産権上の適切な対応>

近年の AI 分野の研究開発の活発化や、2022 年末には生成 AI や対話型 AI を用いた技術やサービスの開発が盛んになり、いわゆる第四次 AI ブームが到来したこと等を背景に、AI 関連発明の特許出願件数も増加しており、2023 年には 11,445 件となった（図表 14）。



特許データ: Patentfield
 (出典) 特許庁「令和 7 年度簡易型技術動向調査「AI 関連発明」」
 図表 14 : AI 関連発明の日本への特許出願件数の推移

また、生成 AI 技術の発達により、短時間かつ低コストで多数の技術情報やデザイン案を生成・公開することが可能となり、知的創造活動が変化している。

このような背景を踏まえ、産業構造審議会知的財産分科会の特許制度小委員会および意匠制度小委員会において、AI 技術の発達を踏まえた産業財産権上の適切な対応について検討が進められている。特許制度に関しては、(i) 技術的観点も含め近い将来における顕在化が想定される問題か、(ii) 特許権者又は第三者から検討のニーズがあるか、(iii) 国内外での諸情勢を踏まえ検討すべきか、という観点を考慮し、特に、AI 利用発明における発明、発明者、引用発明適格性等の論点について具体的な検討が進められている。また、意匠制度に関しては、(i) デザイン創作の実態や技術の発展状況を踏まえ検討の必要性が高いか、(ii) デザイン創作に関わるステークホルダーの意見を踏まえ検討の必要性が高いか、(iii) 国内外における諸情勢を踏まえ検討の必要性が高いか、という観点を考慮し、生成 AI を利用して創作したデザインにおける意匠、創作者、引用意匠適格性等の論点について具体的な検討が進められている。

<KPI について>

「知的財産推進計画 2025」において「日本企業の AI の利活用率を概ね 100% まで高める」との KPI が設定されていたところ、日本企業の AI の利活用率は 2025 年度調査では 55.2%となっている。

また、同計画において「AI 利用発明の明確化を進め、AI 利用による研究開発を促進する (AI 分野の研究費の増加)」との KPI が設定されていたところ、AI 分野の研究費は 2024 年度には 3,235 億円となり、2023 年度と比べて 18.3% 研究費が増加している。

(施策の方向性)

- ・ AI 技術の進展による特許分野での AI の利活用の拡大を踏まえ、特許の実務に生じる課題等について、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において、国際的な動向を見極めつつ、引き続き検討する。
(短期・中期) (特許庁)
- ・ AI 技術の進展による意匠分野での AI の利活用の拡大を踏まえ、意匠の実務に生じる課題等について、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会において、国際的な動向を見極めつつ、引き続き検討する。
(短期・中期) (特許庁)
- ・ 「中間とりまとめ」が示す考え方に基づき、法・技術・契約の各手段の組合せにより、関係当事者が AI 技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立に向けて主体的に取り組むよう、知的財産法や AI ガバナンス

に関連するガイドライン等の必要な更新を適時に行い、社会に分かりやすい形で周知を行う。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、総務省、文化庁、経済産業省)

- ・ 生成 AI とこれに関わる事業者、クリエイターとの間で、ライセンスの状況等の情報共有等を図るため、関係当事者間における適切なコミュニケーションを引き続き促進する。

(短期・中期) (文化庁、経済産業省)

- ・ 俳優や声優等の声を模倣した音声コンテンツの無断生成・公開等が一定の場合にはパブリシティ権等の侵害に該当し得ることを踏まえ、これらの侵害に関する不法行為法の解釈・適用等について、現行法及び判例法理を踏まえた法的整理の検討を行い、ガイドライン等を作成するとともに、その結果を周知し、より確実な権利保護に向け、ハードロー整備 (不正競争防止法改正を含む) の必要性も含め引き続き議論を継続する。

(短期・中期) (法務省、経済産業省、内閣府 (知財)、消費者庁、総務省、文化庁、特許庁)

- ・ 生成 AI 技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護の両立に向け、権利者や利用者にとって安全・安心な利用環境を確保することを目的とする「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」(仮称) を制定するとともに、クリエイター等への対価還元に向けた環境構築を促進する。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、文化庁、経済産業省)

- ・ 生成 AI による要約サービスと robots.txt 等の技術的措置の関係について、不当な利用行為の防止につながるよう、ユーザーエージェントの開示や robots.txt 等の遵守等の措置の在り方について課題の整理を行う。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、公正取引委員会、文化庁)

(3) 創造人材の強化・ダイバーシティの実現

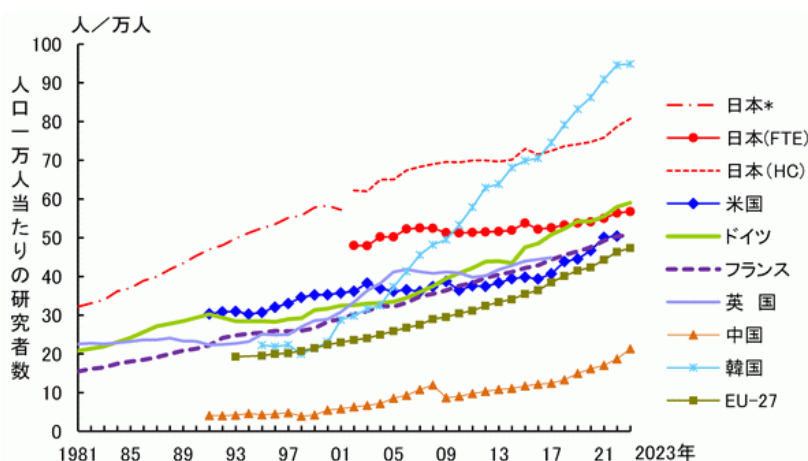
(現状と課題)

我が国における研究者や博士人材等の創造人材は、知財の創出やイノベーションの源泉として、産業競争力の強化や社会課題の解決を支える中核的存在である。大学、公的研究機関、企業において蓄積されてきた高度な専門知識や研究成果は、これまで我が国の技術的優位性を下支えしてきたが、国際的な研究競争の激化や技術革新の加速に伴い、創造人材を巡る環境は大きく変化している。とりわけ、創造人材の量的確保と質的高度化、さらには多様性の確保を一体的に進めることが、知財創出力を持続的に高める上で不可欠となっている。

定量的に見ると、我が国の研究者数は引き続き主要国の中で上位水準にある

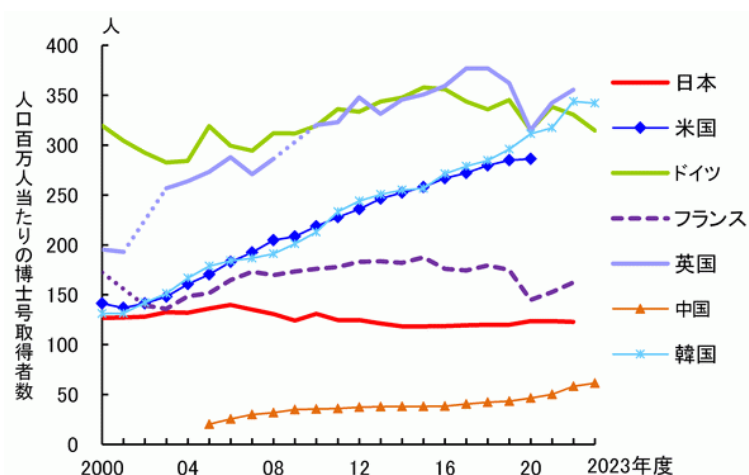
ものの、その伸びは限定的であり、人材構成の面では課題が顕在化している。「科学技術指標 2025」(2025年8月 科学技術・学術政策研究所)によれば、日本の人口1万人あたりの研究者数は2009年までは、主要国の中で、最も多い数値であったが、2010年には韓国、2019年にはドイツが上回った。また、高等教育段階に目を向けると、日本の人口100万人あたりの博士号取得者数は2022年度で123人であり、他国と比べて少ない。他国の最新年度の値を見ると、最も多い国は英国の355人であり、これに続いて韓国が342人、ドイツが314人である。

こうした状況を踏まえ、文部科学省は「博士人材活躍プラン」において、2040年までに人口100万人あたりの博士号取得者数を2020年度比で約3倍に引き上げ、世界トップレベルとする目標を掲げている。



(出典) 科学技術・学術政策研究所 (NISTEP) 「科学技術指標 2025」

図表 15 : 主要国の人口 1 万人あたりの研究者数



(出典) 科学技術・学術政策研究所 (NISTEP) 「科学技術指標 2025」

図表 16 : 主要国の人口 100 万人あたりの博士号取得者数

＜知財創造教育の推進＞

知財創造教育の理念は、学習指導要領において育成を目指す資質・能力の三つの柱に対応したものであり、これまで高等教育、初等中等教育現場において知財創造教育の浸透を図ってきた⁴。

その中で、中国地域では、教育機関、企業、県等において小中高向けの出前授業、ワークショップ開催及び支援活動など、活発な取組がなされている。大学においては、文部科学省が知財教育に関連する「教育関係共同利用拠点」として認定した山口大学から他大学への知財教育のカリキュラムや教職員の知財研修プログラムの展開が進められ、研修プログラムは2024年度までの累計でのべ13万人以上に提供されている。

また、特許庁及び工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）は、未来の産業人材である高校及び高等専門学校⁵の学生等を対象に、知財の保護や権利の活用についての知識や情意、態度を育む取組を支援する「知財力開発校支援事業」を実施しており、2025年度は65校を支援校として採択した。さらに、大学及び大学院の学生に対しては、2024年度に、知財教育をアントレプレナーシップ教育の一環として行う手法について検討し、必要と考えられる知財教育の内容について類型化を行うとともに、教材の作成も実施した。

今後、こうした知財教育の取組に加え、知財創造教育をさらに発展させるに当たっては、知財戦略と国際標準化戦略を一体的に捉える視点の重要性が高まっていることを踏まえ、国際標準化に関する基礎的な知識や戦略的思考についても教育の中に組み込む手段を検討し、その浸透を図ることが必要である。技術や知財の価値評価、事業化、国際展開等を見据えた産業人材の育成に向けて、知財と国際標準化を一体的に学ぶ機会を提供することで、両者を組み合わせた戦略的な思考を持つ人材の輩出につなげることが求められる。

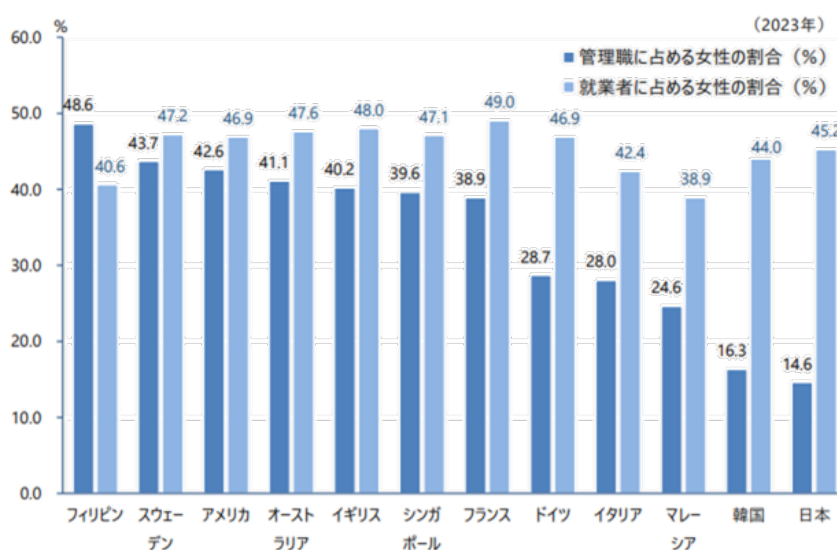
＜イノベーションを支える人材の多様性＞

イノベーションの創出は、単一の価値観や経験に基づく発想のみでは限界があり、異なる知識、経験、価値観を有する多様な人材が相互に刺激し合うことによって初めて持続的に生み出されるものである。経済産業省は、ダイバーシティ経営を「多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営」と定義しており、自由な発想の創出、生産性の向上、競争力の強化といった一連の好循環を通じて、企業のイノベーション力を高める上で多様性が不可欠であることを明確にして

⁴ 具体的には、「知財創造教育」の普及を目的とした「知財創造教育推進コンソーシアム」を開催し、2021年3月に、知財創造教育の関係者が取り組むべき具体的なアクション・プランを取りまとめた。それにより、現在、地域主導型の地域コンソーシアムが主体的な役割を果たしつつ、知財創造教育の普及・実践を進めている。

いる。特に、技術や市場環境の変化が激しく、複雑化・高度化する社会課題への対応が求められる中においては、性別、国籍、年齢、専門分野、キャリア等の多様性を内包した人材基盤を構築することが、イノベーションを継続的に創出するための重要な前提条件となっている。

他方、我が国企業における多様性に対する取組は着実に進展しているものの、国際的に見ると、経営者の他企業での経験や管理職に占める女性の割合等がかなり低い（図表 17）など、依然として多くの課題が存在する。



（出典）労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較 2025」

図表 17：就業者及び管理職に占める女性の割合

そのため、我が国において多様性の確保とその価値観そのものを認める包摂性の浸透がより進展することが望まれる。

このような状況の下、特許庁は、大阪・関西万博において WIPO と共に「SDGs に向けた知財活用の促進等に関する国際フォーラム」を開催するとともに、知財を活用して社会課題の解決と包摂的な成長を実現している企業を表彰する「EXPO2025 JPO-WIPO AWARD」の授賞式を挙行了。同表彰は、社会課題解決のために知財を有効活用し、気候変動、女性及び若者参画の分野において、より良い未来社会をデザインする企業を受賞対象としている。これらの取組が、知財エコシステム全体における多様な人材の参画に大きく貢献することが期待される。

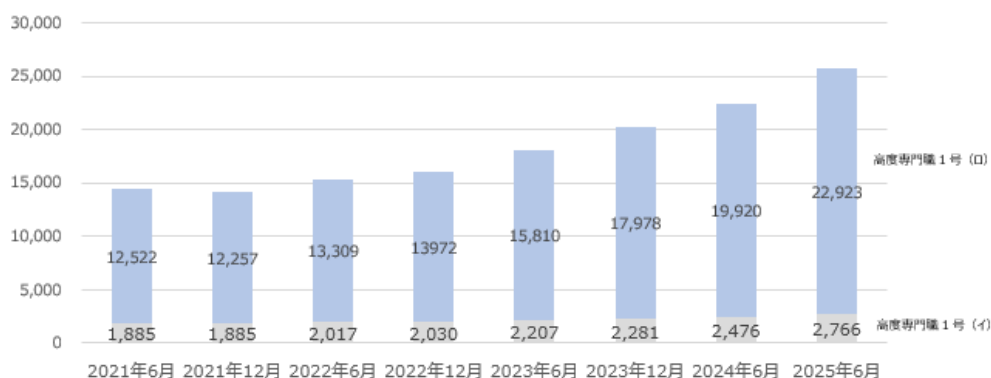
＜高度外国人材の積極的な受入れ、拠点整備＞

創造人材の確保に向けた高度な知識や経験を有する海外人材の受入れの促進は、我が国の国際競争力の維持・向上において欠かせない。近年、アメリカのトップ大学においてコンピュータサイエンス等を修めた高度人材が就職難に直面

するなど、グローバルな人材の流動化が加速している。こうした状況は、我が国にとって一線級の創造人材を世界から誘致する絶好の機会であり、従来の東南アジア・インド等にとどまらず、アメリカをはじめとする欧米諸国からも積極的に優秀な人材を受け入れることで、我が国の人材基盤を大幅に改善できる可能性がある。

政府は経済成長等への貢献が期待される高度な能力をもつ外国人について、出入国在留管理上の優遇措置を実施してその受入れを促進するため、「高度人材ポイント制」の導入、更に高度外国人材に特化した在留資格「高度専門職」の新設、特別高度人材制度（J-Skip）⁵及び未来創造人材制度（J-Find）⁶を導入してきた。その結果、本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育等に従事する活動（高度専門職1号（イ））、本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務等に従事する活動（高度専門職1号（ロ））の在留資格⁷を有する在留外国人数は増加している（図表18）。

なお、高度人材ポイント制については、運用開始以降の経済社会の変化等を踏まえながら、同制度において我が国の競争力とイノベーションの創出に資する高度人材をよりの確かつ円滑に受け入れることができるよう、在留実態を踏まえた上で、ポイント加算項目における年収基準等の見直し、ポイント加算項目の整理を通じて制度の更なる適正化、審査の迅速化等に取り組むこととしている。



（出典）出入国在留管理庁 HP「【在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表】」に基づいて
内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表18：在留外国人統計（高度専門職1号（イ）、（ロ））の推移

⁵ 高度外国人材の中でもトップレベルの能力がある者の受入れ促進することを目的として、ポイント制に抛らず、学歴又は職歴と年収により高度専門職（1号）を付与。

⁶ 将来有為な人材としての活躍が期待されるポテンシャルの高い若者を早期に呼び込むことを目的として、要件を満たすことで就職活動等の活動のための在留資格（特定活動）を付与。

⁷ 高度学術研究活動「高度専門職1号（イ）」：本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動
高度専門・技術活動「高度専門職1号（ロ）」：本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動

在留外国人の増加に伴い、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要性も高まっている。政府は、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた様々な施策を総合的に推進していくため、2025年7月15日に、内閣官房に外国人施策の司令塔となる事務局組織として「外国人との秩序ある共生社会推進室」を設置した。さらに、同年11月4日には「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」を開催し、基本的な考え方や取組の方向性を示すための検討を進めることとした。これらの検討を踏まえ、2026年1月23日、国民の安全・安心のための取組や外国人が日本社会に円滑に適応するための取組等を盛り込んだ「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が同関係閣僚会議において決定された。

同総合的対応策には、日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）や経済団体、地方公共団体等から構成される「高度外国人材活躍地域コンソーシアム」において、外国人留学生の当該地域内日本企業等への就職・定着を支援することも含まれている。

<KPIについて>

「知的財産推進計画 2025」において「2040年における人口100万人当たりの博士号取得者数を世界トップレベルに引き上げる」とのKPIが設定されていたところ、日本の人口100万人当たりの博士号取得者数は、2021年度は124人、2022年度は123人であり、横ばいで推移している。

同計画において「知財創造・保護・活用に携わる知財教育に関する取組を広げる（取組事例数）」とのKPIが設定されていたところ、教育関係共同利用拠点である山口大学知財センターが提供する知財に関わる研修等の参加者は2023年度に17,083人、2024年度に15,063人となっている。また、高校及び高等専門学校における知財学習の取組を支援する知財力開発校支援事業の取組事例数は、2024年度は48校、2025年度は65校であり、2024年度の普通科高校への対象拡大等により増加している。加えて、特許庁がアントレプレナーシップの一環として行う知財教育の調査事業にて教材を作成し、アントレプレナーシップ教育における知財教育の有用性等について2025年度に6回の実証検証が行われた。

同計画において「イノベーション人材の取り込みを進め、高度な能力をもつ外国人材を増やす（在留外国人数（高度専門職1号（イ）、（ロ））」とのKPIが設定されていたところ、高度専門職1号（イ）の在留資格を有する在留外国人数は2766人、高度専門職1号（ロ）の在留資格を有する在留外国人数は22,923人（2025年6月末時点）であり、前年同月比でそれぞれ290人、3,003人の増加となっている。

(施策の方向性)

<知財創造教育の推進>

- ・ 知財教育に関する「教育関係共同利用拠点」として認定された大学の知財教育のカリキュラムや導入プロセスを、知財教育の導入を検討している大学に対して共有することで、当該大学における知財教育の教育課程への円滑な導入を推進する。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、文部科学省)

- ・ 教育現場と地域社会とをつなぐ地域連携拠点となる地域コンソーシアムにおいて知財創造教育を普及・推進できるよう、支援を行う。

(短期・中期) (内閣府 (知財))

- ・ 企業や学校等において知財に関する意識向上を図るため、知的財産管理技能検定等の知財関連資格の取得を推奨する。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、特許庁)

- ・ 次世代科学技術チャレンジプログラム等の仕組みを活用し、独創的な発想力を持つ人材の発掘・育成に取り組むとともに、高度で実践的な講義や研究を実施する大学を支援する。

(短期・中期) (文部科学省)

- ・ 新たなデジタル技術の急速な発展等を踏まえ、著作権制度に関する一般的な知識のみならず、著作権を巡る社会の動きや Web3.0 関連技術等のデジタル技術と著作権との関係等の視点を取り入れつつ、広く国民に向けた講習会や SNS 等を通じた著作権に関する普及・啓発を行う。また、クリエイターを含む全ての国民が日常的に著作権を意識できるよう、関係団体等と連携した効果的な普及啓発活動について検討する。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ 将来を担う世代である小中高生に対して、知的財産への理解やイノベーションへの興味・関心を高めるプログラムを、地域企業等の協力を得ながら実施する。また、「知財力開発校支援事業」を通じて、高校及び高等専門学校生徒・学生の知財の創造・保護・活用全般にわたる知財マインドの育成を広く支援する。さらに、大学生等へのアントレプレナーシップ教育の一環として知財に関する教育を行うことによって、知財の保護・活用を含めて課題解決に必要な知識に加え実践的知識・スキルの上昇を図る。

(短期・中期) (特許庁)

<イノベーションを支える人材の多様性>

- ・ 我が国の博士号取得者数の増加等を目指し、博士後期課程学生の処遇向上に加え、産業界における採用拡大など、博士人材が社会の多様なフィ

ールドで活躍する社会の実現に向けて、「博士人材の民間企業における活躍促進に向けたガイドブック」及び「企業で活躍する博士人材ロールモデル事例集」の周知・普及等を行う。

(短期・中期) (経済産業省、文部科学省)

- ・ 多様性と包摂性を推進する動きが、国際的に継続するなか、世界の知財庁・関連機関や国内の知財制度ユーザー団体と連携を深めながら、多様性と包摂性を高めるためのネットワークの形成と環境整備を進める。
(短期・中期) (特許庁)
- ・ 大阪・関西万博にて情報発信した、社会課題解決を目指すスタートアップ企業、非営利法人、個人等に対し、知財と社会課題解決等の専門家による伴走支援を通して検証してきた支援ノウハウや事例、学習コンテンツを、地域で実装していくための検討を進めるとともに、社会課題解決における知財のあり方の周知・普及を行う。
(短期・中期) (特許庁)
- ・ 知財活用の効果を見える化することで企業による知財活用の一層の浸透を図るため、知財活用等に伴う企業価値や経済価値の定量的な分析・評価を行える若手研究者の育成に必要な施策について、検討を行う。
(短期・中期) (特許庁)
- ・ 農林水産業・食品産業全体における知財マネジメント能力の強化に向けて、セミナーの実施、種苗業者向けプログラムの展開の支援等により、農林水産業・食品産業全体の意識向上に取り組むとともに、農林水産業・食品産業に適したアドバイスができる知財専門人材（弁護士・弁理士等）や農林水産業・食品産業の現場で指揮する中核人材を育成・確保する。
(短期・中期) (農林水産省)

<高度外国人材の積極的な受入れ、拠点整備>

- ・ 東南アジアやインド等のトップ大学等の卒業生をはじめとした優秀な若手人材の確保に向けて、インターン等の活用等を通じた現地大学との連携強化を行うとともに、未来創造人材制度（J-Find）や更なる適正化、審査の迅速化に取り組んだ上での高度人材ポイント制の活用を含む誘致強化及び企業や高度外国人材への周知活動強化の検討を行う。
(短期・中期) (出入国在留管理庁、経済産業省、文部科学省)
- ・ 我が国の研究力向上のためには研究活動の国際化が一層必要であり、国際的な共同研究等を通じて研究者が世界のネットワークに加わるとともに、優れた研究者が国際的に循環していくことが重要である。このため、科学技術先進国との先端分野での研究セキュリティも確保した戦略的な

協力を一層強化するとともに、ASEAN やインドを含むグローバル・サウス等との戦略的な連携や若手研究者の交流を強化する。

(短期・中期) (文部科学省)

- ・ 外国人留学生の受入れは、諸外国との相互理解及び友好親善の増進や高度外国人材の獲得、大学等の国際競争力の強化等に資する意義がある。このため、量ありきではなく、在籍管理や安全保障貿易管理の徹底等を通じて質の向上を図る視点をより一層重視しながら、多様な国・地域から優秀な外国人留学生を受け入れるとともに日本人学生と外国人留学生がともに学ぶ環境の構築や質の保証を伴った大学間交流の強化等、大学の国際化を推進する。

(短期・中期) (文部科学省)

2. 知的財産の「保護」

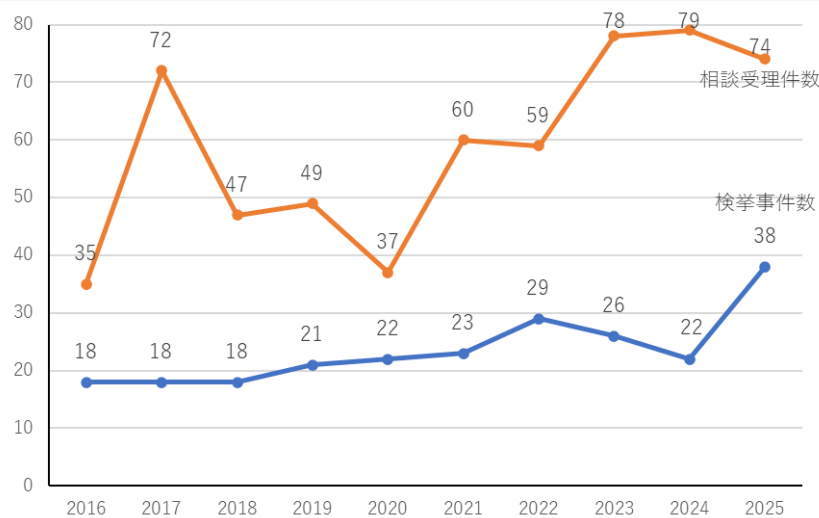
(1) 技術流出の防止

(現状と課題)

<営業秘密・限定提供データ>

近年、地政学的な緊張の高まりや国家間競争の激化、先端技術のデュアルユーロスの進展等を背景に、我が国が有する優れた技術や研究成果が意図せず国外に流出し、安全保障や産業競争力に重大な影響を及ぼすリスクが一層高まっている。企業活動や研究活動の国際化、雇用の流動化、デジタル技術の進展に伴い、技術情報が人・データ・ネットワークを通じて移転する機会が増加しており、従来にも増して、営業秘密やデータの管理の重要性が高まっている。

このような状況の下、営業秘密の侵害を含む技術流出リスクは、現実の問題として顕在化しつつある。警察庁が公表した「令和7年における生活経済事犯の検挙状況等について」によれば、営業秘密侵害事犯の警察への相談受理件数は2025年には74件と3年連続で70件を超えた。また、検挙事件数は2025年には38件で前年比73%増となった。このことは、雇用の流動化や国際的な事業活動の拡大等を背景に、企業や研究機関が営業秘密の漏えいリスクに直面する場面が増加していることを示している(図表19)。



(出典) 警察庁「令和7年における生活経済事犯の検挙状況等について」を基に
内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 19：営業秘密侵害事犯の検挙事件数及び相談受案件数の推移

政府においては、これまでの取組を踏まえつつ、営業秘密・限定提供データを中心とした技術情報の管理強化をより一層推進することが求められる。不正競争防止法に基づく営業秘密の適切な管理の徹底や、データの性質や利用形態に応じた限定提供データの管理・活用の在り方について、事業者や研究機関における理解と実践を促進することは重要であり、経済産業省は、令和7年度初心者向け知的財産権制度説明会を通じて、全国各地において周知を行った。また、日本商工会議所や経営法友会等の業界団体、大学等に対しても、営業秘密・限定提供データの適切な管理の重要性について周知を行った。

あわせて、毎年開催している営業秘密官民フォーラムにおいて、官民の実務者間で営業秘密保護の現状や課題等について情報交換を行っており、来年度も引き続き開催する予定である。これらの取組を通じて、制度やルールの周知にとどまらず、実務に即した課題の共有や対応力の向上を図っている。

今後も、営業秘密や限定提供データの適切な管理・保護が、技術流出防止のみならず、健全な技術流通や国際的な事業展開を支える基盤であるとの認識の下、関係省庁が連携しつつ、事業者や研究機関における取組を後押しすることが求められる。

また、日本企業の法務部門が外国当局の要求に応じて技術情報を提供することが実質的な技術流出につながっているとの指摘がある。このため、外国当局の命令・要求に応じた先端技術情報の開示に対応できる方法を検討し、技術の国際的な利活用や研究活動の開放性との適切なバランスに配慮しながら、実効性のある技術流出防止策を着実に推進する必要がある。一方、厳格な刑事制裁を通じ

て強力な抑止力を確保している国・地域も存在する。

こうした国際的な実態を踏まえ、諸外国の法制度も参考にしながら、経済安全保障の観点から重要な技術の不正取得について、これを実効的に保護するための更なる方策を検討し、また、捜査当局における技術・知財分野の専門的知見を有する人材の育成・確保及び体制強化を推進し、高度化・巧妙化する技術流出事案に対して迅速かつ実効的に対応できる捜査能力の整備を検討する必要がある。

加えて、最先端技術においては、民生用と防衛用の区別が極めて困難になっているなか、政府は防衛力強化にスタートアップの力を活用するとともに、防衛分野での調達や研究開発・実証を起爆剤にスタートアップが成長する好循環を生み出すデュアルユース・スタートアップエコシステムの強化に取り組んでいる。その際、防衛分野への応用が想定されるスタートアップの最先端科学技術の知財について、その適切な保護と活用の在り方を整理することが必要であり、安全保障上の配慮と技術の円滑な利活用とのバランスを踏まえた検討が求められている。

こうした取組においても、研究・技術情報の集中管理体制の構築は、機微な技術情報の適切な保護と活用を両立させる上で不可欠な基盤となるものであり、安全保障と技術革新の双方の観点から総合的に推進することが求められる。

＜研究セキュリティ・研究インテグリティ＞

研究活動の国際化、オープン化は、科学技術・イノベーションの発展に不可欠である一方、意図せざる技術流出や不当な影響を受けるリスクが顕在化している。このため、政府は、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ確保に係る対応方針について」（2021年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等に基づき、研究機関や大学等における研究活動の透明性及び説明責任を果たすためのリスクマネジメント等を求めてきた。研究インテグリティの確保に係るフォローアップ調査においては、各機関の取組状況の着実な向上が確認されている⁸。

近年は、研究インテグリティの確保を前提として、G7各国やその他の同志国において、研究セキュリティの確保に関する取組が始められている。内閣府は、「研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議」を開催し、国の競争的研究費で実施する、成果公開前提の研究開発プログラムのうち、経済安全保障の観点から、特に、技術流出を防止する必要がある「特定研究開発プログラム」を対象として、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」を2025年12月に策定、公表した。今後は、関係府省と連携し、研究セ

⁸ https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/ri_follow-up_fy2025/ri_fu_fy2025_sum.pdf

セキュリティの取組を推進する。

＜安全保障に係る技術の流出防止＞

安全保障上重要な技術については、従来の輸出管理に加え、時間の経過に伴う軍事転用リスクや事業構造の変化を踏まえた新たな対応が求められている。特に、研究開発の国際化や事業活動のグローバル化が進展する中で、研究成果や技術情報が、時間の経過や用途・主体の変化を通じて、当初想定されていなかった形で利用される可能性が指摘されている。

経済産業省においては、「産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会」中間報告（2024年4月）に基づき、「技術管理強化のための官民対話スキーム」（2024年12月施行）について、企業からの事前報告に基づく官民対話の実施等、適切な執行に努めている。あわせて、対象とすべき技術については、技術動向や国際情勢の変化を踏まえつつ、随時見直しを行っている。

また、内閣官房及び内閣府は、2024年8月に、関係省庁に対し、国が支援を行う社会実装を見据えた研究開発プログラムについて、研究開発の入口から出口までの段階に応じた技術流出防止措置を講じること、及び日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転への適切な対応を図ることについて周知を行った。これらについては、2025年に、関係府省に対して進捗状況の確認を行い、取組の着実な実施を促してきた。

さらに、従来、官民共同で研究開発した防衛装備品に関して、機微性の高い情報を含む技術は、産業界のニーズがあっても、防衛省の内規によって、特許出願が許されていなかった。2024年5月に特許出願非公開制度の運用が開始されたことに伴い、防衛省は上記内規を改正して2026年度から一部の機微性の高い技術について特許出願を可能とするとともに、省内組織の体制を整えた。今後は防衛装備移転三原則等の改正を踏まえ、防衛産業の技術を守るために、より機微性の高い技術を取り扱う体制について検討を進める。

今後も、官民対話や関係府省間の連携を通じて、研究開発や事業活動の健全な推進と、安全保障上重要な技術の保全との両立を図るとともに、技術の性質やリスクに応じた合理的かつ実効性のある技術流出防止策を継続的に推進することが求められる。

＜KPIについて＞

「知的財産推進計画 2025」において「情報漏洩の発生抑制や情報セキュリティ等の確保を図り、適切な技術流出防止につなげる（営業秘密侵害事犯の検挙件数又は相談受理件数の状況把握）」とのKPIが設定されていたところ、2025年における営業秘密侵害事犯の警察への相談受理件数は74件（前年比6%減）と

なった。

(施策の方向性)

- ・ 「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」(2025年12月)等に基づき、政府、資金配分機関及び研究機関における研究セキュリティ・研究インテグリティの確保に関する取組を推進する。
(短期・中期)(内閣府(科技)、関係省庁)
- ・ 不正競争防止法における営業秘密に係る規律について、被害者の救済及び国外への漏洩防止の観点から適切な制度の在り方を検討するとともに、「秘密情報の保護ハンドブック」及び「知っておきたい営業秘密」に加え、「営業秘密管理指針」の周知等を進めることで、引き続き営業秘密の漏えい防止に向けて啓発する。
(短期・中期)(経済産業省)
- ・ 「産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会」中間報告(2024年4月)に基づき、2024年12月に施行された「技術管理強化のための官民対話スキーム」について、適切に執行するとともに、対象とすべき技術について不断の調査・分析を行い、随時の見直しを行う。
(短期・中期)(経済産業省)
- ・ 防衛装備移転三原則等の改正を踏まえ、防衛産業の技術を守るために、より機微性が高い技術を取り扱う体制について検討を進める。
(短期・中期)(防衛省)

(2) 海賊版・模倣品対策の強化

(現状と課題)

<海賊版>

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、マンガ・アニメ・ゲーム・映画をはじめとする我が国の魅力あるコンテンツが広く世界に発信されるようになった。一方で、その魅力の高さと相まって、それらの著作権等に対する侵害行為が国境を越えて拡大している。国境を超えてサイト運営者、サーバー、ドメイン登録等が所在していることや、匿名運営を可能とするサービスが出現していることに加え、ドメインホッピングを用いるなど、これまで以上に手法が巧妙化し、サイト運営者の特定がいつそう困難となっている。

このような状況に伴い、海賊版被害も急増している。一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(以下「CODA」という。)によると、2025年の日本発コンテンツ(映像・出版・音楽・ゲーム)のオンライン上の海賊版被害額は5.7兆円、今回から調査を開始した偽キャラクターグッズによる被害額は4.7兆円と推計

され、日本発コンテンツの海賊版被害額は合計で約 10.4 兆円に上るとされている（図表 20）。とりわけ、日本発コンテンツ（映像・出版・音楽・ゲーム）のオンライン上の海賊版被害額は、2022 年の調査時には 2.0 兆円と推計されていたところ、2025 年の 5.7 兆円まで概ね 3 年で 3 倍に拡大している（図表 20）。このような被害額の拡大にはここ数年の為替・物価等の変動による影響も大きいですが、同時に、インターネットの更なる普及に伴うネット接続人口や海賊版利用者数の増加、日本発コンテンツの世界的な浸透の加速等により、日本発コンテンツが海賊版利用者の目に留まる機会が増加していることも原因と考えられる（図表 21）。

オンライン海賊版被害額	2022年	2025年
映像	0.9兆円	2.3兆円
出版	0.8兆円	2.6兆円
音楽	0.1兆円	0.3兆円
ゲーム	0.1兆円	0.5兆円
小計	2.0兆円	5.7兆円
キャラクターグッズ	(調査実績なし)	4.7兆円
合計	-	10.4兆円

※2022年、2025年ともにアンケート調査結果を係数化して推計した被害額を比較

※1：2022年調査の被害額推計方法のうちアンケート結果を起点とした推計方法による被害額

※2：2025年調査の「ユーザー起点推計」による被害額（2022年調査と同じ推計方法の額）

（出典）CODA ホームページ

図表 20： CODA による日本発コンテンツの海賊版被害額調査結果



（出典）CODA ホームページ

図表 21： デジタルコンテンツの海賊版被害額の増加の影響要因

日本発コンテンツの中でも我が国のマンガ等の海賊版サイトの状況については、日本向けの上位10サイトへの月間アクセス数は、2024年12月には6億アクセスに迫るなど、以前の最悪期を超える被害状況となったものの、その後の対策によって複数のサイトが閉鎖され、2025年12月には1億アクセスの大台を下回った。しかしながら、依然として6000万アクセスを超える海賊版被害が存在しているため、引き続き官民が連携して対策を講じることが重要である（図表22）。



図表 22 : 出版物海賊版上位 10 サイト アクセス数合計の月別変化

近年は、海外発の海外向け海賊版サイトによる被害も拡大しており、特に、ベトナムやインドネシアにおける被害が目立つ状況となっている。

このような国境のないインターネット上の海賊版への対応には、民間の取組のみで対応することは難しいことから、政府の主導による国際的な連携や国際執行の強化が重要である。海外における海賊版に対するアクセスを抑止するための制度の利用も含め、特に、ICANN (The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) 等を通じたドメイン事業者の働きかけ、CDN (Contents Delivery Network) サービスの悪用防止、現地での摘発 (国際司法協力) 等を中心に、官民で連携しながら対応を進めていく必要がある。また、新たに発行が予定されるトップレベルドメインについても注意をしていく必要がある。さらに、日本発コンテンツの権利者等が国際的な権利行使等を行うための支援体制づくりや、専門家間の知見の共有等を促進する必要がある。

2025年11月には、東京地方裁判所において、米国法人 Cloudflare,Inc.によるマンガの海賊版サイトへの CDN サービスの提供行為が著作権侵害の幫助に当たると認める判決が言い渡されており、こうした司法の判断を踏まえながら、引き続き、民間の動きを注視していく。

政府では、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」を公表し、これに基づく対策を着実に進めてきた。

また、民間の主体的取組を支援する省庁横断的取組の強化を行うべく、2024年9月には、最新情報の共有や具体的な対策への接続等を検討する場として、海賊版対策に従事する民間及び関係府省庁の実務者から構成される海賊版等対策官民実務者級連絡会議を立ち上げ、これまでに4回開催した。今後、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」の工程表を更新することとしている。

民間においては、例えば、マンガの海賊版に対し、出版業界・IT業界・有識者が定期的に協議を行いながら、精力的に取組が進められてきている。一例として、CODA や出版5社海賊版対策会議（JPMAC）において、官民連携した取締りや国際的な権利行使、各種の国際会議における海賊版対策への協力の呼びかけなど、積極的な活動が展開されている。

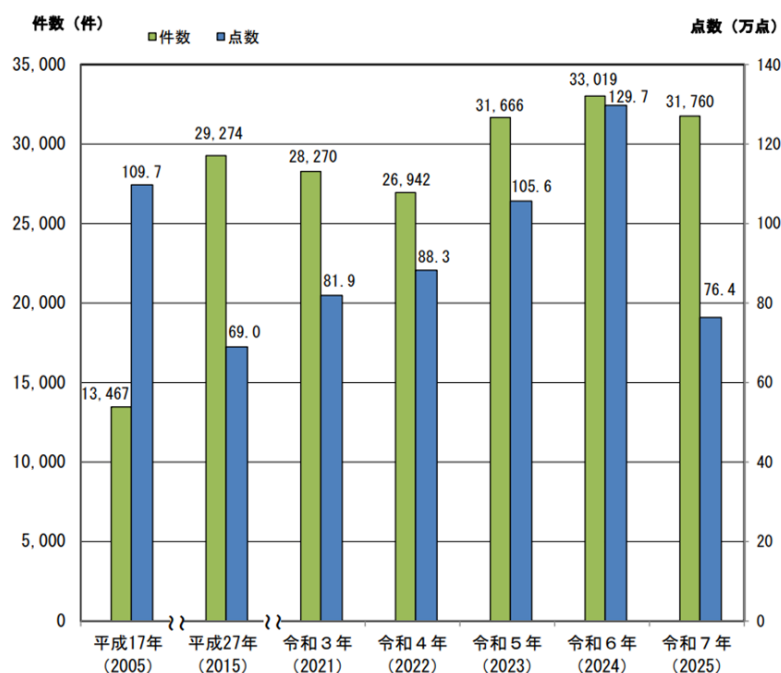
2025年11月には、CODA が日本の出版社の要請を受けて中国の公安当局に刑事告発を行い、世界最大のマンガ海賊版サイトの閉鎖に繋がった。また、CODA は、ベトナムを拠点とする権利侵害が深刻化していることを踏まえ、その対策を強化するため、現地の法律事務所と連携し、2026年4月1日にベトナムに「CODA ベトナムセンター」を開設した。このような民間の主体的な取組と政府の取組を有機的に連携させながら、今後も官民一体となって、海賊版を撲滅し、正規版流通も含めたエコシステムの実現に取り組むことが重要である。

<模倣品>

近年、電子商取引の拡大や物流の多様化に伴い、国境を越えた模倣品の流通が引き続き深刻な課題となっている。模倣品は、正規事業者の競争力を損なうのみならず、消費者の安全や信頼を脅かすおそれがあることから、関係省庁が連携し、製造・流通・輸入の各段階における実効的な対策を講じることが求められている。

税関における水際取締りについては、引き続き重要な役割を果たしている。2025年の全国の税関における偽ブランド品等の知財侵害物品の輸入差止件数は31,760件で、前年と比べて3.8%減少したものの、3年連続で3万件を超えており、高水準で推移している。（図表23）。また、使用することにより、健康や安全を脅かす危険性のある、浄水器用カートリッジ等の家庭用雑貨、バッテリーや

イヤホン等の電気製品、自動車付属品等の輸入差止めが続いている⁹。



(出典) 財務省 HP 「令和7年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」

図表 23 : 知財侵害物品の輸入差止実績の推移

こうした状況を踏まえ、政府は、税関における取締りの実効性向上を図るとともに、権利者による情報提供や申立制度の活用を促進するなど、官民連携による模倣品対策を進めてきた。また、制度改正の円滑な定着を図るため、関係機関や事業者、消費者に対する周知・広報を進め、官民の連携を通じた模倣品対策の強化に努めてきた。

また、近年、SNS 等インターネット上に表示される広告において、権利者あるいは権利者から知的財産権の許諾を受けた者を装い、あたかも真正品を販売しているかのように告知し、利用者を個別の取引に誘導するような広告（以下「誘導型詐欺広告」という。）を通じた模倣品流通が急増しており、新たな対応が求められている。誘導型詐欺広告は、利用者の属性やウェブサイトの閲覧履歴等の条件に基づき、利用者の関心に合わせた内容を掲載するターゲティング広告等を通じて個別の利用者に表示されることが多く、権利者による把握や削除対応が困難であるという特徴を有する。誘導先では、真正品を装った模倣品の販売に加え、無関係な商品やノーブランド品の販売、さらにはフィッシング詐欺等による消費者被害も発生しており、権利者のブランド価値の毀損のみならず、消

⁹ https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2025/ka20260306.pdf

費者保護の観点からも大きな問題となっている。

特許庁は、広く誘導型詐欺広告による模倣品被害の実態を共有するとともに、具体的な対策にかかる議論を提起すべく、2026年2月に中国で開催されたAPEC 知的財産権専門家会合（IPEG）において、特許庁委託事業として2024年度にJETROが行った「SNS等インターネット上の誘導型詐欺広告を利用した模倣品流通に関する調査」に関する発表を行い、各エコノミーから高い関心が寄せられた。総務省においても、どのような情報を流通させることが商標権等の権利侵害や法令違反に該当し得るのかを例示した特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン（2025年4月施行）を公表した¹⁰。また、官民合同フォーラムである国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）においては、2025年度に「SNS詐欺広告ワーキング・グループ」を立ち上げ、参加企業間での対策事例の共有、SNSプラットフォームとの連携を中心とした活動を開始した。今後、SNSプラットフォーム事業者による対策の制度化や国際連携、消費者啓発等の取組を官民一体で進めていくことが更に求められる。

<KPIについて>

「知的財産推進計画2025」においては、「日本国内からの出版物海賊版へのアクセスを低減する（直近5年間で最も少なかったのは約1億アクセス）」とのKPIが設定されていたところ、2025年12月以降、2026年3月現在に至るまで、1億アクセスを下回る状態が続いている。

「知的財産推進計画2025」において「模倣品被害の抑制のため、水際措置を推進する（税関における知的財産侵害物品の差止件数の状況把握）」とのKPIが設定されていたところ、2025年の全国の税関における偽ブランド品等の知財侵害物品の輸入差止件数は31,760件となり、前年から3.8%減少した。

（施策の方向性）

- ・ 海賊版対策に係る民間及び関係府省の実務者級で構成される海賊版等対策官民実務者級連絡会議の場において、最新情報の共有等を図りながら、インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニューに基づく取組を官民一体となって進めるとともに、工程表は年度ごとに更新を行う。
（短期・中期）（内閣府（知財）、警察庁、総務省、法務省、外務省、文化庁、経済産業省）
- ・ 海賊版・模倣品を購入しないことはもとより、特に、侵害コンテンツに

¹⁰ https://www.soumu.go.jp/main_content/001032102.pdf

については、視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む海賊版・模倣品を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、関係省庁・関係機関による啓発活動（SNS等インターネット上の誘導型詐欺広告による知的財産権の侵害にかかる国内外への注意喚起や情報発信を含む）を推進する。

（短期・中期）（警察庁、消費者庁、総務省、財務省、文化庁、農林水産省、特許庁、経済産業省）

- ・ AI を活用した海賊版検知システムを活用し海外における海賊版被害の状況調査を行うとともに、システムによる権利行使の自動化について、実用化を検討する。

（短期・中期）（文化庁）

- ・ 検索サイト事業者における海賊版に係る検索結果表示の削除又は抑制など、海賊版サイトの運営やこれへのアクセスに利用される各種民間事業者のサービスについて必要な対策措置が講じられるよう、それら民間事業者と権利者との協力等の促進、当該民間事業者への働きかけや権利行使を行う権利者への支援等を行う。

（短期・中期）（総務省、文化庁、内閣府（知財））

- ・ 日本のコンテンツのインターネット上の海賊版に係る被害実態について、継続的な把握を行う（配信先が国外向けか（日本への配信も含む）、専ら当該国内向けか等の類型別での被害額の算出が可能かの検討も含む）。

（短期・中期）（内閣府（知財）、経済産業省、外務省、警察庁、文化庁）

- ・ WIPO や二国間協議等の枠組み、ICANN を含む国際会議等の場を活用し、関係国政府やドメイン事業者を含む民間事業者等に対して海賊版対策の強化に向けた働きかけを行うなど、国際連携の強化を図る。また、海外海賊版サイトの運営者摘発等に向け、外国関係機関への積極的な働きかけ、国際的な捜査協力等を推進するほか、民間事業者との協力の下、デジタルフォレンジック調査の実施等の取組を進めるなど、国際執行の強化を図り、特に、ベトナム、インドネシアの海賊版に対する対策を強化する。

（短期・中期）（内閣府（知財）、警察庁、総務省、法務省、外務省、文化庁、経済産業省）

- ・ 海賊版被害の大きいベトナムやインドネシア等に対する対策を特に強化し、官民協力した海賊版対策に係る取組や海賊版対策に係る現地対応拠点の開設、正規版の流通促進等の必要な取組を行う。

（短期）（内閣府（知財）、警察庁、外務省、文化庁、経済産業省、関係省庁）

- ・ 取締機関や外交部局も含む関係省庁・官民が協働した国際的な協力体制

(コンソーシアム)のもと、最新の取組共有や、各国と連携した普及啓発の取組を行うなど、権利者による円滑な権利行使が可能な環境を整備する。あわせて、インターネット上の国境を越えた著作権侵害等に対し国内権利者が行う権利行使への支援の取組の充実を図る。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ SNS 等インターネット上の違法・有害情報への対応として、削除対応の迅速化や運用状況の透明化を大規模プラットフォーム事業者に義務付ける情報流通プラットフォーム対処法の適切な運用を図るなど、プラットフォーム事業者に対する実効的な対策を推進する。

(短期・中期) (総務省)

- ・ 海外の海賊版サイトであっても、送信行為が日本の公衆に向けたものがあり、日本と密接な関連性があると認められる場合等は、日本の著作権法に基づき刑事処罰をし得るとの解釈を踏まえ、早期検挙に向けて、権利者団体や、関係省庁と連携した取組や、国際捜査共助等の枠組みを活用した捜査を推進する。あわせて、海賊版によって生じる広告収入に関して、現行の犯罪収益移転防止法や組織的犯罪処罰法等の刑事上の規制の適用関係や、海賊版に関して生ずる広告収入に係る民事上の請求権の考え方について、周知を行う。

(短期・中期) (警察庁・法務省・外務省・文化庁・経済産業省)

- ・ 海外の現地の人々に向けて日本のコンテンツを配信する海外の海賊版サイト等の巧妙化・多様化に対応し、首脳・外相を含むハイレベルでの働きかけの実施、ODA の活用を通じた知的財産権の保護強化に向けた支援(海賊版対策)、在外公館等を通じた現地の言語での周知啓発、海賊版サイト等に関する情報提供のインセンティブ付与等の在り方の検討、海外市場における日本のコンテンツの正規版の流通促進等の健全なエコシステムの促進に向けた取組を、官民一体となって推進する。

(短期・中期) (内閣府(知財)、外務省、文化庁、経済産業省)

- ・ CDN サービス事業者における海賊版サイトへのサービス提供の停止など、海賊版サイトの運営に利用される各種民間事業者のサービスについて必要な対策措置が講じられるよう、当該民間事業者への働きかけ等を行う。

(短期・中期) (総務省、内閣府(知財)、関係府省)

- ・ トップレベルドメインの新規発行状況等について、官民が連携して適切に注視を行うとともに、必要に応じて、日本発コンテンツの権利者等が国際的な対応を行うための知見の共有等を促進する。

(短期・中期) (総務省、経済産業省、文化庁、内閣府(知財))

- ・ 権利者が実効的に権利行使できる環境を整備するため、査証制度等の証拠収集手続の充実・強化の在り方を検討の上、その著作権及び営業秘密への拡大の可能性、海外所在証拠への対応の在り方等について、必要な検討を行う。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、文化庁、経産省、特許庁)

- ・ 海外における日本の農林水産物・食品のブランド製品の模倣品等の流通を防ぐため、外国との地理的表示 (以下「GI」という。) の相互保護の推進及び海外現地や EC (電子商取引) サイトの調査、農林水産物・食品の模倣品疑義情報相談窓口の運用等を通じた不正使用の侵害対策を推進する。

(短期・中期) (農林水産省、外務省、特許庁)

- ・ 日 EU・EPA 及び日英 EPA の各附属書 14-B (地理的表示の表) の改正により、GI 保護される日本の農産品及び酒類を追加する。

(短期・中期) (外務省)

- ・ 越境電子商取引の進展に伴う小口化した輸入貨物等の激増による模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、輸入貨物の網羅的な検査を行うべく、税関の取締手法や体制についての抜本的な変革を進めるとともに、関係機関・府省庁が連携し、模倣品・海賊版に対する厳正な水際取締りを実施する。加えて、善意の輸入者に不測の損害を与えないよう、引き続き、十分な広報等に努める。また、2022 年に施行された改正商標法・意匠法・関税法での税関による取締りの対象拡大を踏まえ、その他の知的財産権についても、必要に応じて、検討を行う。

(短期・中期) (財務省、特許庁、文化庁)

(3) 産業財産権制度・運用の強化

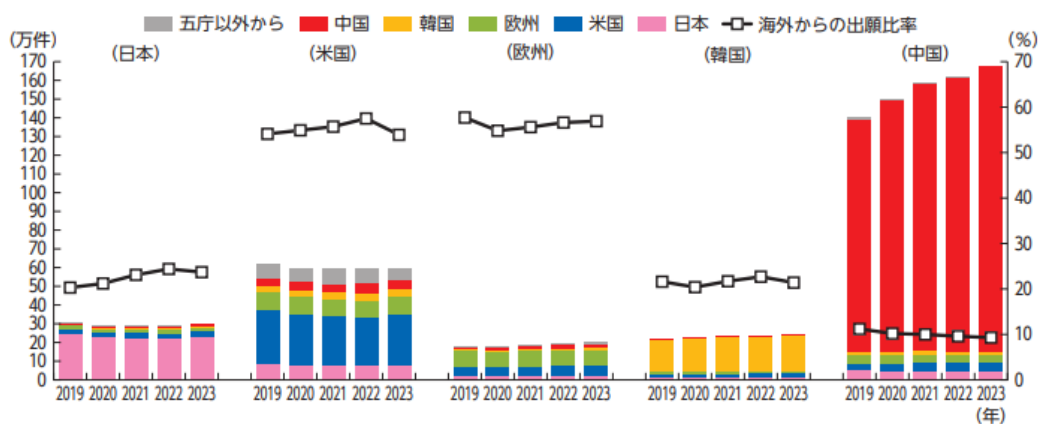
(現状と課題)

<グローバル時代・DX 時代への対応>

デジタル技術の進展や経済活動のグローバル化が加速する中で、国境を越えた研究開発や事業活動が一般化し、産業財産権制度に対しても、国際的な調和や新たな技術動向への対応が一層求められている。こうした環境変化を踏まえ、我が国の産業財産権制度については、国際競争力の確保と利用者の予見可能性の向上の観点から、不断の見直しと運用の高度化を進める必要がある。

足元の特許出願動向を見ると、五庁 (日本、米国、中国、韓国、欧州) 間における特許出願は引き続き活発に行われており、日本企業による海外出願や、海外企業による日本への出願が一定の水準で推移している (図表 24)。これらの状況は、企業の研究開発や事業活動がグローバルに展開されていることを示してお

り、国際的な制度動向を踏まえた制度・運用の整備の重要性を裏付けている。



(出典) 特許庁「特許行政年次報告書 2025 年版」

図表 24：五庁への特許出願の状況

こうした中、国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明の適切な権利保護については、特許制度小委員会において、継続的に議論が行われている。ネットワークを介して提供されるサービスや、サーバーが国外に存在する形態の増加に伴い、どのような場合に特許発明の実施行為が国内で行われたと評価できるのかについて、予見可能性の確保が課題となっている。このため、発明の技術的効果や経済的効果が国内で発現しているかといった観点を含め、実質的に国内の実施行為と認める要件の在り方についての整理が求められる。

また、仮想空間やメタバースの進展を踏まえた意匠制度の在り方についても、意匠制度小委員会において検討が進められている。現行制度では、物理的な物品や一部の画像を中心に保護が行われてきたが、仮想空間におけるデザイン創作や取引の拡大に伴い、現行制度との関係整理や、制度的対応の必要性が指摘されている。このため、仮想空間におけるデザインを意匠制度の下でどのように位置付けるべきかについて、利用実態や国際的な動向も踏まえた議論が望まれる。

さらに、グローバル市場において競争優位を確保するためには、研究開発の初期段階から標準化動向を見据えつつ、特許権等を各国で適時に取得していくことが重要である。とりわけ、デジタル化や技術融合の進展により、研究開発、標準化、事業化のサイクルが高速化する中、知財制度においても、事業戦略や標準戦略と整合的な権利化を機動的に支援することが求められている。このような状況を踏まえ、特許庁は、出願人が標準化活動や事業における技術の位置付けを説明し、審査官と認識を共有しながら審査を進める標準戦略対応審査を導入し、標準関連発明について適切な権利範囲とタイミングでの権利化を支援する。あわせて、国内審査結果を活用した特許審査ハイウェイ (PPH) の活用を促進し、

海外における迅速かつ効率的な審査を可能とすることで、標準化が進展する国際市場において各国での早期権利化を実現し、日本企業の国際競争力の強化に貢献することが期待される。

加えて、欧米等においては医薬品データ保護が法制化されているのに対し、日本においては医薬品データ保護を直接規定する法律はなく、再審査制度（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の4）が医薬品データ保護の役割を実質的に有している状況にある。医薬品データ保護制度が独立して存在しないために、制度に詳しくない者が日本には医薬品データ保護制度は存在しないと認識するおそれがあると指摘がなされている。このため、次の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等の改正に係る議論に向けて、関係業界団体等において議論を集約するなど、医薬品データ保護制度を法制化する必要性について引き続き調査・分析することが求められる。

＜知財紛争解決に向けたインフラ整備＞

産業財産権制度が有効に機能するためには、権利の取得・活用のみならず、権利侵害が生じた場合に、迅速かつ適切に紛争を解決できる環境の整備が不可欠である。足元の状況を見ると、特許権侵害に係る損害賠償請求訴訟（東京地方裁判所・大阪地方裁判所）において、認容額が1億円以上となる判決の割合は増加傾向にあり、権利行使の実効性の観点から注目されている（図表25）。2025年には、認容額が200億円を超える判決が出るなど、最高額も増えている。また、知的財産権関係民事通常訴訟事件の新受件数は横ばいで、審決取消訴訟事件の件数は減少している（図表26）。さらに、知的財産権関係民事通常訴訟事件の内訳を見ると、著作権に係る訴訟件数は増加傾向であるのに対し、特許権に係る訴訟件数は減少傾向にある（図表27）。

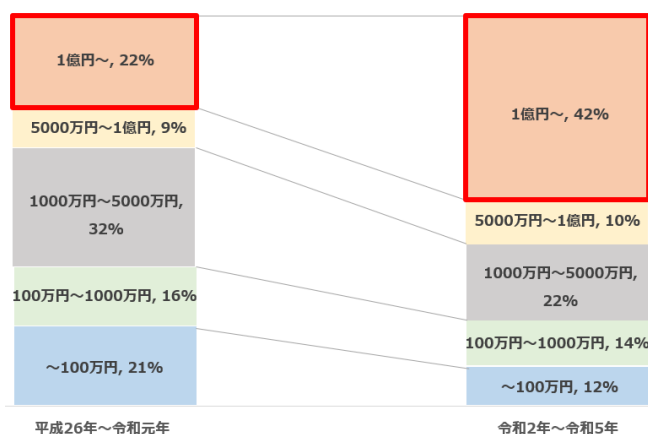
こうした状況を踏まえると、知的財産の侵害抑止の実効性を高め、侵害が生じた際に迅速かつ適切に紛争を解決できる環境整備が不可欠である。他国の状況等も参考にしつつ、損害の回復と侵害者利益の剥奪を確実にする民事救済措置の在り方、複数の権利者が有する知的財産権を集約することにより権利行使を容易化する仕組みの構築、権利者による証拠収集の円滑化、その著作権及び営業秘密への拡大、海外所在証拠への対応等を視野に入れた制度的手当の在り方の検討が求められる。

2019年の特許法等改正により、損害賠償額算定方法の見直しがなされているが、引き続き裁判例分析等による効果検証を踏まえ、侵害に関する実態の更なる分析等を行い、侵害抑止に向けた更なる対応の必要性や知的財産の侵害を抑止するための適切な制度的手当の在り方を検討することが求められる。また、同時

に導入された査証制度は導入後、実施に至った例がない。その要因としては、手続上の要件の厳格さや費用負担、制度に対する認知・理解の不足など、様々な可能性が考えられることから、権利者や実務家へのヒアリング等を通じてその原因を丁寧に分析・検討する必要がある。その上で、制度の運用実態や課題等を把握し、必要に応じて、改善策を検討することが求められる。

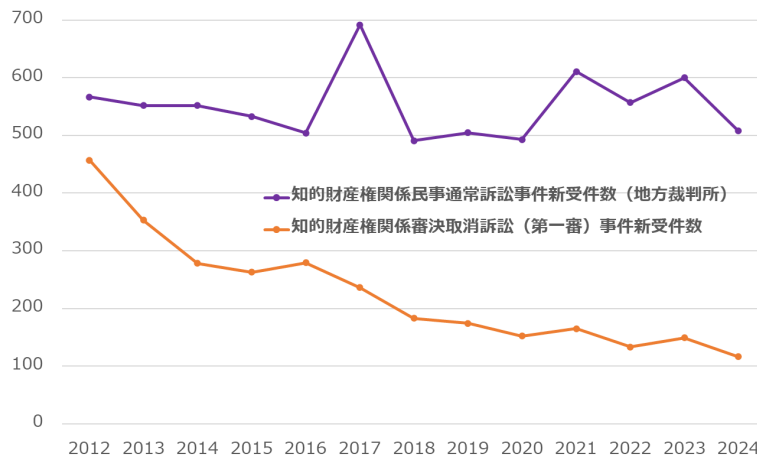
他方で、こうした紛争解決インフラの整備に当たっては、侵害主張を対立の最終手段としてではなく、ビジネス交渉の開始プロセスとして位置付ける制度設計の視点が重要である。知財を巡る紛争が、ライセンス交渉やアライアンス形成、さらには新たな市場創出の起点として機能するよう、調停・仲裁等の裁判外紛争解決手続（ADR）の活用促進も含め、当事者間の建設的な対話を促す環境を整えることが求められる。

こうした侵害抑止に向けた取組を着実に推進することにより、知的財産権の実効性を高め、イノベーションから生まれる成果が適切に保護される環境を整備することが、我が国における創造・革新の意欲を促進し、強い知的財産権を基盤とした持続的なイノベーションの実現につながるものである。



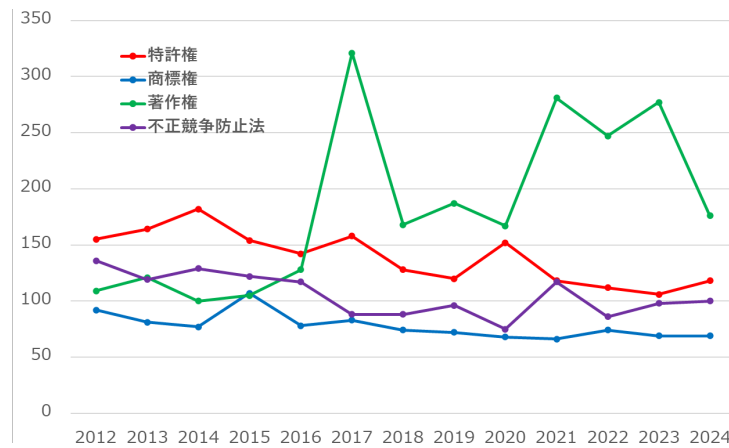
(出典) 法曹会「法曹時報」を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 25：特許権侵害に係る損害賠償請求訴訟における認容額
(東京地裁・大阪地裁)



(出典) 法曹会「法費時報」を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 26 : 知的財産権関係民事通常訴訟事件及び審決取消訴訟の新受件数

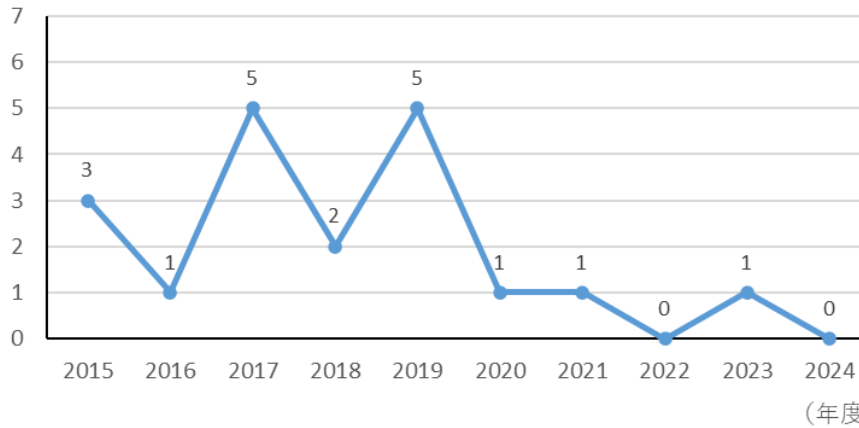


(出典) 法曹会「法費時報」を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 27 : 知的財産権関係民事通常訴訟事件新受件数（地方裁判所）（種類別）

一方、裁判手続に加え、裁判外紛争解決手続（以下「ADR」という。）の活用促進も重要であり、当事者の実情に即した柔軟な解決を図る取組が進められている。民間での ADR の利用として、知的財産権関連では、日本知的財産仲裁センターでの受案件数や、日本弁護士連合会「ADR（裁判外紛争解決機関）センター」での ADR 受理事件数は、数件程度で推移しているに留まる（図表 28 及び図表 29）。また、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所では、知財に関する紛争を解決する専門調停の運用が 2019 年より開始されている。知財調停事件の約 6 割が調停成立で終了し、知財調停事件の約 6 割が 3 回以内の期日で終了している（2025 年 7 月末時点）（図表 30）。今後、これらの手続の更なる利用拡大が期待される。

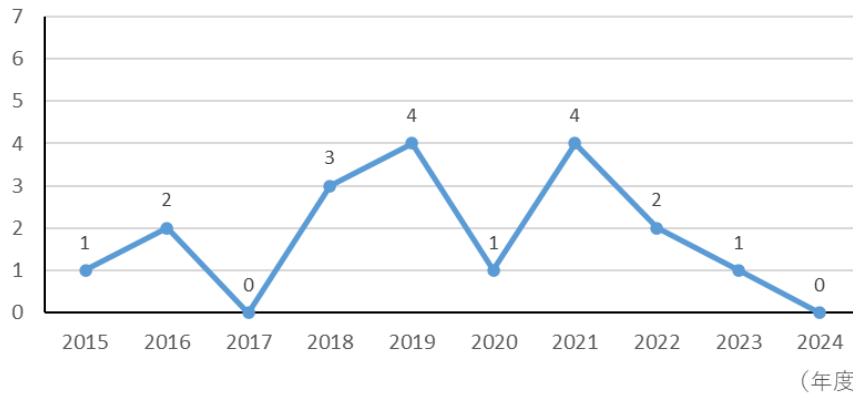
受理事件数（件）



（出典）法務省「認証紛争解決事業者の取扱件数」を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

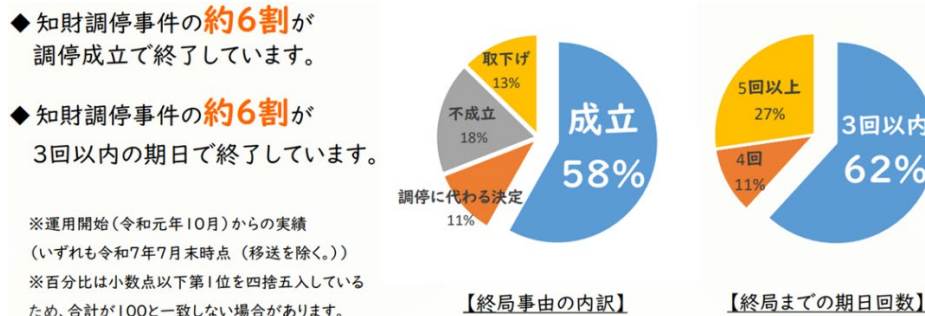
図表 28：日本知的財産仲裁センターにおける受理事件数

受理事件数（件）



（出典）仲裁 ADR 統計年報（日本弁護士連合会）を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 29：知的財産権関連の ADR 受理事件数（日本弁護士連合会）



（出典）裁判所 HP「裁判の話題（ご存じですか？知財調停）」

図表 30：知財調停の実績

近年、IoT 技術の浸透に伴い、通信等の標準規格を実施する上で不可欠な特許

である標準必須特許（以下「SEP」という。）を巡る紛争については、国際的な事業活動との関係で複雑化・長期化する傾向にあることから、裁判手続及びADRの双方において、予見可能性と実効性を備えた解決環境の整備が重要となっている。日本におけるSEP訴訟（SEPに基づく特許権侵害訴訟）を見ると、2014年にアップル対サムスン事件大合議判決が言い渡され、2025年には3件の判決が言い渡された¹¹。

こうした司法判断の蓄積と並行して、東京地方裁判所は、2026年1月、SEPに関する紛争の円滑な解決を図る観点から、SEPに基づく特許権侵害訴訟の審理要領及びSEP調停（SEP Judicial Mediation : SEPJM）の審理要領を公表した。当該審理要領では、標準規格の国際的普及によりSEPの実施が必然的に国境を越えることに鑑み、当該SEPを含むSEP保有者のグローバルSEPポートフォリオ全体について、FRAND条件によるライセンス料（グローバルFRAND実施料）の合意形成を念頭に置いた訴訟手続及び調停手続の在り方が示されている。また、同裁判所は、当該審理要領に基づくSEP調停の運用を2026年2月から開始した。SEP調停は、知的財産権に関する専門的知見を有する裁判官や専門家の関与の下で、迅速かつ専門性の高い紛争解決を図ることを目的とするものであり、裁判手続とADRがそれぞれ適切に機能することを通じた知財紛争解決インフラの充実に資するものと位置付けられる。

一方、米国においては、米国特許商標庁（USPTO）が、2025年12月、SEPに関するワーキンググループを設置する旨を公表した。このワーキンググループは、SEPを含む特許権の予見可能性の高い権利行使の在り方や、標準化プロセスへの参画促進、関係者間の透明性向上等を目的として活動するものとされている。その取組の一環として、2026年1月に、標準化活動への参画を行う中小企業や大学等を対象として、特許出願の早期審査や特許審判部（PTAB）における早期審理を認める試行プログラム（SPARK）の開始が公表された。標準化プロセスのために費やされる時間や投資の回収に資する施策をUSPTOが提供することを通じて、中小企業・大学等による標準化プロセスへの参画を後押しすることを目的としている。

また、欧州においては、SEP実施者である自動車関連企業が共同でライセンス条件の交渉を行うAutomotive Licensing Negotiation Group（ALNG）が形成されている。欧州委員会によって、このグループがライセンス条件の交渉を行う活動が一定の条件の下で欧州機能条約101条に反しないと判断されており¹²、紛争の予防・紛争解決の円滑化に向けた新たな取組が進展している。

¹¹ パンテック対ASUS訴訟（東京地裁令和4年（ワ）第7976号）、パンテック対ゲーグル訴訟（東京地裁令和5年（ワ）第70501号、大阪地裁令和5年（ワ）第7855号）

¹² https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_1768

さらに、中国企業は、5G 関連規格を中心に SEP 保有数を拡大させており、権利者側としての交渉力を強化している。このように、中国企業が SEP の実施者(ライセンシー)側から権利者(ライセンサー)側へと転換しつつある潮流は、SEP を巡る国際的な権利行使・ライセンス交渉の構図を大きく変容させており、日本企業を含む実施者側に新たな対応が求められている。

我が国としても、SEP を巡る紛争解決や制度運用について、国際的な議論や実務の動きを注視しながら、予見可能性と実効性の高い環境整備を進めていくことが重要である。

＜国等が支援する研究開発プロジェクトにおける知財マネジメント強化＞

国等が支援する研究開発プロジェクトにおいては、これまで日本版バイ・ドール制度の導入をはじめ、委託研究開発における知財マネジメントに関する運用ガイドラインの策定、公募・評価・成果報告を通じた知財状況の把握、知財合意書等の整備等により、研究成果の円滑な権利化・活用を推進してきた。

2025 年 11 月の第 1 回日本成長戦略本部においては、「危機管理投資」及び「成長投資」として、AI・半導体、量子、バイオ等の 17 の戦略分野が設定され、重点産業技術における休眠特許の利活用を促す措置等を含む産業技術力強化法の改正(2026 年 3 月)が行われるなど、これらの分野を中心に国際展開支援や人材育成等を含む総合的な支援が検討されている。これらの分野は、諸外国においても国家戦略上の重要技術として注力される競争領域であり、他者の知的財産権を回避しつつ技術獲得や事業展開を進めるためには、研究開発の初期段階から先行文献調査を踏まえた戦略的な知財マネジメントが不可欠である。

こうした背景を踏まえて、2026 年 3 月に策定された第 7 期科学技術・イノベーション基本計画においては、国等が支援する研究開発投資について、各府省の研究開発評価指針や大学知財ガバナンスガイドライン等の内容を踏まえることをはじめ、他者の権利の侵害の有無についての事前調査や適切な知財の取得を行うことが明記された。

今後は国際競争が激化する中で、国等が支援する研究開発投資の成果を強い経済の実現につなげるため、先行文献調査を踏まえた侵害リスク低減、適時・適切な知財の獲得など、社会実装に資する戦略的な知財マネジメントを徹底し、質と量の両面を備えた知的財産権の創出と保護、活用を進めることが期待されている。

＜KPI について＞

「知的財産推進計画 2025」において「国際的に求心力のある知財制度・システムに向けて、争訟制度の充実化を推進する(2019 年以降の認容額の上昇傾向

の状況把握、ADR 受理事件数の状況把握等)」との KPI が設定されていたところ、特許権侵害に係る損害賠償請求訴訟（東京地方裁判所・大阪地方裁判所）において認容額が 1 億円以上となる判決の割合は 22%（2014-2019 年）から 42%（2020-2023 年）に増加した。一方、直近の知財関連の ADR 受理事件数は、2022 年度は 2 件、2023 年度は 1 件、2024 年度は 0 件となっており、減少傾向にある。

（施策の方向性）

- ・ 知財紛争を含むグローバルな法的紛争の公平・公正な解決手段である国際仲裁を我が国でも利用できる環境を整えること等を目的として、最新の国際水準に対応した改正仲裁法等が 2024 年 4 月に施行されたこと等も踏まえ、同年 5 月に「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」において策定された指針に基づき、我が国を拠点とする仲裁人材の育成や国内外における周知啓発活動等の更なる取組を推進する。

（短期・中期）（法務省、関係府省）

- ・ アジア地域の司法関係者と知財関係紛争をテーマとする国際会議やそのフォローアップ等を目的とするセミナーを開催し、アジア地域全体の紛争処理能力の向上を図るとともに、欧米諸国の司法関係者とも国際会議を開催し、知財紛争処理の国際的連携を図り、日本の法曹関係者や民間企業等に知財紛争解決に関する情報を提供する。

（短期・中期）（法務省、特許庁）

- ・ デジタル技術を活用して ADR をオンライン上で行う ODR を推進し、知的財産等の問題を抱える者に対し、多様な紛争解決手段を提供するとともに、先進的な海外の ODR の調査研究や、ADR・ODR に関する周知・広報、認証 ADR 事業者と関係機関との連携・強化等の取組を進めることにより、ADR・ODR の一層の拡充及び活性化を図る。

（短期・中期）（法務省）

- ・ 法令外国語訳の取組について、AI 技術を活用した法令翻訳システムの積極的活用及び翻訳原案の効率的かつ充実した品質検査により、高品質な英訳情報の提供を拡充・加速化させ、重点翻訳分野である知財分野に関する英訳法令等の積極的な海外発信を行う。

（短期・中期）（法務省）

- ・ 新興国等における知財の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、司法関係者等に対して研修を行うなど、新興国等における知財司法人材の育成を支援する。

（短期・中期）（法務省、外務省）

- SEPに係る紛争解決の円滑化及び国際的な知財紛争解決インフラの充実化の観点から、SEP調停及びSEPに基づく特許権侵害訴訟の審理要領の普及・浸透に資する取組を推進する。

(短期・中期) (法務省)
- 標準必須特許のライセンス交渉の円滑化に向けて、2022年に改訂した「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」について引き続き普及を進める。

(短期・中期) (特許庁)
- 知的財産権を一元的に集約して行使する他分野における取組を参考にしながら、集団的・組織的な権利行使を可能とする仕組みを検討する。

(短期・中期) (内閣府(知財)、文化庁、関係省庁)
- 損害賠償額の算定方法に係る2019年の特許法等改正について裁判例分析等による効果検証を踏まえ、侵害に関する実態の更なる分析等を行い、諸外国の類似制度も参考にしながら、損害の回復と侵害者利益の剥奪を確実にする民事救済措置の在り方を検討し、その結果に基づいて所要の措置を講じる。

(短期・中期) (特許庁、経済産業省、文化庁、内閣府(知財)、法務省)
- AI関連技術の出願が急増する中においても特許審査の迅速性を維持するため、審査官の人員補充や、審査官の複数の技術分野への習熟を含む能力向上等の対応を進め、審査請求から特許の「権利化までの審査期間」(標準審査期間)を2033年度においても「平均14か月以内」に維持するよう審査体制を整備する。

(短期・中期) (特許庁)
- 特許審査の質を更に向上させるために、特許審査イノベーションの推進に向け、ユーザーとの共創に基づく施策の改善、特許審査プロセスにおけるAI技術の活用を含む徹底した効率化等を検討し、必要な措置を講じる。

(短期・中期) (特許庁)
- 特許審査プロセスにおけるAI技術の活用について、日米欧の三極特許庁の共通認識を図ることを目的とした「三極AIビジョン」を、三極共同で策定する。

(短期・中期) (特許庁)
- 我が国企業が海外においても予見性高く特許権を取得できる環境を整えるために、国際審査協力の一環として、特に新興国に対して、日本の先行技術調査外注の仕組みとAI技術を活用して、先行技術調査結果等を提供することにより審査実務の円滑化や品質向上に資する情報共有を行う取組を進める。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ デザインの重要性と、意匠制度の効果的な普及啓発に向けた具体的な取組を行う。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ 2024年4月施行の改正商標法により導入されたコンセント制度等を適用する出願の審査が本格化し商標審査の負担が増大していることに加え、出願件数が増加傾向で推移する中においても、2026年度は、「権利化までの審査期間」と「一次審査通知までの期間」を、それぞれ、平均7から9か月、平均5.5から7.5か月とすることができるよう、拒絶理由のわからない出願促進及び商標の拒絶理由横断調査事業を活用するなど、商標出願の審査処理の効率化及び審査体制の充実を図る。また、商標の重要性や活用方法等の周知を強化し、商標制度の普及・浸透を図る。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ 今後一層拡大が見込まれる新興国市場に対する我が国企業のグローバル展開を支援するため、オンライン講義も活用しつつ、新興国等の知財人材に対して、我が国の審査官や弁理士等の専門家を講師に含めた研修等を行うことにより、人材育成の面から新興国等における産業財産権の適切な取得及び権利行使を講ずることができる環境整備を支援する。加えて、東南アジア等新興国において、専門家会合等の働きかけを通じ、我が国企業の知的財産権が迅速かつ的確に保護されるように、特許審査の迅速化、品質向上に向けた支援を強化する。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ リヤド意匠法条約について、引き続き、国内ユーザーへの周知や条約加入に対するニーズの聴取等を進め、国内法整備や条約加入に関する検討を行う。

(短期・中期) (特許庁、外務省)

- ・ 生成AI技術の発達や仮想空間における取引の拡大によるビジネスの多様化が進むなど、企業活動におけるDXが進展する中、産業財産権制度にも新たな課題が生じている。また、行政手続の更なる利便性向上が求められている。これらを踏まえて、DX時代にふさわしい産業財産権制度の在り方について検討する。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ ネットワーク関連発明における国境を跨いだ発明の実施について、現行法を前提とした一定の考え方を整理・公表すべく、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において、引き続き検討を進める。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ 仮想空間におけるビジネスやデザイン創作の実態を踏まえ、意匠制度見直しの必要性及び制度的措置の方向性について、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会において、引き続き検討を進める。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ 国等が支援する研究開発投資については、その成果が強い経済の実現に資するよう、その事業の目的に応じて、他者の権利の侵害の有無についての事前の調査や適切な知財の取得を行うものとする。そのため、まず、公募型研究費について、その事業の目的に応じて、公募申請に際して先行技術調査や所属機関における知財戦略の策定状況を含めた申請者の知的財産に関する状況を申請させることにより、研究課題の採択における評価の参考とするとともに、成果報告においても知財戦略に即した知財の取得を含めた知的財産に関する取組の実施状況を報告させることをはじめ、必要な対応を検討し、具体的措置を講ずる。また、公募型研究費以外の国等が支援する研究開発投資についても同様に、必要な対応を検討し、具体的措置を講じる。

(短期・中期) (内閣府 (知財、科技)、文部科学省、
経済産業省、関係府省)

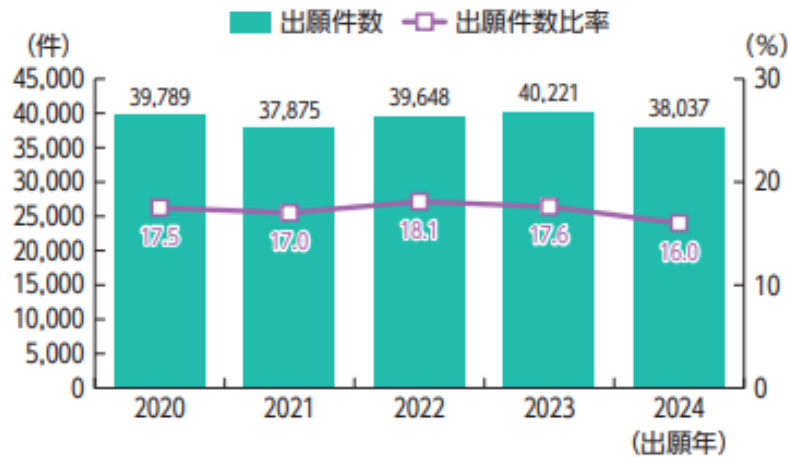
(4) 地域における知財保護

(現状と課題)

<中小企業・中堅企業>

地域経済を支える中小企業・中堅企業にとって、知財は競争力の源泉であり、事業の持続的成長や付加価値創出に不可欠な経営資源である。一方で、経営資源や人材に限られる中小企業・中堅企業においては、知財の戦略的な取得・活用が十分に進んでいないとの指摘もある。このため、地域に根差した支援体制の下で、知財を経営に結び付ける取組を一層推進する必要がある。

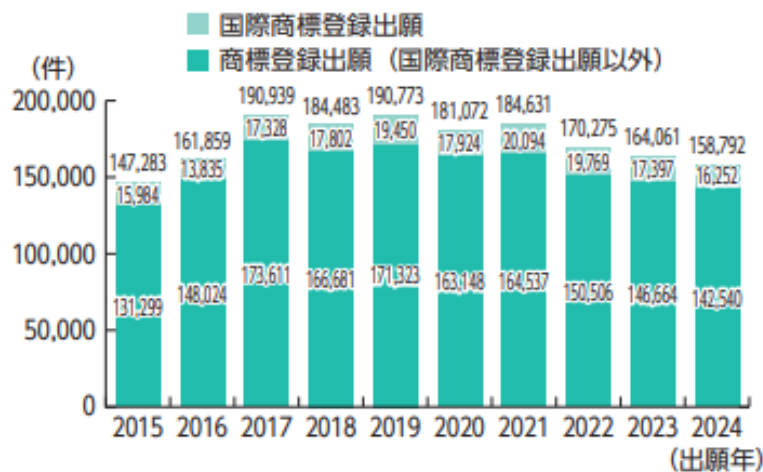
足元のデータを見ると、2024年における中小企業による特許出願件数は約3万8千件であり(図表31)、内国人による特許出願全体(約23万7千件)の約16%を占めている。中小企業の特許出願件数は、近年おおむね横ばいで推移しているものの、企業数全体に占める中小企業の割合が約99%であることを踏まえると、特許出願を行っている中小企業は依然として限定的である。



(出典) 特許庁「特許行政年次報告書 2025 年版」

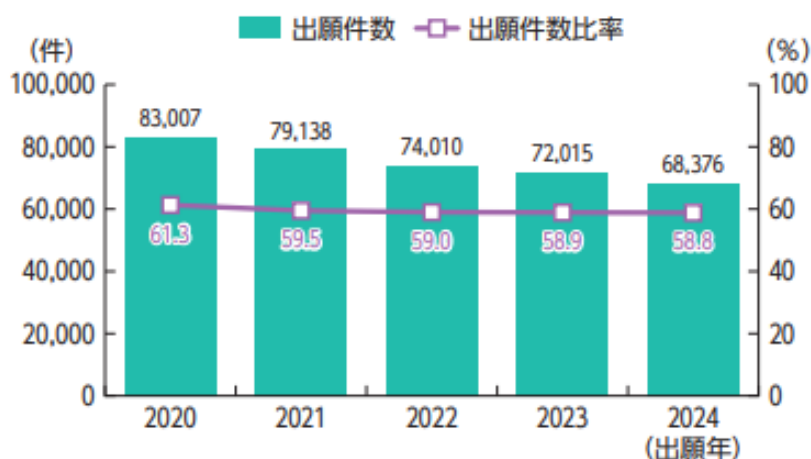
図表 31：中小企業の特許出願件数の推移

また、2024 年の商標登録出願件数は 158,792 件で前年比 3.2%減となり、2021 年から減少し続けている（図表 32）。さらに、2024 年の中小企業の商標登録出願は 68,376 件で前年比 5.1%減となり、2020 年から減少し続けている（図表 33）。商標は、中小企業・中堅企業にとって比較的取り組みやすい知財であり、地域ブランドや新規事業の展開において重要な役割を果たすものであるが、近年の出願件数の減少は、知財を活用した事業展開が十分に広がっていない可能性を示唆している。



(出典) 特許庁「特許行政年次報告書 2025 年版」

図表 32：商標登録出願件数の推移



(出典) 特許庁「特許行政年次報告書 2025 年版」

図表 33：中小企業の商標登録出願件数の推移

このように、中小企業・中堅企業による知財活動は一定程度行われているものの、知財を経営戦略に結び付け、継続的に活用している企業は一部にとどまっている。こうした状況を踏まえ、地域における支援体制の整備を通じて、中小企業・中堅企業の知財経営を後押ししてきたこれまでの取組や、特許庁においても、令和 7 年度に特許庁が達成すべき目標に、新規に特許等の出願を行う中小企業数を 14,000 社以上とすることが掲げられていることを踏まえつつ、地域の実情に応じた知財保護・活用支援を継続的に進める必要がある。なお、支援体制としては、特許庁、中小企業庁、INPIT、日本弁理士会、日本商工会議所から構成される「知財経営支援ネットワーク」、日本弁護士連合会による「弁護士知財ネット」、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）の「農業知財総合支援窓口」など、幅広い分野毎に官民全体で中小企業等を支援する体制構築が進んでいる。

① 知財経営支援モデル地域創出事業

地域を支援する取組として、特許庁は、知財を活用した地域の企業成長や地域活性化に意欲的な自治体（地域）を知財重点支援エリアとして指定し、当該地域に事業プロデューサーを派遣する「知財経営支援モデル地域創出事業」を 2024 年度より青森県、石川県、神戸市の 3 地域で実施し、2025 年度は新たに愛知県・山口県・熊本市の 3 地域を加えて実施している。引き続き、持続的な知財活用の促進を目指す地域（知財経営支援モデル地域）の創出を通じて、知財を活用した地域の稼ぐ力の向上につなげる。

② 知財経営支援ネットワーク

中小企業・中堅企業が知財を経営に結び付けて活用するためには、知財の専門的知見に加え、経営、金融、地域政策と連動した支援が不可欠である。このため、政府は、地域において多様な支援主体が連携する知財経営支援ネットワークの構築・充実に取り組んできた。

具体的には、知財経営支援モデル地域創出事業を通じて、6地域において計38者の中小企業等を対象に、知財経営支援ネットワーク構成機関をはじめとする地域支援機関が連携した伴走型の知財経営支援を実施している。また、各地域経済産業局の知財室において、地域の知財経営支援ネットワーク構成機関と協働した取組を計8件実施しており、地域の実情に応じた知財経営支援が展開されている。

さらに、6地域において、地域知財経営支援ネットワークのメンバーを対象とした知財経営リテラシー向上の取組が行われているほか、地域支援機関が連携して中小企業等に対する知財支援施策を実施するための経費について、補助金を17件交付している。あわせて、経済産業局等の知財室が所管するブロックごとに、自治体も含めた会合を開催し、知財関連施策や支援事例等の情報共有が行われている。

加えて、日本商工会議所・東京商工会議所は、全国の中小企業等100社の事例をまとめた知的財産活用事例集「知恵を『稼ぐ力』に～100社の舞台裏～」を公開し、知財を活用した経営の具体像を分かりやすく発信している¹³。2026年2月には、事例集発行記念シンポジウムが開催され、「知財の活用＝稼ぐ力」である気づきをもたらされた。こうした好事例の横展開を通じ、地域における中小企業・中堅企業の知財活用の一層の促進が期待される。

③ 企業価値担保権

事業者が、事業の実態や将来性に着目した融資を受けやすくなることを目的として、「事業性融資の推進等に関する法律」が制定され、2026年5月25日に施行された。この法律で創設される企業価値担保権によって、不動産担保や経営者保証に過度に依存することなく、無形資産や将来のキャッシュフローを含む事業全体の価値に着目した融資が行われやすくなることが期待される。特に、スタートアップや不動産等の有形資産を十分に保有しない企業に対する成長資金の調達や、事業の成長・再生局面における資金供給による活用が期待されている。

企業価値担保権の活用に向けて、関係者への周知・普及を強力に推進することが求められている。また、企業価値担保権の活用も含む事業性融資の推進に向け、

¹³ <https://www.tokyo-cci.or.jp/seisaku/topics/chizai/backstage/>

弁理士等の知財専門家と金融機関が協働して事業性評価を行う仕組みや、金融機関での融資の審査及びフォローアップに当たって有用な事項の情報の収集と公表、事業性融資のハードルを引き下げるための負担軽減措置等に関する検討が必要とされている。

④ 知的財産取引適正化ワーキンググループ

2024年12月に、優越的地位の濫用規制の在り方について検討を行う企業取引研究会によってとりまとめられた「企業取引研究会報告書」において、受注者側が保有する知的財産権やノウハウが無償又は低廉な価格で吸い上げられることを防がなければ、事業者の格差が固定化し、イノベーションが起きにくくなる等の重要な問題提起がなされた。

政府としても、「経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」（骨太方針2025）（2025年6月13日閣議決定）、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（同日閣議決定）及び「知的財産推進計画2025」において、中小企業の知財への侵害に関する実態調査の実施、独占禁止法上の指針の策定、及び知財経営支援ネットワークを通じたリテラシーの向上等に取り組む旨の方針を示した。

こうした中で上記の政府方針や研究会報告書において示された、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化や物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応、知的財産権やノウハウの取引適正化等の課題に対応することを目的に、2025年7月、企業取引研究会を再開するとともに、同研究会の下、知的財産権やノウハウの取引適正化に関し、特に、優越的地位の濫用規制の在り方を中心に専門的な議論を行うため、公正取引委員会、中小企業庁及び特許庁は、知的財産取引適正化ワーキンググループを設置した。

同ワーキンググループでの議論を踏まえ、公正取引委員会は、知的財産権等に係る取引の実態について把握すること等を目的として実施した調査の結果を「知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」として、また、同ワーキンググループは、指針の策定の方向性等についての議論の内容について、「知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書」として取りまとめ、2026年3月に公表した。

⑤ 地域ブランドの保護

欧州連合（EU）では、2025年12月から、GIによる非農産品の保護対象が拡大され、手工芸品・工業製品も保護対象となった。我が国では、伝統的工芸品について、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」（伝産法）や商標法等で保護しているところであるが、EUにおいて、手工芸品等がGI保護の対象となったこ

とを踏まえ、EU の動向を把握し、日本での導入可否を検討することが求められる。

地域ブランドの保護強化の観点から、GI、商標、伝統的工芸品指定制度等との関係整理を進め、伝統的なものから革新的なものまで地域発の価値ある商品・サービスを保護するための実効的な方策を検討する必要がある。

＜農林水産業・食品産業＞

日本の農林水産業・食品産業は、優良な植物新品種、和牛に代表される家畜遺伝資源、栽培・飼育ノウハウ、加工技術、さらには各地域に根付く食文化など、多岐にわたる知財を基盤として発展してきた。これらは国内の生産性向上にとどまらず、輸出市場における高評価やインバウンド需要の牽引など、日本の農林水産業・食品産業の強みとして確固たる地位を占めている。

こうした中、2025 年 4 月 11 日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、農林水産物・食品輸出額を 2030 年までに 5 兆円にする目標が定められ、現地系商流の開拓、輸出向けの供給力の強化とともに、食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費の拡大との連携など、官民一体となった輸出拡大に向けた取組を進めている。

また、2025 年 6 月に策定された「農林水産省知的財産戦略 2030」においては、これらの課題に対して「知的財産サイクル」の強化を目指し、農林水産業・食品産業の競争力強化と「稼ぎ」の増大につなげていくこととしている。

この農林水産業・食品産業に係る知的財産を収益化や再投資につなげる知財の好循環を実現し、一体的なブランド保護が実現できるように、品種登録、GI、商標、特許等を、農業者や専門家が横断的に利用できる環境整備を進めるとともに、海外での日本の地域ブランドの模倣品への対応を強化し、日本製品の輸出・海外展開の環境を整備する。

さらに、保護で終わらせず、収益化や再投資につなげ、農林水産物の海外展開をより一層推進するほか、農林水産・食品事業者が知財を「経営の武器」として活用できるよう人材育成と伴走支援体制を一体的に整備する必要がある。具体的には、地域拠点における支援人材の育成・派遣、実践型教育の拡充等が挙げられる。こうした取組を実効性のあるものとするためには、農林水産業・食品産業の現場において、育成者権、GI、特許等の複数の制度を横断して使いこなすことが重要であり、業界団体の協力・連携のもと、制度情報を一元的に把握・活用できる環境の整備、知財に関する調査、権利取得・契約等がよく活用される標準的な支援メニューの整理等、現場の努力を持続的な価値へ転換するための知財情報インフラの構築が必要である。

① 育成者権の保護等・活用

農業現場では、これまで開発品種や栽培技術の普及が重視されてきたこともあり、知財の保護・活用の意識が十分に浸透していないことが課題となっている。

このような状況を踏まえ、近年、農林水産省では、農林水産業・食品産業関係者全体の意識向上を目的としたセミナーの実施、農林水産業・食品産業についての知見を有する専門人材（弁護士や弁理士等）の育成や農林水産・食品分野における知的財産権制度活用優良企業等表彰による優良事例の横展開等の取組を実施し、現場における知財の保護・活用の推進を図っている。

他方、コロナ禍以降のオンライン取引の増加等の種苗の流通ルートの多様化や、品種登録出願中の新品種の海外流出等、新たな流出リスクが顕在化している。これらに対応するため、農林水産省では、「優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会」を開催し、2025年6月に中間報告を受けた。

この報告を踏まえ、同年7月には「優良品種の保護・活用に関する指針」を策定し、農業現場における優良品種の厳格管理を推進しているほか、育成者権の存続期間の延長、品種登録出願中の出願品種の種苗等の輸出の差止めに係る制度の創設、登録品種の輸出目的保管の制限等の措置を講じるため、第221回国会に「種苗法の一部を改正する法律案」を提出している。

また、育成者権侵害品の国外持ち出しを防止するためには、税関当局との連携強化も不可欠である。種苗によっては、外見から育成者権を侵害する種苗であるかの判断が難しいものがあることから、税関における取締りの実効性を高めるため、DNA検査等を活用した品種同定が有効との指摘がある。

② 戦略的な海外ライセンスの推進

優良品種は、我が国農業の強みの源泉であり、特に果樹等の品種は海外において高評価を受けている。この優良品種を活用し、収穫物の輸出だけでなく、戦略的な海外ライセンスといったグローバル展開により、我が国農業・農業者の新たな「稼ぎ」につなげることができる。

このため、農林水産省では、育成者権者から利用許諾を受けた品種について、厳格管理の必要性が高い新品種の国内普及や流出防止のための国内管理を行うとともに、輸出と競合しない形で海外ライセンスを実施し、海外における日本開発植物の優良品種の無断栽培を抑止しつつ、ライセンス収入を品種開発に還元する育成者権管理機関を今夏に立ち上げ、事業化する。

③ 海外における育成者権の取得及び国際連携

知財保護の面では、海外における育成者権の取得が効果的であるため、海外出願が促進されるよう、農林水産省では、2017年から海外出願時等における費用

面での支援を植物品種等海外流出防止対策コンソーシアムを通じて行っており、2025年9月末時点までに延べ1,293件の海外出願を支援している（うち502件が登録済み）。

「育成者権保護の国際的枠組みである植物の新品種の保護に関する国際条約」（以下「UPOV条約」という。）には80か国・地域が加盟し、日本は19の国・地域と審査協力を進めているが、制度の利点が十分に伝わっておらず、主な輸出先である東南アジアには依然として未加盟国が多いため、品種保護環境が不十分である。国際ルール形成や海外での保護強化に向け、これらの国における専門人材の育成と品種保護制度の整備に向けた働きかけの強化が課題となっている。

この点に関して、わが国では、2007年に設立した東アジア植物品種保護フォーラムにおいて、東南アジア諸国をはじめとした品種保護制度が整備されていない国々での制度整備及びUPOV条約への加盟を促しており、引き続き、同フォーラム等を通じた諸外国における品種保護制度の整備に向けた取組が期待される。

④ 家畜遺伝資源

和牛等の家畜遺伝資源は、日本の畜産を支える極めて重要な知財であり、特に、和牛肉は世界的にも高い評価を受けている。しかし、不正な和牛遺伝資源の流出や契約に基づかない利用は依然としてリスクとして存在する。家畜改良増殖法の改正等により、和牛遺伝資源の流通に係る帳簿管理、家畜人工授精所等への立入検査体制の強化等の制度面は整備され、また、家畜遺伝資源生産事業者による譲渡契約の締結は普及してきたが、川下の関係者の契約締結や管理体制の成熟度には地域差が大きい。また、和牛ブランドを守るための商標や統一マークの活用も進む一方、遺伝資源そのものの管理を厳格に行わなければ、海外で品質の低い「和牛風」商品が流通し、ブランド価値の毀損につながるおそれが残る。

⑤ スマート農業技術・フードテック等の新たな技術

デジタル化の進展により、AI、ロボット、ドローン、IoT、衛星データなど、農業分野における知財の対象は急速に拡大している。農業技術の高度化は、担い手不足の中でも生産レベルを維持するために不可欠である一方、データの帰属や取り扱い、アルゴリズムの権利化、クラウド基盤における安全な運用など、デジタル特有の知財課題が顕在化している。生成AIの普及に伴う情報漏洩リスクも高まっており、技術の導入と知財保護を同時に進める枠組みが求められる。

さらに、近年急成長するフードテック分野でも課題は大きい。様々な社会課題に対応する新しい食品技術は世界的に注目されているが、フードテック等の先

端技術に対する世界的な投資の増加に比べて、国内での投資が伸びておらず、これによる新たなビジネスが生まれにくい状況にある。日本発のフードテックビジネスを創出・展開することで、日本と世界の食料・環境問題の解決に貢献するとともに、日本を活性化する新しい産業を創出し、食品産業の持続的発展と地方創生に貢献するため、同分野の研究開発において、スタートアップによる取組や、大学、研究機関、企業等の連携を推進し、開発された技術に関する知的財産が適切に保護され、効率的に活用される体制を整えることが重要である。

⑥ 地域ブランド

輸出拡大や食品産業の海外展開、インバウンド需要の高まりにより、日本製品の評価は向上しているが、それに伴い模倣品や産地偽装、品種流出のリスクも拡大している。GI、商標等の制度活用例は増えつつあるものの、多くの産地では、ブランド戦略を自力で構築することが難しい現状にある。

また、「日本風」海外製品の増加により、本物の日本製品が適切に評価されない問題も顕在化している。

このため、海外市場における日本のブランド力にフリーライドする模倣品等の販売実態を把握し、それぞれの国・地域に応じた的確に対応していくなど、海外での模倣品対策等の海外展開を見据えたブランド保護を強化する。

また、産地の知財活用体制の強化、模倣品対策の加速、地域資源を生かしたブランドの保護・活用等が喫緊の課題となっている。

⑦ GI 保護制度の普及

GI 保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を、地域の知的財産として保護するものである。これにより、地域と結びついた製品の品質、製法、評判、ものがたりといった潜在的な魅力や強みが見える化されるため、取引における説明や証明、需要者の信頼の獲得を容易にするツールとして利用されている。

GI 制度の普及により、所得・地域の活力の向上や輸出促進を更に後押しするため、登録申請前及び登録後における地域の負担軽減、GI を市場において目にする機会の増大に向けた戦略的なプロモーションに取り組んでいるほか、登録申請に係る産地からの相談を一元的に受け付ける支援窓口として設置されている GI サポートデスクにおいて専門家によるアドバイスの無料での実施等を行っている。

また、GI 保護制度は、GI マークと相まって、外国人にも効果的に製品の魅力やものがたりをアピール出来ることから、増加するインバウンド向けに GI を

観光コンテンツとして活用する動きが強まっている。

こうした取組を、農林水産物の付加価値の向上、地域の活性化、輸出拡大へつなげるため、農林水産省、観光庁等との連携体制の構築、優良事例の横展開、積極的な情報発信による魅力訴求等を進める必要がある。

⑧ 公的研究

公的研究機関は多くの品種・技術の源泉であるが、長く「普及」を優先してきた経緯から、多様な手段を組み合わせた知財マネジメントの実践は強化途上にある。人事異動による経験の蓄積の難しさという共通の課題を抱える中で、知財マネジメントの高度化を図るためには、横の連携を促し、経験の共有・蓄積を進めていくことが必要である。

<KPIについて>

「知的財産推進計画 2025」において「農林水産物・食品の輸出額は 2024 年において約 1 兆 5 千億円のところ、2030 年までに 5 兆円とする」との KPI が設定されていたところ、2025 年の農林水産物・食品の輸出額は約 1 兆 7 千億円となり、2024 年と比べ、12.8%の増加となった。

(施策の方向性)

<中小企業・中堅企業>

- ・ 政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上に取り組む。
(短期・中期) (内閣府 (知財)、公正取引委員会、農林水産省、特許庁、中小企業庁)
- ・ 実態調査の結果を踏まえた「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」(知財取引指針)を早期に策定するとともに、指針の策定後はその周知広報や取引実態のモニタリング調査を行う。
(短期・中期) (公正取引委員会、中小企業庁、特許庁)
- ・ 大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、中小企業等の侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む。
(短期・中期) (特許庁)
- ・ 中小企業・小規模事業者への知財の活用促進により、その「稼ぐ力」を高めていくため、知財経営支援ネットワークを通じて、中小企業等が抱える経営相談等に対して知財の観点から効率的に支援するために、知財情報を活用した中小企業等支援の好事例の全国展開と施策連携の強化、成長志

向の中小企業等に対する知財支援強化、知財支援データの連携と施策の効果検証、知財経営支援人材の育成強化等を推進する。

(短期・中期) (特許庁、中小企業庁)

- ・ 知財経営支援を強化・充実化し、地域の稼ぐ力の向上につなげるため、地域の支援ネットワークの連携強化と地域企業のイノベーション創出を通じて、持続的な知財活用の促進を目指す地域(知財経営支援モデル地域)の創出に向けた取組を実施する。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ 革新的な製品・サービスを、地域での付加価値創出につなげる重要な経営資源である知的財産が、地域企業においても活用されるよう、INPITの機能の地方展開等に取り組む。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ 中小企業が知財を活かした経営戦略に基づいて持続的に成長し、自らの企業価値を高めるとともに、高めた企業価値が金融機関に適切に評価されるように、自社の強みである知財・無形資産と将来の目指す姿を結びつけた経営戦略ストーリーを可視化し、投資家や金融機関による知財・無形資産に着目した事業性評価を後押しするための支援を行う。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ スタートアップ・中小企業等へ経営デザインシートの活用を更に広げるなど、価値デザイン経営の普及実践エコシステムの構築に向けた取組を行う。

(短期・中期) (内閣府(知財))

- ・ よろず支援拠点において、経営デザインシートの作成による長期ビジョンの検討に対する支援を行うなど、経営相談への対応において、その活用を図る。

(短期・中期) (中小企業庁、内閣府(知財))

- ・ パートナーシップ構築宣言等を通じた受託中小企業振興法に基づく振興基準の遵守徹底により、知的財産取引の適正化を求めるとともに、契約書のひな形の普及・活用を図る。また、知的財産関連の取引問題について専門的に調査する知財Gメンによって、知的財産に関する中小受託取引の実態を把握するとともに、必要に応じて「知財取引アドバイザーボード」を開催し、今後の対応に関する助言を得る。

(短期・中期) (中小企業庁、内閣府(知財))

- ・ 企業のノウハウや顧客基盤等の無形資産を含む事業全体に着目した融資の新しい選択肢(企業価値担保権)について、制度の本旨に沿った質の高い取組を後押しするため、引き続き事業者や金融機関等の関係者への周

知・普及等に努める。さらに、企業価値担保権の活用も含む事業性融資の推進に向け、弁理士等の知財専門家と金融機関が協働して事業性評価を行う仕組み、金融機関での融資の審査及びフォローアップに当たって有用な事項の情報の収集と公表、事業性融資のハードルを引き下げるための負担軽減措置等について検討する。

(短期・中期) (金融庁、内閣府 (知財)、経済産業省、
中小企業庁、特許庁)

- ・ EUにおいて手工芸品等が GI の対象となっていることを踏まえ、引き続き EU の動向を把握するとともに、我が国での導入の可否について検討する。

(短期・中期) (経済産業省、外務省)

- ・ 2024 年 4 月施行の改正商標法により導入されたコンセント制度等を適用する出願の審査が本格化し商標審査の負担が増大していることに加え、出願件数が増加傾向で推移する中においても、2026 年度は、「権利化までの審査期間」と「一次審査通知までの期間」を、それぞれ、平均 7 から 9 か月、平均 5.5 から 7.5 か月とすることができるよう、拒絶理由のわからない出願促進及び商標の拒絶理由横断調査事業を活用するなど、商標出願の審査処理の効率化及び審査体制の充実を図る。また、商標の重要性や活用方法等の周知を強化し、商標制度の普及・浸透を図る。

(短期・中期) (特許庁) 【再掲】

<農林水産業・食品産業>

- ・ 農林水産業・食品産業全体における知財マネジメント能力の強化に向けて、セミナーの実施、種苗業者向けプログラムの展開の支援等により、農林水産業・食品産業全体の意識向上に取り組むとともに、農林水産業・食品産業に適したアドバイスができる知財専門人材 (弁護士や弁理士等) や農林水産業・食品産業の現場で指揮する中核人材を育成・確保する。

(短期・中期) (農林水産省) 【再掲】

- ・ 農林水産・食品分野における知的財産の保護・活用により事業経営の発展に顕著な成果を収めた事業者等を顕彰する農林水産大臣表彰を引き続き実施するとともに、知的財産の戦略的な保護・活用の優良・先進モデルの掘り起こし・横展開を行うことで農林水産業・食品産業現場での経営に資する知財活動の活性化を推進する。

(中期) (農林水産省)

- ・ 教育のカリキュラムや特別講義として農林水産・食品分野の知財学習の導入を検討している高等教育機関に対し、出張講座や知財教育教材の提供、

教育課程への導入の促進等を行うことで、農林水産業・食品産業に係る知財マネジメント能力を有する人材の育成を推進する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 農林水産業・食品産業現場における知的財産の保護・活用の実践を進めるため、現場と専門人材をマッチングし助言を行う「農業知財総合支援窓口」により、窓口へ寄せられた相談に対して、知的財産の保護及び活用に向けた助言等を行う。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 育成者権の保護を強化するため、育成者権の存続期間の延長、出願品種の輸出差止め請求権の創設等の措置を講ずる種苗法改正案を令和8年度特別会に提出しており、同法の成立・施行に備えた準備を進める。また、優良品種の海外への流出を防止しつつ海外からの稼ぎにつなげていくため、海外での品種登録や育成者権侵害対策を推進するとともに、育成者権管理機関による戦略的な海外ライセンスや国内での厳格管理等により、知的財産の保護・活用を図る。さらに、海外市場も見据え、新品種の開発を推進する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 我が国の植物新品種の海外での保護・活用に向け、海外で日本の品種登録に係る特性調査データが活用され、日本の品種が適切かつ迅速に登録されるよう審査基準の国際調和を進める。特に、果樹等の品種の早期権利化に資するため、農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターにおいて果樹等に係る国際基準に即した特性調査の実施体制を順次整備するほか、品種登録審査の効率化に向け、海外で利用が進む遺伝子情報等の活用を促進する国際的な技術開発状況を調査する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 海外において、我が国の品種を適切に保護していくため、日本のイニシアティブで設立した東アジア植物品種保護フォーラムの活動等を通じて、東アジア諸国をはじめとした品種保護制度が十分に整備されていない国々での品種保護制度の整備と UPOV 条約への加入を促すとともに、審査協力等に取り組む。

また、UPOV と連携しつつ、UPOV 同盟国共通の電子出願審査システム (UPOV e-PVP) の活用を推進するとともに、植物新品種等を活用した優良事例等の調査・分析等を通じて、UPOV 加盟促進活動の強化を図る。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 「家畜改良増殖法」及び「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」に基づき、家畜遺伝資源の知財としての価値を保護するとともに、

更なる流通管理の適正化を図るため、以下の取組を推進する。

- 和牛遺伝資源の譲渡の際に締結すべき契約書のひな形の普及について、家畜遺伝資源生産事業者への普及は定着したことから、その川下の関係者への普及に引き続き取り組み、不正競争防止を図り、知財としての価値の保護を推進する。
- 全国の家畜人工授精所等に対する立入検査を継続して実施するとともに、家畜人工授精師等に対する研修会の開催等により、法令遵守の徹底を図り、流通管理の適正化を推進する。
- 家畜人工授精所からの報告等に伴う都道府県の事務の軽減、情報集約のための全国システムの運用及び機能強化を図り、電子化を推進する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 農業機械等について、メーカーやシステムの垣根を越えて安全にデータ連携を行えるよう、2020年度に「農業分野におけるオープン API 整備に関するガイドライン」を策定し、トラクター、コンバイン等の農業機械において位置情報や作業時間等を取得するオープン API を整備した。2026年度以降も、水管理システム等の未整備の機器におけるオープン API 整備と、これまでに整備したオープン API を活用した新たなサービス開発を通じて、農業関連データの共有・活用を推進する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ フードテック等の食に関する先端技術については、その知的財産の保護及び活用の観点の重要性に引き続き配慮しながら、オープンイノベーションを推進する場の整備に加え、フードテックを活用した新たな商品や付加価値の創造を推進する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 農林水産業関係者の所得・地域の活力の向上や輸出促進に更に貢献するため、GI や商標等によりブランドを保護・活用するモデル的な取組を推進するとともに、輸出に取り組む産品を含む多様な産品の登録を推進する。
また、食品産業や観光業等の他産業との連携を進めつつ、我が国の GI 保護制度や GI 産品の国内外での認知度向上を図り、インバウンドによる食関連消費の拡大につなげる。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 海外における日本の農林水産物・食品のブランド産品の模倣品等の流通を防ぐため、外国との GI の相互保護の推進及び海外現地や EC サイトの調査、農林水産物・食品の模倣品疑義情報相談窓口の運用等を通じた不正使用の侵害対策を推進する。

(短期・中期) (農林水産省、外務省、特許庁) 【再掲】

- ・ 海外における知的財産権（GI、商標）の保護や侵害対応に必要となる海外での知的財産権の取得や、海外での冒認出願への対応等による模倣品対策を推進する。

（短期・中期）（農林水産省）

- ・ 農林水産研究の成果が効果的に社会実装されるよう、公的研究機関等の知財マネジメントを強化する。具体的には、知財マネジメント強化支援の取組を点から面に広げるため、公的研究機関等の知財部門によるネットワーク活動を支援し、共通する課題への対応方法の共有や、知財専門家による相談対応、実務に資するセミナーを実施し、実践的な取組の横展開を図る。

（短期・中期）（農林水産省）

3. 知的財産の「活用」

（1）産学連携による社会実装の推進

（現状と課題）

大学は、教育・研究に加え、社会課題の解決や新たな価値の創出に貢献する社会的使命を担っており、その実現において知財は基盤的な役割を果たしている。すなわち、大学において創出された研究成果が知財として適切に創造・保護され、それらがスタートアップの創出や企業との連携等を通じて事業化されることで、社会実装へと結びつき、さらにその収益が次なる研究・教育活動等へと還元される好循環の形成が期待される等、知財の果たす役割は大きい。

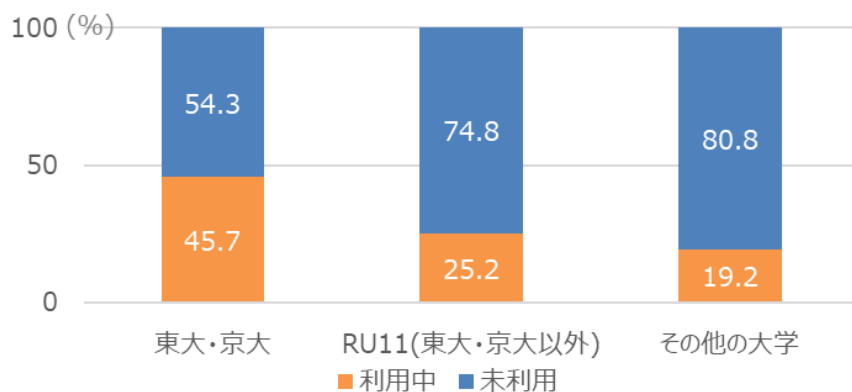
近年、科学とビジネスの近接化が急速に進展し、基礎研究の段階から事業化・社会実装を見据えた研究開発が同時並行的に進行する構造が主流となりつつある中、研究成果の迅速な事業化・社会実装が我が国の国際的な競争力や国家安全保障を左右する状況となっている。他方、Top10%論文数¹⁴の相対的な低下、博士号取得者数の伸び悩みなど、イノベーションの源泉となるべき我が国の大学の競争力低下が危ぶまれている。こうした課題を踏まえ、大学が世界水準の研究力と教育力を取り戻し、産業界や地域社会と深く連携しながら、知の価値を最大限に高め、自律的な成長を遂げるために、「世界で競い成長する大学経営のあり方に関する研究会」（2025年9月）が設置された。同研究会では、大学経営のガバナンス改革、財務基盤の強化等が広く検討されており、大学改革の契機となることが期待されている。

こうした中、第7期科学技術・イノベーション基本計画の重要な柱として「産学官を結節するイノベーション・エコシステムの高度化」が設定されるとともに、

¹⁴ 論文の被引用数が各年各分野の上位10%に入る論文の数

国際卓越研究大学制度及び地域中核・特色ある研究大学強化促進事業(J-PEAKS)による研究大学群の研究力強化や国立研究開発法人の改革等が進められ、大学や国立研究開発法人を中心としたイノベーション・エコシステムの重要性は高まっている。

産学連携における KPI として「大学知財ガバナンスガイドライン」の更なる普及等を通じて、知財の社会実装機会の最大化と資金の好循環の実現を後押しするとしているところ、関連指標である直近の大学等保有特許の利用状況（図表 34）からは多くの大学等で保有特許の 8 割程度が未利用であり、社会実装機会の拡大の余地があることが見て取れる。その背景には、大学等における事業化を見据えた知財マネジメントの不足、事業化を見据えた知財の創出や権利化の不足、研究成果の社会実装機会の最大化に向けた体制や予算の不足等の様々な要因があると考えられ、それらを踏まえた対応が求められている。



（出典）文部科学省「令和 6 年度大学等における産学連携等実施状況について」を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 34：大学等保有特許の利用状況

＜大学知財ガバナンスガイドライン＞

政府は、大学が創出した知財の社会実装機会の最大化及び資金の好循環の実現に向けて、「大学知財ガバナンスガイドライン」（内閣府、文部科学省、経済産業省）を 2023 年 3 月に策定した。策定以降、同ガイドラインの普及活動を継続的に実施するとともに、大学、企業、関係団体等の多様なステークホルダーとの意見交換を通じて、実態把握を行ってきた。

2025 年においても、30 機関以上の大学、10 社程度の企業、関係団体との意見交換を実施した結果、同ガイドラインが目指す大学知財イノベーション・エコシステムを活用した知財の社会実装の最大化と資金の好循環の観点に反する硬直的な契約交渉により、交渉が長期化し、最終的に社会実装を断念するに至った課題となる事例が確認された。一方で、契約条件の最低ラインを設定した上で、

個別案件の特性等を踏まえて柔軟に対応することで、円滑な合意形成に至った事例も多数見られ、ガイドラインの趣旨が徐々に浸透し、一定の効果が表れていることを確認している。

また、大学知財の実施許諾数や知財収入は拡大傾向にあるものの、小・中規模の大学を中心に、優れた研究成果があるにもかかわらず、知財経費やマーケティング含む知財専門人材の不足に起因して、国内・国外での知的財産権の出願・権利化やマーケティング活動がままならない状況にあるとの指摘や、知財経費や人材の確保等の最終的な意思決定を行う大学経営層に対して、同ガイドラインの趣旨等の浸透が十分に進んでいないとの指摘もある。

さらに、共同研究の成果として創出した知財の権利帰属については、「とりあえず」大学と共同研究先である事業化主体との共有とするのではなく、大学単独帰属、大学と共同研究先との共有、共同研究先単独帰属のいずれとするかを、大学知財の活用を見据えて決めることが重要との声もある。

加えて、研究成果を知財として確実に保護し社会実装につなげるためには、論文発表前の特許出願要否の確認を含む知財管理プロセスの整備とサポート体制の拡充が必要との指摘や、さらには、各大学が個別に担っている知財活動を大規模校等に集約し広域的にカバーできる体制を強化すべきとの指摘もあり、検討が期待されている。

上記状況を踏まえて、今後も引き続き、同ガイドラインにおけるプリンシプルの実践に向けて、普及活動及び意見交換等¹⁵を実施し、課題の把握・分析を通じて必要な対応策の検討を進めていくことが求められる。

＜大学等研究者の転退職時の知財取扱い指針＞

優秀な海外研究者等の戦略的な招へい等に向けて Japan Research & Innovation for Scientific Excellence (J-RISE) Initiative が 2025 年 6 月に取りまとめられるなど、大学等における研究者の国内外の流動性が高まりつつある中、大学の優れた研究成果としての知財を漏れなく活用し、社会実装機会の最大化を達成するためには、大学の研究者が他の大学に転職した場合における当該研究者の知財の取扱いを適切に整理することが必要である。

内閣府では、イノベーションの担い手となる大学や国立研究開発法人の研究者が創出した知財の社会実装の更なる促進に向けて、「大学等研究者の転退職時の知財取扱い指針」を 2025 年 3 月に策定するとともに、2025 年 6 月には「研究者の日米間の転退職時における知財取扱いの留意点」を公表した。

¹⁵ 例えば、産学官連携による共同研究等の成果としての特許権の取扱いに関する調査研究報告書（特許庁、令和 8 年）では、企業 1,247 者、大学 107 者、TLO 21 者、公的研究機関 30 者を対象とした国内アンケートを含む調査研究を行っている。

同指針の策定後、大学等の現場において試行的な利用や導入検討が進められている。同指針の利用により、関係者間の共通認識醸成や、条件付き譲渡等の複数の対応オプションによる柔軟な交渉が進展し、比較的円滑に知財取扱いに関する合意形成がなされる効果を把握できている。一方で、実務経験が十分でない大学や担当者にとっては、同指針に示された留意事項を踏まえつつ総合的な判断を行うことが必ずしも容易ではないとの指摘もなされている。

こうした状況を踏まえ、同指針の実効性を一層高め、大学等の現場における判断や実務対応を支援するため、把握した課題とその解決のヒントとなる取組事例を整理した事例集を公表した。今後は、同指針や事例集の普及促進活動を通じて、研究者の転退職時の知財取扱いに関する実務の円滑化が求められる。

<INPIT による大学等への知財専門家支援>

INPIT は、大学等における研究成果の迅速な社会実装を推進するため、大学等の研究成果の社会実装に向けた知財支援事業 (iAca) として知財マネジメントの専門家を大学等に派遣する事業を実施している。同事業は、研究ステージの初期段階におけるシーズ発掘と出口戦略の策定の支援から、スタートアップの創出を含む優れたシーズの事業化に向けた産学連携活動の支援までを対象とし、切れ目のない支援を行うものである。

2025 年度においては、シーズ発掘から事業化に向けた支援をより体系的に行うため、有望なシーズの発掘・活用支援 (スキーム①)、スタートアップ創出支援 (スキーム②)、企業との大型共同研究支援 (スキーム③) の 3 つのスキームを設け、採択された大学等 40 機関に対して専門家を派遣した (スキーム①: 18 機関、スキーム②: 18 機関、スキーム③: 4 機関)。引き続き、大学等の研究成果が円滑に社会実装されるための対応が求められている。

また、INPIT では、大学やスタートアップ等への他の支援として、知財戦略エキスパートによる支援を提供している。共同研究契約に関する支援として、契約書のひな形の紹介や、実施・不実施における対価・補償等の考え方など、当事者間における交渉・契約に係る留意点についてアドバイスをしており、引き続き、社会実装の実現に向けた取組を行うことが望まれる。

<生成 AI を活用した知財ビジネスマッチング>

近年、大学や企業が保有する知財の社会実装を加速する観点から、生成 AI を活用したビジネスマッチングの取組が進められている。特に、未利用のまま保有されている特許技術や研究成果については、開放特許情報データベース等により可視化が進展しているものの、技術内容が専門的であることから、担当者が自ら技術シーズを検索・理解することが容易でなく、ニーズとの適切なマッチング

が困難であるとの課題が指摘されてきた。

2025年度から、近畿経済産業局では、第三者にライセンス開放の意思がある「開放特許」を対象に、生成AIを活用して中小企業等のニーズに応じた技術シーズの探索・提示を行う知財ビジネスマッチングの高度化に取り組んでいる。具体的には、生成AIを活用した自然文検索により、条件に合致した技術シーズが平易な書きぶりで提案される機能を活用することにより、支援機関や中小企業が専門的知識に依存せずに技術シーズへアクセスできる環境整備を進めている。今後の中小企業の新商品開発のあり方が大きく変わり、成功事例のさらなる創出が期待される。

<KPIについて>

「知的財産推進計画 2025」において「大学知財ガバナンスガイドラインの普及等を通じて、知財の社会実装機会の最大化を後押しする（社会実装事例やその状況把握）」とのKPIが設定されていたところ、関連指標である大学保有特許の利用状況について、令和6年度の実績として、利用中の割合が、東大・京大が45.7%、RU11¹⁶（東大・京大を除く）が25.2%、その他の大学が19.2%となっている。

（施策の方向性）

- ・ 「大学知財ガバナンスガイドライン」に関する意見交換を実施し、聴取した意見も参考に、「大学知財ガバナンスガイドライン」を踏まえた知財マネジメント等の実施状況、課題と対策等を引き続き分析、整理し、必要とされる対策を検討する。また、その実践に向けた好事例等の収集を進め、その結果を公表する。
(短期・中期・長期) (内閣府 (知財)、文部科学省)
- ・ 「大学等研究者の転退職時の知財取扱い指針」を普及させるとともに、同指針を大学等の現場で使用した際の課題を分析、整理し、対応を検討する。
(短期・中期) (内閣府 (知財))
- ・ 大学知財の社会実装機会の最大化と資金の好循環に向けて、国内外の大学の産学連携活動における知財活用（知財ライセンス等の技術移転、共同研究における知財契約）に関する実態把握及びベストプラクティスの収集・分析に関する調査結果を踏まえて、2026年度は、セミナー・イベン

¹⁶ 学術研究懇談会のこと。北海道大学、東北大学、筑波大学、東京大学、早稲田大学、慶應義塾大学、東京科学大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学の11大学で構成される。

ト等を通じて技術移転人材又はノウハウ不足への対応策など、社会実装に向けた課題解消の取組例について大学への情報提供等を実施する。また、大学研究者の特許に対する関心を高めるためのパンフレットによる周知等を通じて、引き続き啓発を行う。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ 中小・スタートアップ企業や大学等による国際的な知的財産戦略の構築を支援するため、外国出願費用、審査請求費用、拒絶理由通知への応答等の中間手続費用を助成し外国における権利取得を促進するとともに、海外での知的財産権侵害への対策費用を助成し、グローバルな知的財産権の取得、事業化及び権利行使につなげる。また、特許庁がハブとなり INPIT と JETRO の連携を高め中小企業が海外展開するにあたって直面する知的財産に関する課題の解決を支援する。

(短期・中期) (特許庁)

- ・ 大学と事業会社・スタートアップとの持続可能な連携を通じ、「知」の社会実装と新しい「知」の創出の好循環による社会価値の総和の最大化を価値軸とする「OI モデル契約書 (大学編)」の普及と定着に取り組みつつ必要な見直しを検討する。また、引き続き「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」について個別のスタートアップ等に対する周知等を実施し、指針の普及啓発を図る。

(短期・中期) (公正取引委員会、特許庁)

- ・ iAca を実施し、知財マネジメントの専門家である「知財戦略プロデューサー」を大学等に派遣する。同事業では、研究ステージの初期段階におけるシーズ発掘と出口戦略の策定の支援から、スタートアップの創出を含む優れたシーズの事業化に向けた産学連携活動の支援まで、切れ目のない支援を実現する。

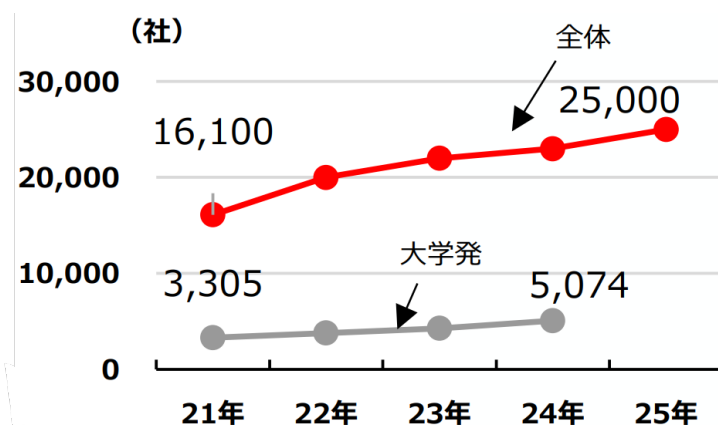
(短期・中期) (特許庁)

- ・ 開放特許の登録件数の拡大および利用者による積極的な活用を促進するため、周知活動の強化に取り組むとともに、ライセンサー・ライセンスである大学・企業および各地でマッチング支援を行っている自治体等へのヒアリングを実施し、マッチングの機会創出を図る。あわせて、開放特許情報データベースの刷新に合わせ、機能や利便性について広く周知し、更なる利用拡大を目指す。また、AI を活用した開放特許情報の分かりやすい提供手法についても検討を進める。そして、開放意図のある特許の情報を利活用したマッチング事業等を通じて、開放意図のある特許のライセンスを受けた事業化を支援する。

(短期・中期) (特許庁)

(2) スタートアップ支援 (現状と課題)

政府は2022年に「スタートアップ育成5か年計画」を策定し、社会課題を成長のエンジンに転換して持続可能な経済社会を実現する担い手としてスタートアップを位置付け、①人材・ネットワークの構築、②資金供給の強化と出口戦略の多様化、③オープンイノベーションの推進を3本の柱として施策を総合的に展開してきた。これらの取組により、スタートアップ数は着実に増加するなど、スタートアップエコシステムの裾野は拡大している(図表35)。加えて、政府は2026年5月20日に、上記5か年計画を抜本強化するため、①スタートアップのスケールアップ、②ディープテック・スタートアップの支援、③地域の経済社会を担うスタートアップの創出・育成という3本の柱から構成される「スタートアップ総力創出パッケージ」をとりまとめており、更なるスタートアップエコシステムの強化が期待されている。



(出典) 内閣官房日本成長戦略本部事務局 第1回スタートアップ政策推進分科会資料

図表35：日本のスタートアップ数

スタートアップにとって、知財は、技術的優位性を確保し、投資や事業提携を呼び込むための中核的な経営資源である。特に、ディープテック分野や大学発スタートアップにおいては、研究成果を基礎とする特許等の権利化が、事業化や国際展開に与える影響は大きい。他方、スタートアップは、人的・資金的な制約により、知財戦略の策定や権利取得・管理、ガバナンスの体制構築を十分に行うことが難しいという課題を抱えている。

また、我が国の成長に向け、大学発スタートアップのみならず、事業会社発スタートアップの創出も不可欠であり、企業内に蓄積されたものの既存事業としては実用化・事業化に至っていない技術やアイデアを活用した事業会社発スタートアップの創出が与える経済的インパクトは大きいとの声もあり、実態把握と必要に応じた対策の検討が求められている。

さらに、革新的な技術を有するスタートアップの活躍・育成の場として、公共分野も重要であるところ、スタートアップからの公共調達を拡大し、その契約比率を3%以上とする取組も進められている。公共調達は初期の実績形成や社会実装を後押しする重要な手段であるが、従来型の調達慣行の下では、知財の帰属や情報公開への対応等を巡り、スタートアップの事業継続や成長を阻害するおそれがあるとの指摘があった。こうした課題を踏まえ、2025年6月に「スタートアップ等から公共調達を行う場合の知財の保護及び調達の工夫に関するガイドライン」を策定し、知財の適切な取扱いに関する基本的考え方や、目的に応じた契約方式や契約書ひな型の選択、専門家の活用等を整理した。今後は、同ガイドラインの周知・活用を通じ、公共調達をスタートアップにとって魅力ある市場とし、官民連携による公共インフラサービスの維持向上とスタートアップの成長を両立させていくことが重要である。

あわせて、デュアルユース技術を含む国の公共調達においては、知的財産の取得・管理・契約・利用に係る費用を、将来の競争力や供給安定性を確保するための戦略的投資として捉えることが重要である。このため、公共調達において知財費用が適切に契約額に反映される仕組みを検討することが必要である。

<スタートアップに向けた知財アクセラレーション事業（IPAS）>

INPITはIPASにおいて、創業期スタートアップを対象に、ビジネスの専門家と知財の専門家とで構成されるメンタリングチームを創業期スタートアップに派遣し、ビジネスモデルの構築と、ビジネスモデルに応じた知財戦略の策定等に関する支援を行っている。2025年度は、22社の創業期スタートアップを支援するとともに、支援成果を発信するフォーラム（DemoDay）を開催し、支援結果や自社PR等の情報発信とベンチャーキャピタル等のスタートアップ支援関係者と出会える機会を提供した。今後は支援を継続し、知財の側面からスタートアップエコシステムの強化を進める。

<KPIについて>

「知的財産推進計画2025」において「スタートアップへの知財面からの支援策を通じて、スタートアップ育成を推進する（スタートアップ支援満足度や事例を含めた状況把握）」とのKPIが設定されていたところ、特許庁が2018年度に開始したIPASにおいて、8年間で累計655社の応募があり、そのうち144社のスタートアップを支援している（2026年3月現在）。

2024年度は18社の支援を実施し、2025年度は更に拡充し22社の支援を実施した。2025年度の支援を受けたスタートアップ22社の満足度調査では、19社が「とても満足」、3社が「満足」と回答しており、支援を受けた全社から満

足との評価を得ている。

(施策の方向性)

- ・ ビジネスの専門家と知財の専門家とで構成される知財戦略プロデューサーのチームを創業期スタートアップに派遣することや、知財の専門家をベンチャーキャピタル等のスタートアップ支援機関に派遣することにより、スタートアップに対し、競争優位性を実現するビジネスモデルに連動した知財戦略の構築支援を行う。また、特許庁側からスタートアップ等に対し、審査段階において、面接等を通じて事業戦略に沿った円滑かつ効果的な権利取得を支援する。

(短期・中期) (特許庁)
- ・ スタートアップ向けの知財ポータルサイトにおける動画配信等の効果的な情報発信や、全国各地でのスタートアップエコシステムの関係者と知財の関係者とを結びつける場の提供を通じて、エコシステム活性化を促進する。

(短期・中期) (特許庁)

(3) 新たな国際標準戦略の推進 (現状と課題)

「新たな国際標準戦略」(2025年6月3日 知的財産戦略本部決定)に基づき、2025年度の国際標準に係る各省庁の取組(横断的な取組)、特に、同戦略に基づく戦略領域(環境・エネルギー、食料・農林水産業、防災、デジタル・AI、モビリティ、情報通信、量子、バイオエコノミー)・重要領域(介護・福祉、インフラ、フュージョン、宇宙、半導体、素材、資源、海洋、医療・ヘルスケア)における取組について、令和7年度のフォローアップ結果を別紙に示した。

<KPIについて>

「知的財産推進計画 2025」において、我が国のそれぞれの具体的施策に KPI を設けて取組を推進していくとされているが、「新たな国際標準戦略」では、KPI として、同戦略の別表における施策一覧において、それぞれの施策ごとに KPI を設定している(例:同戦略を踏まえつつ国際標準化活動の記述を盛り込んだ政府の戦略・計画等の数、職員に対して標準化活動の評価を導入している国立研究開発法人数等)。同計画の別紙において、それぞれの KPI を踏まえ、本年度の進捗状況の評価している。

また、「新たな国際標準戦略」で選定した 17 の重要領域・戦略領域においては、各領域の事情に応じて適切な KPI の設定を図るものとしている。

一方で、これらの KPI では、我が国全体の国際標準活動を把握するには不十分であることから、今後、「①国際標準化機構 (ISO) / 国際電気標準会議 (IEC) における幹事国引受数 (上位 5 位以内を維持 (2030 年度))」「②戦略・重要領域及び戦略 17 分野において日本が主導して提案した国際標準・ルール数及び国際標準・ルールとして策定された数¹⁷⁾」を主要 KPI として設定する。

＜各省庁の具体的な取組＞

2025 年度の各省庁における主な国際標準活動のフォローアップ結果¹⁸⁾(別紙)を踏まえた評価・課題は以下のとおりである。

- ① 産学官金の取組強化 (経済界・学术界・金融界・政府における意識や行動変容、公共調達や研究開発資金等での標準活用等)
 - ・ 各省庁において、経済界や学术界との連携強化・ネットワーク化が進められている。
 - ・ 一方で、経営層や学术界への働きかけは断片的であり、広く国際標準活動の重要性が認知され、経営戦略等に組み込まれるよう、更なる働きかけが必要である。
- ② 標準エコシステムの強化 (人材育成、専門機関 (専門サービス) の育成・強化とその活用等)
 - ・ 各省庁において、人材育成に向けた研修やスキルセット等の検討、専門サービス活用の検討が進展している。
 - ・ 一方で、人材育成は各省庁や各分野の取組にとどまり、産業界やアカデミア全体での取組には至っていない。また、専門サービスについても、専門サービスの育成と産業界の活用の実装を引き続き図っていく必要がある。
- ③ 標準戦略の明確化とガバナンス (官民連携、情報共有、省庁間連携等)
 - ・ オールジャパンでの官民連携体制が構築されるとともに、各分野における官民連携体制の構築が進展している。
 - ・ 一方で、官民間・省庁間での人材やノウハウといった知見共有は引き続き課題である。今後、官民間・省庁間での人材やノウハウといった知見共有や連携を更に進めていく必要がある。また、国際標準化に係る官民連携

¹⁷⁾ 我が国の強み等も勘案しながら我が国に有利な国際標準・ルール形成を戦略的に主導することが肝要であり、提案数や策定数の多寡のみで評価するものではないことに留意すること。

¹⁸⁾ 令和 7 年末に、令和 7 年度末までの取組 (予定を含む) 状況を関係省庁に照会し、その報告を取りまとめた。

体制が構築されている領域・分野を更に拡大していく必要がある。

- ④ 国際連携の強化(国際的なネットワーキングの強化、国際相互承認の推進、各国との連携強化等)
- ・ 各省庁において、デジュール国際標準化機関で引き続きプレゼンスを維持しつつ、国際会議への積極参画や各国との連携強化が進むとともに、日本人の主要ポスト獲得、日本での会議招致も進められている。
 - ・ 一方で、国際相互承認制度の利用や規制の調和についてはその取組が一部の領域・分野に限られている。

＜領域別の取組＞

2025年度の国内外の政策や国際標準化動向のモニタリング結果、各省庁における領域ごとの主な国際標準活動のフォローアップ結果¹⁹を踏まえ、全体としては、環境・エネルギー（気候変動・エネルギー・GXや自然共生、循環経済）、防災、量子等の領域内で日本リードによる国際標準化の取組が進む一方で、引き続き、欧州や中国におけるデジタル・AIや環境・エネルギー領域における、規制も交えた国際標準化への取組も盛んである。そのため、我が国として、引き続き国際的な政策動向・標準化動向や、我が国の成長戦略、科学技術戦略を踏まえた能動的な対応が課題である。

領域別の取組状況は別紙のとおりである。

＜その他の領域や領域横断的な事項＞

国際標準化機関にあっては、認定機関の国際的な組織である国際認定フォーラム（IAF）及び国際試験所認定協力機構（ILAC）が統合され、新組織（グローバル認定協力機構（Global Accreditation Cooperation Incorporated））が発足し、その中で、AIの活用を含む適合性評価等が議論されていく見込みである。

また、欧州では、デジタル化等を見据えた製品規制の整理・簡素化と整合規格の役割分担等の論点が議論されるとともに、標準策定の迅速化等も検討されている。

米国では、国際標準（ISO/IEC等）での主導・連携強化、競争力・安全・市場アクセスに対する標準の価値の可視化、標準策定の高速化等を掲げた「U.S. Standards Strategy 2025」が発表された。

このように、AIやデジタルの活用の進展によって、これまでの規制・標準・認証そのものの在り方が問われる状況となっており、我が国においても、こうし

¹⁹ 令和7年末に、令和7年度末までの取組（予定を含む）状況を関係省庁に照会し、その報告を取りまとめた。

た大きな流れの中で、国際的な議論に積極的に参加するとともに、AI活用やデジタル化の進展を踏まえた我が国としての包括的な標準・ルール戦略の検討が求められている状況である。

（施策の方向性）

上記を踏まえ、引き続き、「新たな国際標準戦略」に基づく具体的な取組を進めるとともに、更に以下の取組を進める。

＜各省庁の具体的な取組＞

① 産官学金の取組

- ・ 新たな国際標準戦略における戦略・重要領域のみならず、日本成長戦略における戦略17分野、第7期科学技術・イノベーション基本計画における重要技術領域を中心に、官がリードすることを含めて、官民の連携強化を図るとともに、オープン&クローズ戦略の普及を通じ、研究開発、知財、標準、事業戦略の一体化を図ることが必要であり、特に、政府においては戦略17分野を中心とする成長戦略の官民投資ロードマップに国際標準化をビルドインし、標準化活動を推進するとともに、そのために必要となる予算を積極的に要求・確保する。

（短期・中期）（関係府省）

- ・ 経済安全保障の観点からも戦略的に国際標準活動を実施するため、K Program（経済安全保障重要技術育成プログラム）等の取組において国際標準化の観点を盛り込む。

（短期・中期）（内閣府（科技）、文部科学省、経済産業省）

- ・ 研究開発、知財、標準、事業戦略を一気通貫で推進するため、必要な措置（知財・標準マップの策定、知財・標準に関する専門家による戦略検討・規格開発支援、標準開発の進捗に合わせた柔軟な特許審査、標準策定の迅速化、政府リードによる戦略的標準化活動の推進、標準化戦略策定から規格開発・活用まで一貫して進める体制の構築、国内外規制対応・認証基盤の充実等を通じた国内認証機関強化等）を講ずる。

（短期・中期）（経済産業省、特許庁）

- ・ 産業界（経営層）の意識変容・行動変容を図るべく、政府が提示する取組の「型」や専門機関による「伴走機能」を活用し、経営に国際標準を組み込む。

（短期・中期）（経済産業省）

- ・ 産業界（特に、経営層）の意識変容・行動変容を図るべく、企業における最高標準化責任者（Chief Standardization Officer: CSO）に係る取組

を推進する。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ グリーンイノベーション基金等の先行事例を踏まえ、各省庁における研究開発前や開発中の段階での標準化支援を促す。

(短期・中期) (内閣府 (知財))

- ・ 他国の戦略的提案に対する「守り (防衛的対応)」や「協調」の観点からも、国立研究開発法人や大学に対する理解や、それらの機関の間の連携強化、標準化活動の適切な評価等を図る。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、文部科学省、経済産業省)

- ・ 公共調達や民間調達における規格の活用に向けて、「JIS 規格の公共調達引用ガイダンス (Ver.1.0)」に基づいて、公共調達において JIS 規格 (日本産業規格) を活用する。また、補助金の交付においても国際標準・国内標準の活用を推進する。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、関係府省)

- ・ 各省庁の政策において、国際標準活動をツールとして戦略的に活用できるよう、各省庁における優良事例や、国際標準活動に係る型や方法論等の知見の共有を図る。あわせて、国内標準の活用も検討し、民間に委ねては取組みが進まない場合にあっては、担当省庁が積極的に標準作りを行う。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、経済産業省、関係府省)

- ・ 規制・認定・認証等をレビューし、国際標準や国内標準との整合性や相互運用性を図るとともに、認証マークの認知度向上を図る。

(短期・中期) (関係府省)

② 標準エコシステムの強化

- ・ 各省庁・各分野における、研修や国際会議参加、ロビイング等を通じた規格策定や普及・認証、標準戦略に係る人材育成・ネットワーキングを進めるとともに、省庁内・分野内に留まらず、省庁・分野間連携や知見の共有による効率的な人材育成を図る。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、関係府省)

- ・ 国立研究開発法人や大学等において国際標準活動を人事評価に組み込むべく、その方法論の検討やモデル事例を積み重ねる。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、経済産業省、関係府省)

- ・ 大学や研究機関といったアカデミアにおいて、標準化人材育成を図るとともに、研究開発を社会実装するための国際標準化の取組が組織として人事評価において適正に評価されるよう、政府として国際標準化の重要性及

び優良事例の大学等への幅広い周知等、その取組を後押しする。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、経済産業省、文部科学省、関係府省)

- ・ 経営戦略における標準化戦略の取り込みや人材育成に向けて、産業界における適切な人事評価に向けたキャリアパスを示していく。

(短期・中期) (内閣府 (知財))

- ・ AI やデジタル技術の活用を通じて、標準活動に係るドキュメントの作成や分析・翻訳の効率化・迅速化・省人化に向けた支援を行う。また、AI やデジタル技術の進展に対応した標準人材育成の在り方を検討する。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、経済産業省)

- ・ 機微情報を守りつつ日本企業による海外市場の開拓・確保や、国内市場におけるデジタルアーキテクチャや財・サービスによる不正な介入リスク・情報リスク等の防止が可能となるよう、国内と海外の認証機関の連携強化、個社に対するコンサルティングの実施、産業界と国内認証機関のニーズマッチング、データプラットフォーム、国内認証機関同士の連携促進、政策金融の活用可能性も含めた国内外の認証機関との連携強化等を進める。

(短期・中期) (経済産業省、内閣府 (知財))

- ・ 法制度や自主ルールにおいて、規格・標準の活用を図るべく、モデル事例を積み重ねた上で、省庁向けのガイドラインを策定する。

(短期・中期) (内閣府 (知財))

- ・ 認証産業における基盤整備のため、必要な試験設備等の確保や産業界への情報提供や技術支援強化に向け、産業界の国内認証機関の活用促進に資する活用事例集の作成等を検討する。

(短期・中期) (経済産業省)

③ 標準戦略の明確化とガバナンス

- ・ 引き続き、モニタリング・フォローアップを実施しつつ、内外の国際標準活動の的確な把握・分析に向けて、より効率的・効果的なモニタリング・フォローアップとなるよう、適切な KPI の設定や、国際標準化の進行フェーズごとの整理を図るとともに、民間主体による国際標準活動の把握等を含む方法論の確立を図る。併せて、得られた情報について、現場を含めた多様な主体に必要な情報が適切に届く仕組みの整備を進める。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、関係府省)

- ・ 国際標準に係る官民ハイレベルフォーラムの司令塔機能の強化に向けて、具体的な取組 (国際標準活動に係る人材やノウハウの情報共有・マッチング、ユースケース作り等) や、官民一体での事務局機能の強化を進め

る。さらに、政府部内で、より高い次元での司令塔機能を発揮できるよう、政府全体の標準施策を横断的に統括する組織（標準戦略監（仮称）等）を検討する。

（短期・中期）（内閣府（知財）、関係府省）

- ・ 在外事務所の協力を得て、引き続き、海外の現地情報の収集を図るとともに、当該情報のポイントを日本の官民に適切に共有し、具体的なアクションに繋げられるよう共有手法の精緻化を図る。

（短期・中期）（内閣府（知財）、関係府省）

- ・ 新たな国際標準戦略における戦略・重要領域や、成長戦略における戦略17分野、科学技術イノベーション基本計画における重要技術領域を中心に、モデルの提示等を通じて、領域ごとの国際標準化に向けた官民の連携体制の構築や国際標準戦略の策定を進める。

（短期・中期）（内閣府（知財）、関係府省）

- ・ 農林水産・食品分野における国際標準戦略を策定・活用し、関係省庁が連携・協力して、関係する独立行政法人等とともに、国際標準化活動を推進する。また、同分野での国際標準化のニーズを実現するため、地域の関係機関の間での連絡・情報共有・相談に係る体制を着実に運用し、国際標準化に取り組む事業者等の後押しをする。

（短期・中期）（農林水産省）

④ 国際連携の強化

- ・ 引き続き、2029年IEC年次大会の日本招致活動を進める。

（短期・中期）（経済産業省）

- ・ 各分野での国際会議への参画やコンビーナを始めとする戦略的な主要ポストの獲得、各国・各地域との連携強化、国際連携等を通じた相互運用性の確保等の取組を、その方法論やKPIを含む仕組みの確立と併せて進める。

（短期・中期）（関係府省）

- ・ 自前主義に拘らず、官民横断で海外との連携強化を図り、ODAを通じた国際標準化に向けた途上国支援を一層強化する。

（短期・中期）（外務省、関係府省）

- ・ 研究段階からの国際協力や、国際標準化を主目的としない国際連携においても国際標準化をテーマの一つに加えるなどして、スムーズな国際標準化とその普及を図る。

（短期・中期）（内閣府（知財）、関係府省）

＜領域別の取組＞

- ・ 各領域において、具体的な国際標準化のターゲット、KPI、担い手、スケジュール等を盛り込んだ国際標準戦略の策定・実行、適切なモニタリング・フォローアップの実施、国際標準活動を担う人材育成や国際会議への積極的な参加等を図っていく。

(短期・中期) (関係府省)

- ・ 領域別の国際標準戦略策定等に係るモデル的な取組や、国際標準活動が我が国の成長戦略のどの程度資するものであるか等の検証等を通じ、国際標準活動の方法論の確立を図る。

(短期・中期) (内閣府 (知財))

- ・ まだ十分に国内体制が構築されていない新規案件にあつては、専門組織等の協力も得ながら、関係省庁や産業界・学术界の連携を促すべく、担い手づくりを進める。

(短期・中期) (内閣府 (知財))

以下の項目については、「新たな国際標準戦略」における各領域の記載、及び今年度のフォローアップ・モニタリング結果や在外官民ネットワークからの情報提供、並びに成長戦略における戦略 17 分野の官民投資ロードマップ等を踏まえ、各領域について以下の項目を考慮して今後の取組を検討する。

①-1 環境・エネルギー (気候変動・エネルギー・GX)

- ・ トランジションといったコンセプトやマネジメント、製造プロセスや製品単位での国際評価手法、GHG (温室効果ガス) 排出量算定・報告やクレジット利用ルール等

(※取組の対象となり得る個別分野：再生可能エネルギー、水素・アンモニア、グリーン鉄、再エネ関連製品 (次世代型 (ペロブスカイト) 太陽電池、太陽光パネル、蓄電池 (リチウムイオン電池、レドックスフロー電池、ナトリウム硫黄電池等))、原子力、エネルギーマネジメントシステム (スマートグリッド等)、省エネ技術 (インバーター等)、地域・建築物エネルギー利用 (ZEB・ZEH、CES 等)、製造プロセスにおける CO₂ 削減 (製鉄プロセスにおける CO₂ 削減等)、ネガティブエミッション (海洋における CO₂ 貯留/固定化、CCS/CCUS 等)、CO₂ 利用 (メタノール、メタネーション、合成燃料、人工光合成、コンクリート等)、サステナブルファイナンス・カーボンプライシング・カーボンクレジット、GHG 排出量推計又は算定にかかる手法・プロトコル等)

(短期・中期) (内閣府 (科技)、文部科学省、農林水産省、経済産業省、

①-2 環境・エネルギー（自然共生）

- ・ 自然共生型のコンセプト・マネジメント、関連情報開示に向けた固有の指標やデータセット、ネイチャーポジティブ製品やサービスの普及に向けた製品単位での国際評価手法、自然資本・生物多様性の価値評価・取引ルール等

（※取組の対象となり得る個別分野：生物多様性の保全・再生（OECM等）、自然資本の保全・再生（水資源におけるセラミック膜処理、UV-LED処理、窒素リン循環システム等）、バイオテクノロジー、環境配慮型の第一次産業、グリーンインフラ、NbS、Eco-DRR、生態系・生物多様性に係るモニタリング・測定・可視化プロトコル（生態系・生物多様性の観測・評価（指標化を含む）・予測等）、ネイチャーファイナンス・生物多様性の価値取引等）

（短期・中期）（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

①-3 環境・エネルギー（循環経済）

- ・ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）等の資源循環技術、企業連携に関するマネジメント、製品の環境情報等のデータ管理、各製品の実態に沿ったエコデザイン、循環経済に関する規制・制度、循環性指標や情報開示スキーム等

（※取組の対象となり得る個別分野：資源循環技術・設備（3R技術・設備、焼却技術・設備等）、循環経済型ビジネス（バリュー・ネットワーク、エコデザイン、リメイク、アップサイクル、リマンビジネス等）、再生可能資源・未利用資源等の活用（バイオマス資源等の活用、バイオものづくり、廃食油からのSAF燃料製造等）、資源循環に係るデータ管理、データプラットフォーム、循環性に係る測定手法・指標化・プロトコル、循環性情報開示スキーム等）

（短期・中期）（内閣府（科技）、消費者庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

② 食料・農林水産業

- ・ スマート農業技術、環境保全型農業の要件、高品質・高付加価値の農林水産物・食品の定義・試験方法、食事全体で栄養評価する概念等

（※取組の対象となり得る個別分野：高品質・高付加価値の農林水産物・食品（海外市場を視野に入れた農林水産物・食品、高機能バイオ素材等）、

持続可能な農林水産業・食品産業（スマート農業、フードテック・フードチェーン、持続可能な水産養殖、食の栄養評価等）、植物工場、陸上養殖、GHG 削減・吸収ビジネス（森林吸収、水田管理、土壌炭素貯留等）

（短期・中期）（消費者庁、外務省、厚生労働省、農林水産省）

③ 防災

- ・ 防災事前投資を誘導する災害リスクファイナンス、質の高いインフラの要件定義、災害情報を共有するためのデータ規格等

（※取組の対象となり得る個別分野：質の高いインフラ整備・維持管理技術（建築物等の耐震・免震技術、災害に強靱なインフラ建設・工法、老朽化インフラの診断技術や寿命延長技術等）、防災技術、水防災等の関連サービス（レジリエンス、センサー（観測）、リスク評価、シミュレーション、警報システム、データ連携、災害対策用品、保険サービス）等）

（短期・中期）（内閣府（防災）、経済産業省、国土交通省）

④-1 デジタル・AI（デジタル）

- ・ 相互運用性を確保したデジタル・アイデンティティの運用等、データ連携基盤における安全で自由なデータ流通を確保した上でのデータスペース規格や海外データスペースとの連携

（※取組の対象となり得る個別分野：デジタル公共インフラ／政府・自治体 DX 基盤、デジタルプラットフォーム、産業データ連携（ウラノス・エコシステム等）、ロボティクス・スマートマニュファクチュアリング、コンピューターアーキテクチャ（データ連携基盤、IoT を含む）、サイバーセキュリティ・トラスト（DFFT を含む）等）

（短期・中期）（デジタル庁、総務省、経済産業省）

④-2 デジタル・AI（AI）

- ・ AI の安全性要件や、データ分析及び機械学習に必要なデータ品質・構造・フォーマット、バーティカル AI、人と協業するロボットの普及拡大に資する安全性や運用基準等

（※取組の対象となり得る個別分野：生成 AI、AI 安全性、フィジカル AI、バーティカル AI）

（短期・中期）（内閣府（科技）、デジタル庁、総務省、経済産業省、文部科学省）

⑤ モビリティ

- 業者・システム間連携のための物流のデータフォーマット、次世代航空機の開発や市場獲得に向けた安全性・環境性能の要件、次世代船舶の開発や市場獲得に向けた安全・環境基準、鉄道・港湾の性能評価、次世代自動車の車載用蓄電池の安全性試験規格等
 (※取組の対象となり得る個別分野：次世代自動車(SDV ・自動運転・EV ・全固体電池等)・民間航空機・次世代航空機・無人航空機・空飛ぶクルマ・次世代船舶、港湾荷役機械、鉄道・港湾、MaaS、物流システム等)
 (短期・中期) (内閣官房 (経協インフラ)、国土交通省、経済産業省)

⑥ 情報通信

- 次世代情報通信基盤の実現に向けたオール光ネットワーク分野、非地上系ネットワーク (NTN) 分野、無線アクセスネットワーク (RAN) 分野等
 (※取組の対象となり得る個別分野：Beyond 5G (オール光ネットワーク、NTN、RAN 等) 等)
 (短期・中期) (総務省)

⑦ 量子

- 量子コンピュータではハードウェアやソフトウェアの性能評価指標や部素材の規格化等、量子暗号通信ではネットワークプロトコルや量子鍵配送 (QKD) 装置の実装安全性認証等、量子センシングでは部素材の性能評価等
 (※取組の対象となり得る個別分野：量子コンピュータ (アプリケーション、ミドルウェア、ハードウェア等)、量子セキュリティ・量子ネットワーク (量子暗号通信・量子ネットワーク)、量子センシング・マテリアル))
 (短期・中期) (内閣府 (科技)、総務省、経済産業省、文部科学省)

⑧ バイオエコノミー

- バイオものづくりの付加価値のコンセプト化、バイオ製造の安全基準、バイオ製造技術の確立やバイオ由来製品の品質基準や認証等
 (※取組の対象となり得る個別分野：バイオものづくり ・バイオ由来製品のうち微生物・細胞設計プラットフォーム技術、バイオ医薬品・再生医療等製品、微生物大量培養、発酵等の生産技術や関連の測定技術、環境負荷低減効果等の評価法等)
 (短期・中期) (内閣府 (科技)、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省)

⑨ 介護・福祉

- ・ 質や安全性の基準化を通じた質の高い介護サービス、福祉器具の使用方法等のガイドライン、サービスロボット等の介護テクノロジーの安全・品質評価
(※取組の対象となり得る個別分野：介護サービス、障害者の福祉用具、介護テクノロジー等)
(短期・中期) (こども家庭庁、厚生労働省、経済産業省)

⑩ インフラ

- ・ 我が国の技術利用に適したデータフォーマットや利用ガイドライン、基盤システムと防災技術との連携による災害対応スマートシティの構築、建設生産・管理システムの効率化に向けた、BIM/CIMの基準・要領、3D都市モデル等
(※取組の対象となり得る個別分野：位置情報・地理空間情報、インフラ基盤(道路、港湾、上下水道等)、港湾荷役機械、建設機械、BIM/CIM、スマートシティ・都市開発、地方創生(インフラ整備に関わるもの)等)
(短期・中期) (内閣官房(経協インフラ)、内閣府(科技)、外務省、国土交通省)

⑪ フュージョン

- ・ フュージョンエネルギーの安全性・有用性に係る概念形成や安全基準、核融合炉の設計・建設規格、部素材の材料規格、溶接規格や品質試験規格、トリチウムの管理・測定機器・安全管理システム等
(※取組の対象となり得る個別分野：フュージョンエネルギー(プラズマ物理・放射線・ブランケット、燃料サイクル、熱輸送・発電、超伝導・磁場技術、材料・部素材))
(短期・中期) (内閣府(科技)、文部科学省)

⑫ 宇宙

- ・ 協調的な宇宙開発に向けた安全基準等の規範、スペースデブリの発生防止等
(※取組の対象となり得る個別分野：宇宙機器(小型衛星を含む)、ロケット、射場、衛星データ、新たなサービス(資源開発、輸送、スペースデブリ回収等))
(短期・中期) (内閣府(宇宙)、文部科学省、経済産業省)

⑬ 半導体

- ・ エネルギー効率や環境に配慮した半導体性能要件・製造要件や、半導体の試験・評価手法、真正性保証等
(※取組の対象となり得る個別分野：ロジック半導体・メモリ半導体・パワー半導体、製造設備等)
(短期・中期) (経済産業省)

⑭ 素材

- ・ 持続可能なモノづくりに関する規格と機能性材料等の計測手法や品質評価、データ駆動型の研究開発への移行を見据えたデータ規格等
(※取組の対象となり得る個別分野：革新素材(炭素繊維、超高性能セラミックス、セルロースナノファイバー、永久磁石、次世代元素、レアメタル/レアアースフリー等、マテリアルインフォマティクス・プロセスインフォマティクス(オペラント計測を含む)等)
(短期・中期) (文部科学省、経済産業省)

⑮ 資源

- ・ 持続可能なモノづくり規格や、省資源・代替材料を使用した部品の品質評価等
(※取組の対象となり得る個別分野：レアアース、レアメタル、ベースメタル、持続可能な原材料・サプライチェーン)
(短期・中期) (経済産業省)

⑯ 海洋

- ・ 特に、航行上の安全確保に関しては、VDES の性能・技術基準等
(※取組の対象となり得る個別分野：海洋資源(生産技術、調査技術、自律型無人探査機(AUV)等)、海洋無人機、航行安全(VDES等))
(短期・中期) (内閣府(海洋・科技)、経済産業省、国土交通省)

⑰ 医療・ヘルスケア

- ・ 医療データの相互運用性やデータ二次利用、ウェアラブルデバイス等の医療技術・医療機器の性能・安全規格、バイオ創薬をはじめとする医薬品・医療技術に関わるガイダンス・規制の調和
(※取組の対象となり得る個別分野：医療技術(再生医療、ニューロテック・ブレインテックを含む)、医薬品(バイオ医薬品、ファーストインクラス製品・ベストインクラス製品を含む)、医療機器、デジタルヘルス(個

別化医療・精密医療・データ連携等)、感染症対応製品等)

(短期・中期) (内閣府 (科技・健康医療)、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

<全般的取組>

- ・ 国際標準活動が、結果として我が国の GDP をはじめとした経済への貢献や我が国の成長戦略に資するものであるか等の分析が行えるかの検証を進め、KGI (Key Goal Indicator) の設定を検討する。
(短期・中期) (内閣府 (知財))
- ・ AI 活用やデータ化・デジタル化の進展等を踏まえ、部分最適ではなく全体最適を目指し、従来のモノ・サービスの枠を超えたシステム全体・複数システムを結合した System of systems 上のインターオペラビリティ (相互運用性) の確保等の領域横断的なルール・標準化の在り方と、その担い手としての専門サービスの在り方について検討する。
(短期・中期) (内閣府 (知財))
- ・ 国際標準は技術で劣後していてもビジネスで勝ち得るツールであることから、海外主導の国際標準化に対する守りの観点も含め、戦略 17 分野を中心とする日本成長戦略の官民投資ロードマップに国際標準化をビルドインし、また、ビジネスで勝つための国際標準活動にリソースを割いて取り組む。この際、第 7 期科学技術・イノベーション基本計画の重要技術領域の取組とも連携して、研究開発、知財、標準、事業戦略を一気通貫で推進する。
(短期・中期) (関係府省)
- ・ 現行の新たな国際標準戦略上の戦略・重要領域に含まれていない防衛産業やコンテンツ産業について、モニタリング・フォローアップを実施し、国際標準の動向を把握する。
(短期・中期) (内閣府 (知財)、関係府省)

(4) データ流通・利活用環境の整備

(現状と課題)

政府は 2025 年 6 月に「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」(デジタル行財政改革会議決定) を策定し、人口減少の下、持続可能な日本社会と経済成長を両立させていくため、データや AI の利活用を全面的に社会実装することによって、限られた人的資源を補完する効率化を進めるとともに、それに限らず、新たな価値の創出・知の創造につなげることで、一人一人の生活の質を向上させ、個人の幸福・自由、Well-Being を達成するデータ駆動社会を実現するという方

向性を示している。

同方針に基づき、個人情報を含むデータの保護と利活用の両立を図るための環境整備が進められているところ、直近では、個人の権利利益の適切な保護を図るとともに AI 開発等にも資する適正なデータ連携・利活用を促進する観点から、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案」及び「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」の国会提出が行われた。

また、研究データの分野においても取組が進展しており、2025 年 12 月には科学技術・学術審議会の下に「AI for Science を支える研究データの管理・利活用と流通の在り方に関するワーキンググループ」が立ち上げられている。研究システムの自動化・自律化や遠隔化等により、これまで以上に大量のデータが創出されることを見据え、国際的なオープンサイエンスの潮流も踏まえつつ、AI for Science を支える研究データの管理・利活用及び流通の在り方についての検討が進められており、2026 年 6 月を目途にとりまとめられる方向性が示されている。

第 7 期科学技術・イノベーション基本計画において、AI for Science は重要なテーマとして位置付けられており、今後、戦略的な国際連携を進めながら、AI 時代に即した研究環境の整備と科学研究プロセスの革新により、AI for Science 先進国の地位確立が求められている。(図表 36)

(具体的な取組内容)	
① 研究力・人材 AI 高度人材等の育成 × AI 利活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> AI for Science のあらゆる分野での波及・振興と日本の強みを生かした重点領域の設定・投資を両輪で推進、世界トップ層との戦略的国際共同研究を推進 AI の基礎研究含む AI そのものの研究の強化 (リスク対応含む) 国際連携・産学連携を通じ、AI・計算資源・データに精通した人材の参画・育成、技術専門職の育成・確保、評価や処遇の見直し
② 計算資源 戦略的増強 × 利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> 世界最高水準の次世代 AI・HPC 融合プラットフォーム「富岳 NEXT」の開発 AI 共用計算資源の戦略的な増強と利便性 (機動性、アクセス性、相互運用性) の向上 産業界との連携及び国際連携を通じた計算資源の有効活用
③ 研究データ 高品質データの創出 × データの一体的運用	<ul style="list-style-type: none"> 戦略的価値の高いデータセットの特定・構築 自動化・自律化した研究設備等の整備と研究データ創出プロセスの標準化 AI 時代に即した次世代情報基盤の構築・活用、データの一体的運用

(出典) 文部科学省 AI for Science の推進に向けた基本的な戦略方針 参考資料

図表 36 : AI for Science の推進に向けた基本的な戦略方針
(具体的な取組内容)

(施策の方向性)

- 研究システムの自動・自律・遠隔化等により、これまで以上に大量のデータが創出されることが想定されるとともに、AI の高度化に向けては、今まで以上に高品質な研究データの管理・利活用が求められる。このため、AI for Science を支える研究データの管理・利活用と流通の在り方について

て検討を行い、「AI for Science の推進に向けた基本的な戦略方針」を踏まえ、高品質かつ大量のデータを継続的に創出できる環境の構築とともに、AI時代に適した研究データ基盤 NII RDC や流通基盤 SINET 等の高度化を推進する。また、引き続き、研究データ基盤 NII RDC 上で検索可能とするために、研究データへのメタデータ付与を進めるとともに、先行事例や課題点等の横展開を促進する。

(短期・中期) (文部科学省、内閣府 (科技)、関係省庁)

- ・ データ連携基盤における推奨モジュールの無償提供と活用に関する助言を行うとともに、各都道府県を軸とした「データ連携基盤の共同利用ビジョン」に基づく各地域における統合的なエリアデータ連携基盤の整備・利活用を支援し、都道府県内における同一機能を有した基盤への重複投資を避けつつ、複数サービス (分野) 間のデータ連携等を通じた地域でのデータ利活用を推進する。

(短期・中期) (デジタル庁)

- ・ 農業分野において、メーカーやシステムの垣根を越えて安全にデータ連携を行えるよう、2020 年度に「農業分野におけるオープン API 整備に関するガイドライン」を策定した上で、主要な農機 (トラクター、田植機、コンバイン、穀物循環式乾燥機) や施設園芸機器 (環境モニタリング装置、環境制御装置) において、位置情報や作業時間、生育データ等を取得するオープン API (メーカー等の事業者が自社システムへの接続仕様 (API) を外部に公開し、一定条件の下、連携のためのアクセスを可能とする仕組み) の整備と、実装・公開したオープン API を活用した新たなサービス開発を支援。2026 年度以降も、水管理システム等の未整備の機器におけるオープン API 整備と、これまでに整備したオープン API を活用した新たなサービス開発を通じて、農業関連データの共有・活用を推進する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 2023 年 6 月に策定した「医療 DX の推進に関する工程表」に沿って各施策に関する取組を推進中であり、2024 年度から患者の必要な医療情報を医療機関等間で共有するための「電子カルテ情報共有サービス」の構築を進め、2025 年 2 月からモデル事業にて実運用に向けた検証を進めているところ。2026 年度の冬頃を目途に全国での運用開始を目指し、引き続き検証を行うとともに、実運用に向けた検討を進める。

(短期・中期) (厚生労働省)

- ・ 防災については、2024 年 4 月より運用を開始した新総合防災情報システム (SOBO-WEB) による災害対応機関の間ならびに他の情報流通基盤の間での情報共有ルールを規約として整理し、さらに現在実現に向けた検

討が進められているデジタル庁のデータ連携基盤等との連携や流通データの標準化など、防災分野のデータ流通促進のための検討を進めている。
(短期・中期) (内閣府 (防災))

4. 新たなクールジャパン戦略のフォローアップ

(1) クールジャパン戦略の推進

(現状と課題)

2025年訪日外国人旅行消費額は9兆4,549億円(2024年比16.4%増)となった。2023年高付加価値旅行者は訪日旅行者数全体の2%ではあったが、消費額は19%(約1兆円)を占めており、高付加価値旅行者の経済効果は極めて高い²⁰。一般的に高付加価値旅行者は知的好奇心や探究心が強いといわれており、また、国・地域により訪日観光の傾向にも違いがあるため、訪日外国人観光客の動向や地域の受入体制等を踏まえたターゲット設定と取組が重要となる。

観光庁では、インバウンド市場の多様化の流れを更に後押しするため、日本政府観光局(以下「JNTO」という。)を通じた戦略的な訪日プロモーションや、地域の観光資源を活用してインバウンドの「コト消費」につながるような観光コンテンツの創出や高付加価値化に向けた支援を実施している。一方で、一部の地域・時間帯によっては、過度の混雑やマナー違反により、住民生活に支障が及んでいる状況がある。また、空港での待ち時間短縮など、出入国に関する措置等の受入体制の確保等に向けた対応も必要である。観光立国推進基本計画(令和8年3月27日閣議決定)²¹では、「インバウンドの戦略的な誘客と住民生活の質の確保との両立」を施策の柱として掲げ、過度の混雑やマナー違反への対策、地方の観光地の魅力向上や交通ネットワークの機能強化、二次交通の確保・充実²²等

²⁰ JNTO「2023年訪日の高付加価値旅行市場」https://www.jnto.go.jp/news/_files/20250611_1400.pdf

²¹ 観光立国推進基本計画(令和8年3月27日閣議決定)
https://www.mlit.go.jp/kankocho/news02_00077.html

²² 観光地の二次交通については、新幹線・特急停車駅など、主要交通結節点から観光スポット等へのアクセスや地域内周遊のための交通手段の確保・充実、利用者利便向上の取組を進めているところ。なお、地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月、タクシー事業者の管理の下、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする自家用車活用事業が創設されている。内閣府規制改革推進会議地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループ「移動の足不足の改善状況についての検証及び令和7年3月時点の利用者目線での検証結果の評価」(令和7年4月9日)では、訪日外国人から、日本滞在中に移動の足に困った経験をしたと6割が回答した。また、自国でライドシェアの利用経験がある者のうち、日本でも利用したいと回答した者が8割強となっており、利用したい理由として、ライドシェアの利用に慣れているためと回答した者が6割強、普段使っているアプリが使えるためと回答した者が5割弱、事前に金額がわかるためと回答した者が4割半ばとなっている。さらに、ライドシェアが利用できるようになった場合に、6割強が移動しやすさの改善が見込めると回答しており、仮にライドシェアが導入されていたら、もっとできたと思うことがあると回答した者は7割半ばで、具体的には、より遠い観光地や宿泊地、飲食店に行けたと回答した者が5割強となっている。こうしたアンケート調査の結果を踏まえつつ、更なる交通の利便性向上を目指すべき、との意見が委員からあった。

による地方誘客の推進、円滑かつ適正な出入国²³及び通関等の環境整備等の取組を進めている。

農林水産物・食品については、世界人口の増加等に伴いアジア、欧米を中心に食市場の拡大が見込まれる中、我が国の2025年輸出額は1.7兆円（対前年比12.8%増）、2025年インバウンドによる食関連消費額²⁴は2.7兆円（対前年比17.2%増）、2023年食品産業の海外展開による収益額²⁵は1.7兆円（対前年比8.7%増）、いずれも過去最高を記録している。農林水産省、国税庁では農林水産物・食品の輸出拡大を加速するとともに、食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大を連携して推進している²⁶。

ファッションについては、世界的にアパレル市場は成長市場であり、年間5%増加という予測がある。我が国は、従来より生地の輸出額割合が大きいですが、近年、衣料品等の最終製品の輸出が増加傾向にある。Fashion Unitedが公表した世界のアパレル企業の現在価値トップ200、ブランド価値トップ100に日本の企業・ブランドが複数ランキングされており、クリエイティブ評価は高い²⁷。このため、伝統技法の活用による高付加価値化を図った国内ファッションブランド創出等が期待される。また、SNSの普及、ECの世界的伸長など、従来と異なる商流への対応も求められる。

2025年6月から、経済産業省において「エンタメ・クリエイティブ産業政策研究会」を開催し、ファッション産業全体の生産性・収益性の向上と国際競争力強化に向け、異業種連携・領域による日本のブランド価値向上等についてアクションプランを検討している²⁸。

化粧品については、2023年世界の化粧品市場規模は4,844億米ドル（70兆円程度）で世界的に成長市場である中、我が国の市場規模は、米国、中国、ブラジルに次いで4位（2022年は3位）に後退している。一方、SNS・ECに強い中国・韓国ではBeauty産業²⁹を戦略産業として位置づけ、その海外展開をコンテ

²³ 空港での入国審査待ち時間短縮等に関しては、査証免除国・地域の外国人であって、観光等を目的とした短期滞在者等を対象に、入国前にオンラインで必要な情報を提供させ、スクリーニングを行う電子渡航認証制度「JESTA」の2028年度中の導入に向けた準備作業を進めている。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001457911.pdf>

²⁴ インバウンドによる食関連消費額：訪日外国人旅行消費額のうち飲食費、食関連の買物代について、観光庁「インバウンド消費動向調査」を基に農林水産省推計。

²⁵ 食品産業の海外展開による収益額：食料品製造業等の対外直接投資収益、知的財産等使用料について、財務省「国際収支統計」、経済産業省「海外事業活動基本調査」を基に農林水産省推計。

²⁶ 農林水産物・食品輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議

²⁷ 2026年3月7日（現地時間）、Paris Fashion Week Gala Showにおいて、日本の伝統素材を現代クチュールとして再解釈し、世界へ発信する文化プロジェクトとして日本の伝統素材を用いた特別ランウェイが発表されるなど、世界的な評価は高まっている。

²⁸ エンタメ・クリエイティブ産業政策研究会

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/entertainment_creative/index.html

²⁹ 本計画においては、中国及び韓国におけるBeauty産業を指す。

ンツ産業との連携により加速し、世界市場で存在感を強めている。

我が国の化粧品の輸出先は、2020年以降中国が輸出額の50%以上を占める構造が続いていたが、近年、中国・香港・韓国向けが減少、2024年は台湾・タイ・ベトナム向けが伸びている。なお、輸入額も年々増加している。日本化粧品は高品質性や原料で使用されている自然素材等について世界的に評価が高く、これまでの海外展開は大手企業を中心となって牽引されてきた。近年、アジアをはじめとする新興国では、経済成長に伴い所得水準が向上し、化粧品の需要が急速に拡大しており、中堅・中小企業も含めて国内需要のみに依存したビジネスモデルから脱却していくことが重要である。2026年6月経済産業省の「化粧品産業競争力強化検討会」において中間報告書を取りまとめ、海外市場拡大に向けた課題の整理と取組方向を示している³⁰。また、化粧品の海外展開及び国際競争力の強化を図る際には、化粧品をはじめとするJ-Beauty産業³¹全体が一体となってブランド価値向上を目指すことも重要であり、関係業界が連携した協調領域での取組の強化が求められる。

<2025年度「コンテンツ地方創生拠点」の選定>

「知的財産推進計画2025」で決定された「コンテンツと地方創生の好循環プラン」に基づき、宿泊滞在を含めた地域観光の魅力向上及びコンテンツ産業の活性化に向けて、コンテンツを起点とする経済波及効果の大きい地域一体となった取組について、2026年3月に開催されたクールジャパン戦略会議（第6回）において、2025年度「コンテンツ地方創生拠点」として23か所が選定された³²。

2025年度に選定された拠点は、自治体や地域の団体が中心となって地域全体を取りまとめ、コンテンツ関係者との協力関係を構築している。観光振興型では、地域内での取組の認知度・浸透が高く、地元事業者と連携した交通宿泊プラン、地域の地場産品と連携した取組があるが、更なる高付加価値化の工夫や二次交通、滞在時間長期化につながる取組の強化が求められる。産業振興型は、自治体の基本計画に位置付ける形が多く、若年層の人材育成や制作会社等との接点の創出、企業誘致の取組が中心となっており、事業創出や市場開拓は相対的に少ない。地域の企業、金融機関、教育機関等が連携して人材育成に取り組む事例も見られた。海外発信の面は全体的に限定的であるが、今後はコンテンツ地方創生拠

³⁰ 化粧品産業競争力強化検討会

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/cosmetic_industry/index.html

³¹ 我が国における化粧品、美容家電、美容機器、美容商材、ヘア、ネイル、エステ等の商材・サービスを提供する産業。

³² コンテンツと地方創生の好循環プラン：知的財産推進計画2025において、2033年までに約200か所のコンテンツ地方創生拠点を選定する「コンテンツと地方創生の好循環プラン」を決定。https://www.cao.go.jp/cool_japan/koujuncan.html

点が連携し一体的に発信することによる発信効果拡大が期待される。取組効果の観点から、観光振興型では客数を計測する事例が多く、産業振興型では雇用・従業者数の計測が中心となっている。同取組を推進するにあたっては、地域で経済効果を評価する共通的な考え方が必要である。

映画・アニメ等のゆかりの地を訪問した訪日外国人旅行者は、一般的な訪日外国人観光客と比べ、滞在泊数や一人当たり平均旅行支出額が多く、地域の経済効果に寄与する可能性が高い³³。

地域には、歴史的建造物・街並み等の「歴史」、四季や地域ごとに変化に富む豊かな「自然」、和食に代表される国際的な評価の高い「食」³⁴、伝統工芸品をはじめとした「文化」といった、我が国ならではの魅力あふれた資源が豊富にあり、作品の中で表現されることを通じ、外国人、地域住民の双方において日本（地域）の魅力の発見（再認識）につながっている。訪日外国人観光客は「ありのままの日本」への興味・関心、地域の食、祭り等の伝統文化の体験等への期待があるといわれているが、来訪者の歴史文化的背景の認識や興味・関心が異なる点に留意しなければならない。

コンテンツ産業が我が国の基幹産業として世界市場で競争力を維持していくためには、海外で活躍するクリエイティブ人材と連携した人材育成や、全国各地でのクリエイターやビジネスプロデューサーの育成、地域の歴史や伝統、自然等を活かした魅力あるコンテンツが創作されていく環境づくりが進むことが重要である。

<KPIについて>

「新たなクールジャパン戦略」（令和6年6月4日 知的財産戦略本部決定）において、「コンテンツの海外展開、訪日外国人旅行消費、農林水産物・食品の海外展開、ファッション、化粧品等の海外展開など、クールジャパン関連産業の経済効果として、2033年までに50兆円以上の規模とする」、「各国・地域における「日本が大好き」の割合について、2033年までに10ポイント上昇させる」とのKPIが設定されており、「知的財産推進計画2025」において、毎年、これらのKPIをフォローアップしていくこととしているため、引き続き、進捗状況の把握と課題分析を行い、取組内容の見直しを進めていく。

³³ 観光庁「2024年インバウンド消費動向調査結果」、「訪日外客統計」及び「2024年インバウンド消費動向調査原票」を活用して内閣府にて試算。2024年映画・アニメ等のゆかりの地の訪日外国人は約300万人、旅行消費総額は約9,227億、更に潜在的な映画・アニメ等のゆかりの地の訪問者は約435万人、約1兆3,445億円の国内旅行消費額の試算結果となっている。

<https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/tyousakai/kousou/newcool/dai1/shiryo2.pdf>

³⁴ 委員から、「食」については外食等に限定せず、食産業のサプライチェーン全体として捉え、その起点となる「農業」と一体的に考える視点を持つべき、との指摘があった。

① クールジャパン関連産業の海外展開の進捗と海外市場動向

クールジャパン関連産業の最新数値に基づく海外展開の合計は 30.7 兆円、前回値から 3.6 兆円、13.42%の増加となった。

		円ベース（単位：兆円）			米国ドルベース（単位：百億米ドル）		
		知財計画 2026	知財計画 2025	増減率 (%)	知財計画 2026	知財計画 2025	増減率 (%)
コンテンツの海外展開（海外市場規模）		6.1 (2024年)	5.8 (2023年)	6.11	4.0 (2024年)	4.1 (2023年)	-1.54
訪日外国人旅行（インバウンド）消費額		9.5 (2025年)	8.1 (2024年)	16.36	6.3 (2025年)	5.4 (2024年)	17.69
食	農林水産物・食品の輸出額	1.7 (2025年)	1.5 (2024年)	12.83	1.1 (2025年)	1.0 (2024年)	14.12
	食品製造業の現地法人の売上高	8.7 (2024年)	7.3 (2023年)	18.74	5.8 (2024年)	5.2 (2023年)	10.21
ファッション	繊維品・繊維製品の輸出	1.1 (2024年)	1.0 (2023年)	11.31	0.7 (2024年)	0.7 (2023年)	3.31
	主たるファッションメーカーの海外売上	2.1 (2024年)	1.8 (2023年)	17.47	1.4 (2024年)	1.3 (2023年)	9.03
化粧品	化粧品の輸出	0.5 (2024年)	0.6 (2023年)	-14.17	0.3 (2024年)	0.4 (2023年)	-20.34
	主たる化粧品メーカーの海外売上	1.0 (2024年)	1.0 (2023年)	4.67	0.7 (2024年)	0.7 (2023年)	-2.86
合計		30.7	27.1	13.42	20.3	18.8	8.48

（出典）各種資料を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成³⁵

図表 37：クールジャパン関連産業の海外展開の進捗状況
（円建て・ドル建て）

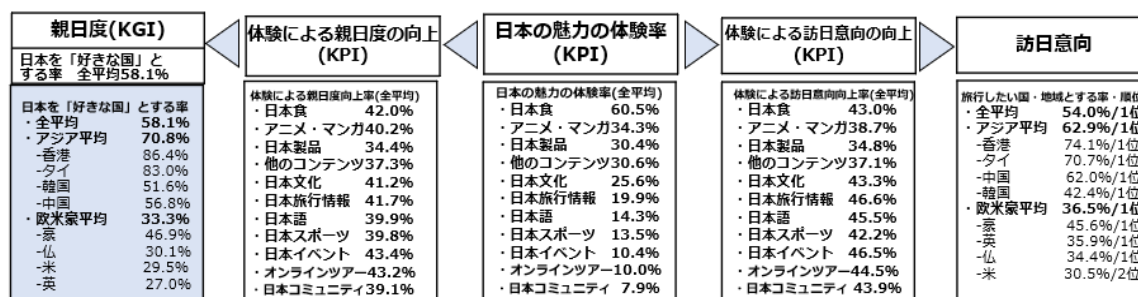
② 外国人の親日度等

日本の魅力の体験率による親日度等については、日本の食やコンテンツは外

³⁵ それぞれの資料等を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成。

- ・コンテンツの海外展開（海外市場規模）：（株）ヒューマンメディア「日本と世界のメディア×コンテンツ市場データベース 2025」及び経済産業省の調査した音楽分野の海外売上を基に作成。
- ・訪日外国人旅行（インバウンド）消費額：観光庁「インバウンド消費動向調査」を基に作成。
- ・農林水産物・食品の輸出額：農林水産省が財務省「貿易統計」を基に作成。
- ・食品製造業の現地法人の売上高：経済産業省「海外事業活動基本調査」を基に作成。
- ・繊維品・繊維製品の輸出：財務省「貿易統計」を基に作成。
- ・主たるファッションメーカーの海外売上：内閣府知的財産戦略推進事務局「2033年度に向けて内閣府が設定した KGI/KPI に対する実証調査」を基に作成。
- ・化粧品の輸出：日本化粧品工業会が財務省「貿易統計」を基に作成。
- ・主たる化粧品メーカーの海外売上：内閣府知的財産戦略推進事務局「2033年度に向けて内閣府が設定した KGI/KPI に対する実証調査」を基に作成。
- ・為替レートは IMF Exchange Rates の Period average を採用。1ドル=140.49円（2023年）、151.37円（2024年）、149.66円（2025年）。

国人の体験率も高く、それらの日本の魅力を体験したことで概ね4割程度親日度・訪日意向が高まる傾向となり、前回（知的財産推進計画2025）と同様の結果となった。日本の魅力の体験率を向上させていくことが、親日度の上昇やインバウンドの拡大に直結する。加えて、地理的に隣接しているアジアの親日度は総じて高く、この親日度の高さを活用していくことが重要である。



(出典) (株) 日本政策投資銀行 (DBJ) 及び (公財) 日本交通公社 (JTBF) 「DBJ・JTBF アジア・欧米豪 訪

日外国人旅行者の意向調査 2025 年度版参考資料」を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

図表 38 : 外国人の親日度、訪日意向、日本の魅力の体験率、体験による親日度・訪日意向の向上

(施策の方向性)

<コンテンツとの連携、インバウンドと輸出の連携>

① コンテンツと地方創生の好循環プラン

コンテンツ産業とクールジャパン関連産業との連携を通じた地域経済の活性化の好循環を実現するため、コンテンツを起点にした地域の経済効果の大きい地域一体となった取組を「コンテンツ地方創生拠点」として選定する等の取組を進める。その際、選定拠点の更なる深化を促進するため、関係府省等において戦略的な事業の実施、全国各地、様々なコンテンツジャンルとの連携を促進する。

本取組においては、知財活用の観点からコンテンツ関係者との連携、地域資源を活用した知財経営、地域の取組効果や継続性の観点から地域の多様なステークホルダーの関与や地域住民の認知・浸透、基本方針や計画策定、地域経済活性化の観点から高付加価値化に向けた取組の工夫や地域でのインバウンド消費額等経済効果等の把握を推進する。

また、地域を訪れる外国人観光客の体験消費等の実態を分析したうえで、コンテンツを活用した地域の高付加価値化・地域ブランディング、早朝・夜間の活用等を通じ、地方分散や観光消費の拡大を図ることが重要である。さらに作品に描かれた風景等は住民の日常生活に近い場所も多く、観光客の受入環境が整っていない場合がある。地域住民の生活の質の確保の観点も踏まえつつ、マナー違反対策、スマートごみ箱の設置、入域制限や予約制による混雑緩和や平準化、キャ

ッシュレス化、多言語化、正確な情報発信、二次交通の確保・充実など、地域の実情に応じた観光客の受入環境整備を推進する必要がある。

なお、コンテンツと観光の連携については、現在はコンテンツに関連したモニュメントの設置、グッズの販売、電車のラッピングといったプロモーションが多いが、デジタルを活用し、コンテンツと地域が連携した没入型や滞在型の高付加価値体験を増やすことにより、消費額拡大の効果が期待できる。

- ・ 海外からの高付加価値インバウンド誘客や地域におけるコンテンツの人材育成や事業創出の取組など、地域経済において大きな経済波及効果が期待されるコンテンツの魅力を活かした地域一体となった取組を、クールジャパン戦略会議においてコンテンツ地方創生拠点として選定し、関係省庁や自治体、関係経済界等が連携の上、その実現・拡大を促進する。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、文化庁、観光庁、
経済産業省、関係府省)

- ・ コンテンツ地方創生拠点同士の更なる深化を促進するため、成功事例や失敗要因等を共有等するコンテンツ地方創生拠点同士のコミュニティ活動を促進する。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、関係府省)

- ・ コンテンツ地方創生拠点の取組について、コンテンツ関係者との連携や地域の取組体制、経済効果等の発生要因等を分析し、今後取り組む可能性のある地域の関係者等に提供するなど、地域の関係者がコンテンツの関係者と連携して地域の魅力を発信する取組を推進する。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、文化庁、観光庁、関係府省)

- ・ コンテンツ地方創生拠点の取組について、コンテンツの関係者と地域関係者が連携した知財活用と一体的な情報発信の枠組みを構築することにより、訪日外国人観光客の視点も踏まえた効果的な情報発信を促進する。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、観光庁、文化庁)

- ・ コンテンツ地方創生を進めるため、高校や専門学校等の教育機関が企業や地方自治体と連携する、産学官の取組を支援する。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ 地方の大きな伸び代と地域の特性を最大限に活かすため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域の独自の取組を支援するとともに、各地方公共団体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような取組を支援する。

(短期・中期) (内閣官房 (地域未来戦略本部事務局))

- ・ ロケ撮影・誘致の円滑化及び促進のため、フィルムコミッション (FC)、許認可権者、製作者等が取り組むべき事項等をまとめたハンドブックの周

知等を通じ、関係者間のより一層の理解の浸透や相互理解を深める。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、警察庁、消防庁、出入国在留管理庁、国土交通省、関係省庁)

- ・ ロケ誘致による経済・社会的な産業振興を効果的に実現すべく、VFXを含むポストプロダクション工程も含めた誘致に向けて、インセンティブ付与及び効果的な運用に取り組む。また、インセンティブ付与対象作品の円滑な撮影に向けた支援を検討するとともに、ロケ地域での完成作品の活用を推進する。

(短期・中期) (経済産業省、内閣府 (知財)、関係省庁)

- ・ アニメやマンガ、映画、実写等のコンテンツを活用した観光コンテンツの造成や効果的な情報発信、販路開拓等を総合的に支援し、ロケツーリズム、アニメツーリズムといった、観光コンテンツの供給に向けた取組を官民一体となって推進する。併せて、観光地における二次交通の高度化を含めた受入環境整備を推進する。

(短期・中期) (観光庁、国土交通省)

- ・ 海外でも高く評価される日本の優れたメディア芸術分野の人材育成及び関連資料の収集・保存及び展示・活用を推進するとともに、振興の中核ともなる「メディア芸術ナショナルセンター」(仮称)として、マンガ、アニメ・特撮及びゲームに関する作品、原画等の中間生成物並びにこれらに関連する情報等の①収集・保存・デジタル化、②調査研究、③人材育成・教育、④国内外への情報発信、⑤展示・利活用、⑥普及交流の機能を有する拠点の整備に向けた取組を官民協働で推進する。特に、⑤、⑥については、具体的な拠点のあり方を明確にした上で、その実現に向け必要な措置を講ずる。

(短期・中期) (文化庁、経済産業省、内閣府 (知財))

- ・ 日本博³⁶として、アニメ・マンガ等の更なる活用(コンテンツ地方創生拠点との連携を含む「聖地巡礼」等)、新たな領域的掛け合わせによる「特別な体験」やナイトタイムを活用した取組の提供 GREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)等の国際プロジェクトへの協力等を通じて、全国各地のインバウンド増加や消費拡大を目指す。

(短期・中期) (文化庁、関係府省)

- ・ 文化観光推進法³⁷に基づく計画の認定及びこれに係る財政的支援等を

³⁶ 令和8年3月31日開催「日本博総合推進会議」において、高市総理から、全国各地の文化資源の魅力を国内外へ戦略的に発信し、地方と海外を直接つなぐ海外マーケティングを抜本的に強化することで、全国各地へのインバウンド誘客・周遊、長期滞在化に資する取組を強化する方針が示された。

³⁷ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和2年法律第18号)

継続するほか、日本遺産の更なる活性化を実現するため、施策の認知度向上や各地域の特色を生かした取組の支援を行う。これらを通じて、文化観光の更なる推進を図る。

(短期・中期) (文化庁、観光庁)

- ・ 地域の文化芸術資源を活用したインバウンド需要拡大を推進する。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ 民間活力等による国民公園や公的施設について、現代的な文化・情報発信拠点等とするための機能強化を図る。具体的には、北の丸公園について、最先端の科学、芸術、文化等に関する発信拠点として活用することを検討する。

(短期・中期) (文化庁、環境省、関係府省)

- ・ 企業等によるアート取組や投資を促し、アーティスト等に資金が還元される環境を整備するため、企業等によるアート取組に関する表彰制度や共創プラットフォームの充実化等を進めていく。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ 「歴史」、「自然」、「食」、「文化」といった地域資源を活用した観光コンテンツの創出や、適切な販路開拓、情報発信等を総合的に支援することで、地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり等の地方誘客に係る取組の更なる推進を図る。この際、自然・文化・アクティビティの構成要素を通じて、日本の本質を深く体験できるアドベンチャーツーリズムのほか、エコツーリズムやインフラツーリズムなど、地域の魅力が最大となるよう観光コンテンツの磨き上げや海外への発信等を行う。また、地域における体験の質や回遊性の向上に資する施設整備に対する支援も推進することで、地域の魅力を一体的に強化していく。さらに、新規参入やスタートアップ等の事業者等を含むこれらの取組を行う事業者等に対し、引き続き伴走して支援を行う。

(短期・中期) (観光庁、環境省、文化庁、国土交通省)

- ・ 関係府省等及び官民が連携してアニメやマンガ、映画・映像等を活用した地域の高付加価値体験を提供する地方創生の優れた取組、人材等を表彰・紹介することにより異業種間連携を促進する。

(短期・中期) (内閣府(知財)、経済産業省、観光庁、関係府省)

- ・ 前例のない高付加価値サービスを提供しようとする際に、規制・制度等が障壁となる場合がある。我が国では、規制改革関連制度として、規制改革推進会議のほか、国家戦略特別区域制度をはじめとする特区制度、規制のサンドボックス制度(新技術等実証制度)、グレーゾーン解消制度等の各種制度を設けている。また、各種制度の活用について助言を行う一元的

窓口を設けている。これらの制度や窓口について、一層の周知を図る等の活用を促進することにより、高付加価値サービスの提供に必要な規制改革等を推進する。

(短期・中期) (内閣府 (規制改革推進室、地方創生推進事務局)、
内閣官房 (日本成長戦略本部事務局)、経済産業省)

② コンテンツと食等との連携スタイルの確立

アニメやマンガ等のコンテンツは、日本に対する好感度の上昇、観光・食等の他産業の海外展開の拡大にも貢献しており、コンテンツと連携した多様な商品化・体験価値化が様々な業界で広がることにより、従来アプローチが難しかった層の認知向上や消費拡大が期待される。また、特定の技術や資源を核として、多様な食品・飲料・化粧品等に展開される取組³⁸も進んでおり、更なる広がりが期待される場所である。分野を超えた連携・拡大にあたっては相互理解を深めることが重要であるため、地域や事業者、業界が横断して取り組めるよう官民、関係省庁が連携して推進する。

- ・ 「コンテンツ」と「食」等をはじめ、様々な異分野連携を推進するため、クールジャパン官民連携プラットフォーム等を通じ、構成員同士等の異業種間の人材交流の場の形成、人材ネットワーク化に取り組む。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、関係府省)

- ・ コンテンツ×食等、複数の業界・事業者が連携した海外展開・海外発信の取組を支援するとともに、その取組における優良事例の横展開等を目的とする顕彰及び講習会を実施する。

(短期・中期) (農林水産省、経済産業省)

- ・ 貨幣は経済の基礎であるとともに、歴史的価値や希少性等を背景に世界中にコレクターが存在し、諸外国においてはコレクター向けの多種多様な貨幣発行の事例が見られる。我が国においても、これまで貨幣セットの海外向けを含む販売等により行ってきた日本の魅力の発信機能を強化し、面的な発信プラットフォームとして活用するために、内外のコレクターとの接点を強化しつつ、我が国のコンテンツ・地域資源等を表象する収集向け貨幣の発行に関して必要な検討を進める。

(短期・中期) (財務省)

- ・ コンテンツと J-Beauty の海外展開を有機的に連携させ、相乗効果を発揮させるための具体的な取組の検討及び調整を進める。

³⁸ 株式会社ファームステーションでは、発酵技術を核とした食品や飲料、化粧品等の高付加価値製品の多角的開発が進められている。<https://fermenstation.co.jp/>

(短期・中期) (経済産業省)

③ インバウンド誘客と輸出促進の取組連携

我が国の訪日外国人観光客によるクールジャパン関連産業の消費額が年々増加する中、訪日外国人の体験・消費を輸出（帰国後の継続的な購入）につなげるための戦略的な取組を推進する。

インバウンド消費から輸出拡大をつなげていくには、各地において輸出促進を行う部門とインバウンド誘客を含む観光部門、更にはプロモーションを行う部門が連携して取り組むなど、横断的な取組と体制が必要となる。

また、店舗や工場等現場のみで訪日外国人観光客の誘客・受入れ等を行うには、現場の経済的・人的負担が大きく、地域での周遊滞在等による消費拡大効果は限定的となるおそれがある。このため、宿泊施設や飲食施設等含めた地域全体での取組、体験消費・宿泊等の組合せの仕組みを整え、あわせて訪日外国人を海外における日本商品ファンとして形成していくことによって、インバウンド誘客と商品の輸出拡大の取組を相互に連携して外需拡大に取り組むことが重要。関係省庁、JETRO、JFOODO、JNTO 等の関係機関同士の取組の連携強化を図り、インバウンド消費から日本商品のファン形成、そして輸出拡大につなげるべく、関係機関等も連携し、旅マエ・旅ナカ・旅アトの取組を効果的な連携を推進する。

- ・ 地域の食とそれを生み出す農林水産業を核として、訪日外国人の誘致を図る「SAVOR JAPAN」認定地域の磨き上げや一体的な情報発信を通じ、インバウンドによる食関連消費の拡大と、地域振興や輸出拡大につなげる好循環を創出することを目指す。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援するとともに、農泊を実施した地域が地域ならではの「食」を提供する団体等と連携し、我が国の食文化への関心を有するインバウンドによる食関連消費の拡大を目指して「食」に特化した高付加価値なコンテンツを造成する取組を支援し、農泊地域への誘客増大や消費機会の拡大につなげる。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ インバウンドに人気がある日本産食品を輸出に効果的につなげるための課題を明らかにし、課題の解決に向けた事業者のモデル的な取組への支援を行う。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 訪日外国人観光客による体験消費・行動から得られた知見を海外消費者

向けの商品開発やバイヤーへの効果的な提案手法の改善につなげるための取組を推進する。

(短期・中期) (経済産業省、農林水産省、観光庁)

- ・ 訪日外国人観光客に対し、帰国後の継続的な購買活動につなげていくため、越境 EC への接続やファン形成の取組を推進する。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ 伝統産品等を扱う地場産業の事業者等による、地域一体となった産業観光 (オープンファクトリー及び地域周遊プラン) の取組を推進する。

(短期・中期) (経済産業省、内閣府 (知財))

- ・ 商品の差別化・高付加価値化等のため、酒類事業者によるブランド化の取組や海外展開・酒蔵ツーリズムに関する取組を支援するとともに、GI の普及・活用、技術支援等を実施する。

(短期・中期) (国税庁)

<世界から求められる体験価値化、高付加価値化の推進>

観光における高付加価値化では、地域において長期滞在や周遊促進、質の向上等に向けた取組、例えば、高付加価値な宿泊施設の充実、二次交通の拡充、情報発信、観光コンテンツの高付加価値化を的確に行うことが必要である。また、日本各地には歴史・自然・食・文化といった、それぞれ魅力的な背景・ストーリーを持つ地域資源があり、これらを活かし、次世代につなげていけるような取組の工夫が重要である。このため、歴史的な建造物や街並み等の地域資源を観光資源として活用した宿泊・飲食・体験施設等の整備や、観光コンテンツの造成など、地域資源の新たな価値創出の取組を推進する。

世界的に「サステナブル」という価値があらゆる分野で共通となっている中、旅行先を選ぶ基準として「サステナブル」が重要になっている³⁹。我が国は、鉄道網、歩きやすい街、旬の食材、伝統工芸等の強みやポテンシャルを活用してコミュニティに利益を還元する持続可能なエコシステムを構築することで、国際的に強いポジションを築ける可能性がある。

また、地域にある伝統技術に基づく様々な商品・サービスは、品質の高さ、独自の美意識、伝統等により、個々の商品としては国際的に高く評価されている一方、体系的な発信ができておらず、その価値が世界市場で十分には伝えきれていない。例えば、我が国のテキスタイルは、伝統素材や機能素材など、最高峰の職人技やSDGs への貢献という日本独自の強みがあり、海外ハイブランドで採用さ

³⁹ 国連世界観光機関 (UNWTO) において、サステナブルツーリズムとは、「訪問客、産業、環境および訪問客を受け入れるコミュニティのニーズに対応しつつ、現在および将来の経済、社会、環境への影響を十分に考慮する観光」と定義している。

<https://unwto-ap.org/why/tourism-definition/>

れているが、一つの価値体系として世界的なブランディングができていないとの指摘がある。このため、日本のテキスタイル産業全体を一体的に「価値体系」として束ね、日本の強みに基づき国際的なブランド力を構築していくことが重要である。加えて、最終製品の国際競争力を高め、我が国のハイブランド育成等の観点からも、ファッションの職人等とテキスタイルの一体的な発信など、効果的な取組についての検討が必要である。そのため、オールジャパンでの日本のテキスタイルの海外発信の取組を進める体制を構築し、日本各地で分散開催されている日本の素材展やファッション関係の職人等を結束させ、日本でのテキスタイル国際見本市の開催を念頭に、我が国のファッション分野の海外展開強化に向けた具体的な検討が必要である。

ありのままの価値を「新たな価値の創出」につなげるには、外部の知見や技術を積極的に取り入れるイノベーションに取り組むことも重要である。我が国では人手不足等が課題となる中、テクノロジーの活用を促進し、職人技術の継承と新たな産業価値の創出を両立に取り組んでいくため中小企業やスタートアップの支援、新規参入しやすい環境の整備を図り、新たな技術を活用した取組等を推進する。加えて、日本の魅力的なコンテンツを発掘してその魅力を効果的に世界に発信していくためには、全国各地で様々な取組をされている方々の視点に加えて、海外の方々の視点を取り入れることが重要である。このため、海外で活躍されているクリエイティブ人材や、すでに日本で様々な取組をされている外国人の巻き込みも含めて、多様な人材が取り組める環境の整備を推進する。

- ・ 訪日外国人の多様なニーズに対応し、日本の魅力を適切に伝えることができる質の高いガイドの確保、育成を行う。特に、地方部において地域特性等に応じた、地域一体となったローカルガイド人材の持続的な確保・育成に関する総合的かつ戦略的な取組を支援する。また、地方部におけるローカルガイド人材の持続的な確保・育成に向けた戦略・取組の方向性に関する有識者会議とりまとめを踏まえ、地域における質の高い観光コンテンツとローカルガイド人材の安定的な供給のための取組を支援する。

(短期・中期) (観光庁)

- ・ 観光地・観光産業が抱える課題の解決を通じた持続可能な観光地域づくりに向けて、全国の観光地のコンテンツの販路拡大・観光産業の生産性向上に資するデジタルツールの導入支援や、DX 技術を活用した各地域の課題解決モデルの構築等を実施する。また、各地域の実情に応じたオーバーツーリズム対策の取組等を引き続き支援する。

(短期・中期) (観光庁)

- ・ 「ロングステイのビジネスインバウンド」である国際的なリモートワーカー (いわゆる「デジタルノマド」) が有する特性やニーズを踏まえた誘

客を促進し、地域における長期滞在、消費額の向上、ビジネスマッチング
機会の創出を図る。

(短期・中期) (観光庁)

- ・ 高付加価値旅行者の訪日及び地方誘客を推進するため、国内関係者に対する支援と海外の高付加価値旅行者誘客人脈とのコネクション構築・プロモーションを一体的に展開する。具体的には、高付加価値旅行に関わる国内関係者のネットワーク化とサービス内容の収集・蓄積、海外の旅行会社に対するセールスと消費者に対する情報発信の強化、高付加価値旅行ガイドの拡充を図る。

(短期・中期) (観光庁)

- ・ 「歴史」、「自然」、「食」、「文化」といった地域資源を活用した観光コンテンツの創出や、適切な販路開拓、情報発信等を総合的に支援することで、地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり等の地方誘客に係る取組の更なる推進を図る。この際、自然・文化・アクティビティの構成要素を通じて、日本の本質を深く体験できるアドベンチャーツーリズムのほか、エコツーリズムやインフラツーリズムなど、地域の魅力が最大となるよう観光コンテンツの磨き上げや海外への発信等を行う。また、地域における体験の質や回遊性の向上に資する施設整備に対する支援も推進することで、地域の魅力を一体的に強化していく。さらに、新規参入やスタートアップ等の事業者等を含むこれらの取組を行う事業者等に対し、引き続き伴走して支援を行う。

(短期・中期) (観光庁、環境省、文化庁、国土交通省) 【再掲】

- ・ ストレスフリーで快適な旅行環境の実現のため、入管・税関手続に必要な情報の同時取得を可能とする「共同キオスク」の導入や、次世代個人識別情報システムの導入により、世界最高水準の技術を活用した革新的な入国審査・税関検査を実現するとともに、審査ブースの増設・施設の拡張、誘導・操作補助員の効果的な配置及び CIQ 体制（税関・出入国管理・検疫体制）の整備を行い、必要に応じ更なる改善策を検討することにより、旅客の待ち時間の短縮を図るなど、関係省庁が連携して取組を実施する。

(短期・中期) (出入国在留管理庁、財務省、観光庁、関係省庁)

- ・ 高い鮮度の水産物、漁業体験、独自の風景や歴史など、漁村ならではの地域資源を活用する事業である海業を全国で展開することにより、交流促進と水産物の消費増進を図るとともに、地域の所得と雇用機会の確保を図る。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 国立公園における滞在体験の魅力向上に向けて、美しい自然の中での感

動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進し、国立公園のブランド化を進め、国内外からの誘客に貢献する。国立公園満喫プロジェクトの取組を全国の国立公園へ展開し、利用拠点の再生・上質化、自然体験活動の促進、サステナビリティの向上等の受入環境整備を行うとともに、アドベンチャーラベルやサステナブルツーリズムの推進、SNS やデジタル技術等も活用した国内外への魅力発信・プロモーションを行う。また、自然環境の保全と調和した脱炭素化を加速化するため、先行してカーボンニュートラルに取り組むエリアを「ゼロカーボンパーク」と位置付け、サステナブルな観光地づくりを進める。

(短期・中期) (環境省)

- ・ 食文化の担い手の功績を讃える「食の至宝」顕彰の実施、食文化の明確化・価値化に向けた調査、地方公共団体をはじめとした調査研究等の取組への支援、食文化の文化的価値に気づきを与える情報発信を通じて、日本の魅力ある食文化の保存・活用を図るとともに、我が国の伝統的な食文化を次世代に継承していくため、和食文化を次世代に継承する人材育成を推進し、和食の付加価値創出の促進に向けた伝統食のデータベースの拡充を図る。

(短期・中期) (文化庁、農林水産省)

- ・ 我が国の長い歴史の中で生まれ、守り伝えられてきた国民の財産であるとともに、国内外の人々を惹きつけ、我が国や地域の魅力を伝える文化財の散逸・消滅の危機へ対応するため、文化財保護法に基づく指定等を適切に実施するとともに、文化財保存活用地域計画の作成等の取組を促進し、地域社会総がかりでの文化財の保存・活用を図る。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ 訪日外国人旅行者の体験や宿泊滞在の満足度向上に資する上質な施設として期待される文化財を活用した宿泊施設、美術館・博物館等の文化施設等を整備するため、文化財の高付加価値化のための改修や、美観向上整備、活用環境強化、インバウンド利用を前提とする修理・整備等への支援を行う。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ 日本各地の歴史と文化、風土の中で生まれ、国民の生活に豊かさや潤いを与えてきた伝統的工芸品について、産地の後継者育成や技術・技法の保存、需要開拓、表示事業等の取組や一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会が行う産地横断的な催事やマーケティング調査、伝統工芸士の認定事業等への支援を継続的に行い、伝統的工芸品産業の振興発展を図っていく。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ ファッション産業の国際競争力を強化するため、持続可能なビジネスモデルやエコシステムへの転換や、クリエイター等と地域の文化資源との協業等による付加価値の創出、グローバル展開等を促進する。

(短期・中期) (経済産業省)
- ・ 国内の美術館や企業等が保存している日本の世界に誇る生活文化を形作った日本企業の工業製品や、きものを含むファッション等のデザイン資源を活用できる基盤となるデザイン資源データベースが民間自走を開始したことを踏まえ、これからの時代のデザイン資源のアーカイブと活用の在り方の検討を後押しする。

(短期・中期) (経済産業省)
- ・ 日本のアート市場・アートシーンの国際拠点化・活性化に向けて、国際的な影響力を持つアートフェアと連携した日本発の新たなアート・プラットフォームの実践等により、高付加価値層を中心とする海外市場の顧客を取り込むための環境及び体制の整備を進める。また、国際的なイベントにおけるアートの国際発信に係る取組を行う。

(短期・中期) (文化庁)
- ・ 美術品の価格評価の信頼性向上を目的とした価格評価事業者認定制度等の基盤整備を進める。

(短期・中期) (文化庁)
- ・ 地域の魅力の発掘・磨き上げに取り組む高付加価値化の優良事例を表彰することを通じて、地域ブランドの強化と全国への横展開を促進する。

(短期・中期) (内閣府 (知財))
- ・ **NFT (Non-Fungible Token)** をはじめとした新たな技術を活用し、魅力価値の向上や発信力の強化あるいは **DX** を実現した取組について調査し、成功要因を抽出して共有を図る。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、関係府省)
- ・ クールジャパン官民連携プラットフォーム等において、伝統工芸品や食等、地域にある様々な魅力を束ね、あるいは連携して新たな日本の価値体系として構築し、**JETRO・JNTO** 等の政府関連機関、富裕層向けの海外バイヤー、トラベルデザイナーとの連携に向けた取組を促進する。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、関係府省)
- ・ 革新的な商品・サービスの開発等により高付加価値化を進める中小企業への支援、スタートアップの育成に取り組むとともに、新しい事業者が参入しやすい環境を整備する。また、ブロックチェーン/**Web3.0**、**NFT**、**AI**、**メタバース**、**VR** など、新たな技術を活用した取組を推進する。

(短期・中期) (経済産業省、内閣府 (知財)、関係府省)

- ・ 農林水産物等の海外展開においても、イノベーションを通じた取組が行われていること等を踏まえて、これまで海外展開が困難であった国・地域におけるマーケットの開拓、輸出先及び日本食の普及先として有望な国・地域に対する日本の食・食文化の普及等に取り組む。
(短期・中期) (農林水産省)

＜グローバルサプライチェーンの構築＞

① ブランド戦略とローカライズ

世界から真に何を求められているのかというマーケット目線を重視した海外展開の取組を進める。その際、世界的な課題解決志向の広がりや健康志向の高まり、日本のコンテンツ、伝統技術、ユネスコ無形文化遺産への登録等の世界的な評価に裏打ちされた価値を訴求するブランディング、周辺産業との連携等により、新たな需要を開拓していくことが重要である。

海外展開においてブランディングする際、ターゲットを明確にし、かつ、国・地域により異なる文化や価値観を踏まえたマーケティング戦略、SNS等のデジタルツールも活用したブランド発信が必要である。

海外においては、インフルエンサーを活用したSNS等による情報発信からECへの商流が拡大する中、我が国では、SNS活用が進んでいないとの指摘がある。特に、インフルエンサーの活用では、炎上リスク、評判低下等によるブランド棄損に過敏となっており、リスクを抑えて信頼を維持しながらインフルエンサーを活用しているといわれている。インフルエンサーによる投稿は、同じトピックに関心を持つ視聴者にフォローされ、SNS上での双方向の交流を通じて、視聴だけでないエンゲージメントを高めることができるため、「リスク」として回避すること自体が、中長期的な海外展開を進めるうえでのリスクとなり得る。このため、「SNS→購買」を実現する中核チャンネルとして位置付け、マーケティング戦略に組み込むべきである。

また、マーケティング思考に基づいて、展開先の国・地域で受け入れられるよう、その国の文化、習慣、生活様式等を踏まえた価格訴求やローカライゼーションを行い、認知向上のプロモーション等も行って、現地消費者との信頼関係を構築していくことが重要である。そのためには、中小企業を含む、海外展開を目指す企業自らが展開する国・地域の市場への理解が求められる。現地の文化や習慣を深く理解するには、日本ファンの外国人との協働や訪日外国人観光客等の海外消費者の購買行動やフィードバックを積極的に活用することで商品・サービスの磨き上げも可能である。

なお、世界的な評価の高まりに乗じた模倣・偽装商品が出回るリスクもあるため、ブランドの信頼性を高めるためのブランド戦略も重要である。その際、保護

で終わらせず、収益化や再投資につなげていく「知財の好循環」の観点が必要である。例えば、優良品種は、我が国の農業の強みの源泉であり、戦略的な海外ライセンスの取組を推進していくことが必要である。このため、輸出や海外展開、インバウンド消費の拡大の観点からも、農林水産物等について、Ⅲ. 2. (4) の(現状と課題)における<農林水産業・食品産業>で述べたとおり、農林水産物等に係る知的財産を保護する制度(育成者権、GI、商標、特許等)を把握・活用できる環境の整備や日本ブランドの模倣品対策の強化、知財を「経営の武器」として活用できるような人材育成等の取組を推進する。

農林水産物等以外については、EUでは、2025年12月1日から、GIの保護対象が拡大され、手工芸品・工業製品も保護対象となった。Ⅲ. 2. (4) の(現状と課題)における<中小企業・中堅企業>で述べたとおり、地域ブランドの保護強化の観点から、GI、商標、伝統的工芸品指定制度等との関係整理を進め、伝統的なものから革新的なものまで地域発の価値ある商品・サービスを保護するための実効的な方策を検討する必要がある。

- ・ 単なるモノ売りではなく、世界的な社会的課題の解決や健康志向の高まりといった価値観・ライフスタイルの変化に貢献できるというブランド価値の向上を図り、新しいマーケットの開拓、既存マーケットの拡大に取り組む。特に、農林水産物等の輸出、食・食文化の海外展開に当たっては、高品質といった強みを活かすべく、規格の制定、イノベーションの創出・活用、GIによるブランディング強化に取り組む。

(短期・中期) (農林水産省、国税庁、関係府省)

- ・ 現地JETRO事務所において、許認可等の規制情報を作成・公表する等日本企業の海外進出における規制対応を支援する。

(短期・中期) (経済産業省、農林水産省、国税庁、関係府省)

- ・ その地域ならではの自然環境、文化、風習等に由来する品質、伝統、ものがたりを有するGI製品について、観光庁等の関係省庁、関係者と連携し、地域の観光資源の一つとして活用するとともに、広く周知する取組を推進する。

(短期・中期) (農林水産省、国税庁、関係省庁)

- ・ 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を踏まえ、「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録も追い風に、日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、国際的プロモーションやインバウンド向けの魅力発信等による認知度向上、酒類事業者の海外販路開拓支援に積極的に取り組む。また、商品の差別化・高付加価値化等のため、酒類事業者によるブランド化の取組や海外展開・酒蔵ツーリズムに関する取組を支援するとともに、GIの普及・活用、技術支援等を実施する。

(短期・中期) (国税庁)

- ・ クールジャパン関連産業の先進事例を発掘し、地域や分野を超えた横展開等による新たな価値創造の示唆となる情報を発信する。また、クールジャパン関連産業の海外展開に関心のある企業や専門家を対象に、取組の成功要因等の情報共有・意見交換の場を設け、クールジャパン関係者の事業拡大、連携機会の創出に繋がる取組を実施する。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、関係府省)

- ・ 海外における日本の農林水産物・食品のブランド製品の模倣品等の流通を防ぐため、外国との GI の相互保護の推進及び海外現地や EC サイトの調査、農林水産物・食品の模倣品疑義情報相談窓口の運用等を通じた不正使用の侵害対策を推進する。

(短期・中期) (農林水産省、外務省、特許庁) 【再掲】

- ・ EU において手工芸品等が GI の対象となっていることを踏まえ、引き続き EU の動向を把握するとともに、我が国での導入の可否について検討する。

(短期・中期) (経済産業省、外務省) 【再掲】

- ・ 社会や人々の価値観の変化により、SDGs や ESG 投資の重要性が高まってきており、株式会社海外需要開拓支援機構 (クールジャパン機構) においても、今後、世界が直面する様々な社会課題のうち、防災、超高齢化社会、循環型経済など、日本が強みを発揮し得る点を明確に認識し、海外需要開拓の支援に取り組む。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ 地方において需要の減少が懸念される中、地域資源を活用した付加価値の創出と特に海外向けの販路開拓を強力に支援することで、地方の大きな「伸び代」を活かした強い地方経済の実現に繋げていく。

(短期・中期) (内閣府 (地方創生推進室))

② グローバルサプライチェーンの構築

これまで我が国は、国内市場向け産品を輸出できる国に輸出するビジネスモデルが主流であったため、現地消費者の求めるニーズ (量・価格・品質等) に合わず、例えば、販路先が一部の日系・アジア系小売に限定されてしまうなど、市場開拓・拡大が困難な事例が見られた。輸出拡大を図るには、グローバル市場の要求に適合した仕様に基づく商品開発や継続的な供給体制、国・地域ごとの消費者ニーズや規制等に関する情報の把握、現地ビジネスパートナーが必要となるため、生産から現地の卸・店舗までをつないだサプライチェーンの構築が重要となってくる。これらを企業単独で対応することは難しく、業界一体、業界横断あ

るいはサプライチェーンを構成する事業者が一体となって、海外市場を見据えた商品開発・生産体制の構築・流通の高度化を進めることが求められる。

グローバル市場における競争においては、諸外国の規制との「イコールフッティング（同等な条件での競争）」の確保に取り組むとともに、日本に有利な国際ルール確立等に積極的に取り組むことが重要である。

海外市場に関する知見やネットワークを有する支援機関の関与が不可欠であり、輸出入に関する手続等の相談対応、越境 EC やデジタルマーケティング支援、海外見本市への出展や国内外での商談会、現地パートナーの開拓等を担う JETRO の役割もますます重要となる。

近年、SNS 経由で直接消費者に認知・販売する動きが急速に拡大しており、BtoB を中心としたビジネスモデルの海外展開だけでは難しくなっている。最終消費者の認知や理解、共感を高め、海外でニーズを創出していく視点が重要となる。このため、SNS 上の消費者の声の収集やファンコミュニティの形成、越境 EC や現地ポップアップイベントの活用、ワークショップ等の体験型施策を通じ、ブランドへの理解促進による消費者との関係構築やニーズを喚起する取組の強化が求められる。

- ・ ブランドや商品価値を伝えるマーケティングツールとしての越境 EC や SNS の活用、ファンコミュニティを通じた海外消費者等への継続的な訴求を推進する。

(短期・中期) (経済産業省、農林水産省、観光庁)

- ・ 生産から現地販売まで一気通貫した戦略的なサプライチェーンを構築するため、国内生産事業者と海外販売事業者、両社をつなぐ商社等で構成されるコンソーシアムが行う取組を支援する。

(短期・中期) (農林水産省、関係府省)

- ・ 魅力ある日本の農林水産物・食品の輸出拡大に向けて発足した「日本の食輸出 1 万者支援プログラム」の下、関係省庁・機関が連携しながら、JETRO を含む支援機関の体制強化等を通じ、海外現地系商流への売り込み強化等による需要開拓、輸出事業者の裾野拡大、輸出産品の高付加価値化を進め、事業者の輸出実現までをサポートする。

(短期・中期) (経済産業省、農林水産省)

- ・ 化粧品産業競争力強化検討会⁴⁰の中間報告書において、輸出額と現地製販額（日本ブランドに限る）の合計額を 2033 年までに 2 兆円に引き上げる化粧品業界としての当面の目標が掲げられたところ、当該目標の達成に

⁴⁰ 化粧品産業競争力強化検討会（座長：井原 基 埼玉大学 経済学部長）

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/cosmetic_industry/index.html

向けた民間の協調領域での取組の具体化に向けた助言を行う。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ 世界の化粧品市場において大きな存在感を発揮している諸外国の取組、具体的には、韓国における **K-Beauty** の官民連携の取組並びにフランス及び米国における民間団体の活動について、我が国における取組の参考とするため、その内容を調査・分析し、効果の高い手法を抽出した上で、国内で対応方針を検討する。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ **JETRO** 等による業界横断的な輸出支援策について、化粧品関連企業等によるセミナー等を通じて、幅広く国内の関連企業等に認知を広げる。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ 国内の化粧品関連企業による諸外国の化粧品規制への対応を推進するため、統合データベースの構築及び運用に資する、先進的かつ効率的なシステムの構築等の研究開発に対する支援を行う。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく化粧品の規制について、海外の規制状況を調査し、国際整合性を踏まえ、数値データや使用体験談の広告における活用、効能のあり方を含め訴求できる表示に係る規制について検討し、必要な見直しを行う。また、関係省庁、業界団体等が密接に連携し、我が国に有利になるような化粧品の国際ルールの確立について検討を行う。

(短期・中期) (厚生労働省、経済産業省)

- ・ 化粧品の海外展開及び国際競争力の強化を図る観点から、**J-Beauty** 産業全体としてのブランド価値向上を図るため、関係業界の連携により新たに民間主導で設立されるコンソーシアムの取組を政府一体となって後押しする。

(短期・中期) (内閣府 (知財)・経済産業省・関係府省)

<国際的な政治・経済情勢リスクへの対応>

農林水産物等の輸出について、東京電力福島第一原子力発電所事故及びALPS処理水の海洋放出に伴う海外における輸入規制の事案等に対応するため、誤った情報の是正や科学的根拠に基づかない輸入規制措置の即時撤廃の働きかけを行うとともに、農林水産物を含め各産業の海外展開の際には、輸出先が特定の国・地域に過度に偏ることによるリスクを回避するため、市場のニーズを踏まえながら、現状輸出額が大きい国・地域だけでなく、輸出先の多角化、新規開拓に取り組む。また、インバウンドについても、国際的な政治・経済情勢等を踏まえ、

出国元に関し、様々な国・地域から成るポートフォリオを構築するため、マーケットの多角化・分散、新規開拓に取り組む。

さらに、EUにおける食品等の包装に関する新しい規制の導入に際して日本酒の輸出が困難となりかけた事案⁴¹のように、国際的な様々な規制の動向等を把握し適切に対応する。

- ・ 農林水産物等の輸出先やインバウンドの出国元を一部の国・地域に過度に依存することを避けるため、海外マーケットのニーズを適切に把握しつつ、輸出先の多角化を行い新たなマーケットの開拓を行うとともに、持続可能な観光の実現に向けて、様々な国や地域からの訪日を促進すべく、インバウンド市場の多様化の流れを更に後押しするための戦略的な訪日プロモーションを展開する。

(短期・中期) (農林水産省、国税庁、観光庁)

- ・ 現地JETRO事務所において、許認可等の規制情報を作成・公表する等日本企業の海外進出における規制対応を支援する。

(短期・中期) (経済産業省、農林水産省、国税庁、関係府省)【再掲】

＜日本ファンの拡大に向けた海外発信力の強化＞

在外公館、国際交流基金、JNTO、JETROをはじめとした関係府省庁等、民間による様々な取組において、関係省庁等、官民が連携し、分野、地域の垣根を越えて一体的な日本の魅力の発信の取組を推進する。

発信にあたっては、ターゲットの設定、グローバル市場で「伝わる」情報への整理、外国人の嗜好、価値観や表現面等の違い等を踏まえた工夫が必要である。

現在、我が国には、訪日外国人観光客のほか、地域の国際交流や外国語教育の充実のために任用されている外国青年や留学生等が多数きており、親日家として日本理解の促進に貢献している。日本の魅力の発掘・磨き上げ・発信等の取組で外国人との連携を求めている地域等とのマッチングの機会⁴²も重要である。また、SNS上で形成された日本ファンのコミュニティが輸出あるいは訪日インバウンド誘客の入口の一つにもなっているため、こうした日本ファンの外国人コミュニティや外国人インフルエンサー等との積極的な連携・活用を推進する⁴³。

⁴¹ EU域内において、食品を製造・販売する事業者に対して、2030年から一定割合の容器のリサイクル又はリユースを義務付ける規制を導入しようとするもので、日本政府からEU当局への働きかけにより、日本酒の瓶はリユース義務の対象から除外されることとなった。

⁴² グローバル人材を求めている国内の企業・団体等及び国際感覚を身につけた人材であるJETプログラム参加者双方のニーズを踏まえ、マッチングの場の提供を目的とし、一般財団法人自治体国際化協会が毎年企業合同説明会を開催している。

<https://jetprogramme.org/ja/careersupport/careerfair/>

⁴³ 北米日本酒ファンコミュニティ事業 (JETRO)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_News/releases/2025/6e0213b5686091a7/01.pdf

訪日外国人観光客は、日本での魅力体験で高い満足感を得られることで SNS 等で発信する可能性があることから、地域の魅力の体験価値化、高付加価値化の取組は海外発信強化の観点からも重要である。

- ・ 在外公館やジャパン・ハウス、国際交流基金を通じた日本の魅力の発信等について、各国・地域の需要に応じ、関係府省、関係機関等と連携した適切なプロモーション事業や幅広い分野に関するレクチャー・公演・展示・上映等の文化事業をオンラインも活用しつつ実施し、戦略的な広報・文化活動を展開する。

(短期・中期) (外務省、内閣府 (知財)、関係府省)

- ・ ジャパン・ハウスの発信力の更なる活用・強化を図る。その際、ジャパン・ハウスにおける発信がビジネスにつながるよう、発信面のみならず、商的流通等の確保に留意する。

(短期・中期) (外務省、内閣府 (知財)、関係府省)

- ・ 関係府省、関係機関等からの発信について、SNS を活用した拡散も含めて連携を図り、それぞれの知見やリソースを活かして発信力を更に高め合うとともに、政府の国際広報による情報発信を強化する。

(短期・中期) (内閣府 (政府広報)、関係府省)

- ・ 効果的な情報発信につなげるため、海外で行われた関係省庁等によるクールジャパン関連産業の日本の魅力の海外プロモーション動向等を収集分析する。これらを踏まえ、関係省庁等によって面でのプロモーションを積極的に実施する。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、総務省、外務省、国税庁、文化庁、農林水産省、経済産業省、観光庁、関係府省)

- ・ 農林水産物等の輸出の増加に向けて、品目単体のプロモーションだけでなく、日本の食・食文化全体の魅力を訴求するとともに、器や箸といった食に関わるモノと一体としたプロモーションを行い、海外における日本の食・食文化の認識・浸透度の底上げを図る。

(短期・中期) (農林水産省、国税庁、関係府省)

- ・ 2024 年 12 月にユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」について、次世代への技術伝承及び世界的な認知度を向上させるため、インバウンド向け対応を含む様々な普及啓発活動等に取り組む。

(短期・中期) (国税庁)

- ・ コンテンツ×食等、複数の業界、事業者が連携した海外展開・海外発信の取組を支援するとともに、その取組における優良事例の横展開等を目的とする顕彰及び講習会を実施する。

(短期・中期) (農林水産省、経済産業省) 【再掲】

- ・ 貨幣は経済の基礎であるとともに、歴史的価値や希少性等を背景に世界中にコレクターが存在し、諸外国においてはコレクター向けの多種多様な貨幣発行の事例が見られる。我が国においても、これまで貨幣セットの海外向けを含む販売等により行ってきた日本の魅力の発信機能を強化し、面的な発信プラットフォームとして活用するために、内外のコレクターとの接点を強化しつつ、我が国のコンテンツ・地域資源等を表象する収集向け貨幣の発行に関して必要な検討を進める。

(短期・中期) (財務省) 【再掲】

- ・ 「昭和 100 年」を契機として、歌謡、マンガ・アニメ、映画、出版など、昭和の文化に関連したイベントの開催を推進する。

(短期) (内閣官房(「昭和 100 年」関連施策推進室)、関係府省)

- ・ 日本ファンの中には、訪日を契機に自身の興味・関心が広がり、様々な共創を経てビジネスにつながる場合もあるため、そのような機会につながるよう外国人の起業家や日本への留学生等が日本で活躍するにあたっての課題を洗い出し、環境整備に取り組む。

(短期・中期) (文部科学省、国土交通省、関係府省)

- ・ 外国人留学生の受入れは、諸外国との相互理解及び友好親善の増進や日本の様々な魅力を積極的に海外発信する上で果たす役割等の意義がある。このため、量ありきではなく、在籍管理や安全保障貿易管理の徹底等を通じて質の向上を図る視点をより一層重視しながら、多様な国・地域から優秀な外国人留学生を受け入れるとともに、日本人学生と外国人留学生がともに学ぶ環境の構築や質の保証を伴った大学間交流の強化等、大学の国際化を推進する。

(短期・中期) (文部科学省)

- ・ 世界各地に形成されている日本のファンコミュニティ、外国人インフルエンサー又は国内外メディア等との連携を図った戦略的かつ効果的な海外発信を推進する。

(短期・中期) (内閣府(知財)、関係府省)

- ・ 株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)と関係府省、関係機関等との連携を深めるため、クールジャパン官民連携プラットフォーム等も活用しつつ、世界の視点や新たな取組等に関する情報の同機構への提供や、同機構の既投資案件について当該プラットフォームに参加した会員との情報共有や連携支援を行う。

(短期・中期) (経済産業省、内閣府(知財))

- ・ GREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)は、花や緑、農を起点として、日本の自然観や園芸・造園文化、環境・農業・食品技術等の展示

やイベント等を通じ、観光、食、文化等のクールジャパン関連分野の取組を国内外に発信する機会となり得ることから、博覧会会場内外や開催期間の前後を含め、関係省庁のみならず官民が連携し、日本の魅力の発信に資する取組を行う。

(短期・中期) (国土交通省、農林水産省、国税庁、
文部科学省、観光庁、関係府省)

(2) コンテンツ戦略の推進

(現状と課題)

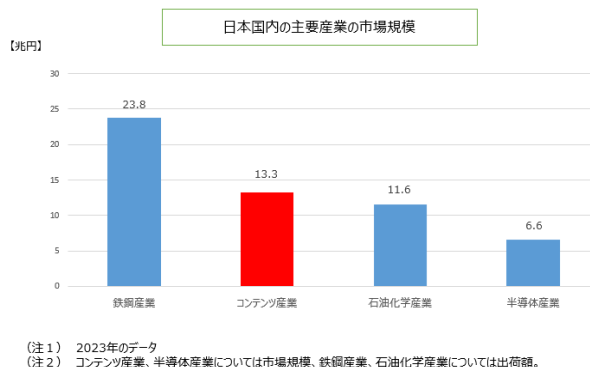
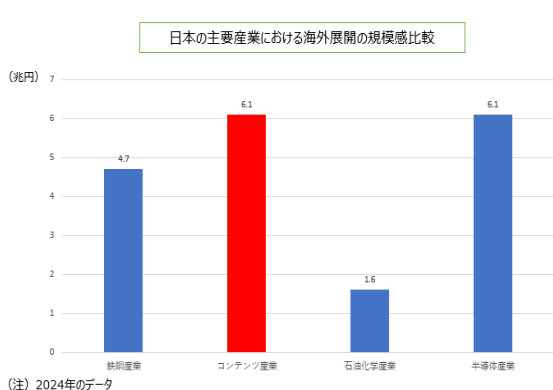
日本のコンテンツ産業の市場規模は 13.3 兆円 (2023 年) であり、石油化学産業と並び、半導体産業よりも大きい。また、日本のコンテンツの海外市場規模は 6.1 兆円 (2024 年) であり、鉄鋼産業や半導体産業の輸出額を上回る規模である。特に、6.1 兆円 (2024 年) のうち、ゲームが 3.4 兆円であり全体の半数以上を占めており、今後もコンテンツ市場の海外展開をけん引する分野として大いに期待される。

世界のコンテンツ産業の市場規模⁴⁴は、円ベースで見ると 2020 年から 2024 年までに 87.5% と大幅に伸びている一方、日本国内のコンテンツ産業の市場規模の伸びは、2020 年から 2024 年までに 12.7% にとどまっている。また、ドルベースで見ると、2020 年以降円安が継続したことが影響し、世界のコンテンツ産業の市場規模の伸びは 2020 年から 2024 年までに 32.2% となっている一方、日本のコンテンツ産業の市場規模の伸びは、2020 年から 2024 年でマイナスとなる。

今後、国内の人口減少が見込まれる中、拡大の続く世界全体のコンテンツ産業の市場を、日本として獲得していくことが重要である。他方、日本のコンテンツ産業の海外市場規模は、円ベースでは 2020 年から 2024 年までに 34.8% 増加しているものの、直近の 2023 年から 2024 年の伸びは 6.1% にとどまっている。2033

⁴⁴ 世界市場は、(株) ヒューマンメディア「日本と世界のメディア×コンテンツ市場データベース (2025)」をもとに、日米中独英仏韓印のコンテンツ市場規模を合計し算出。

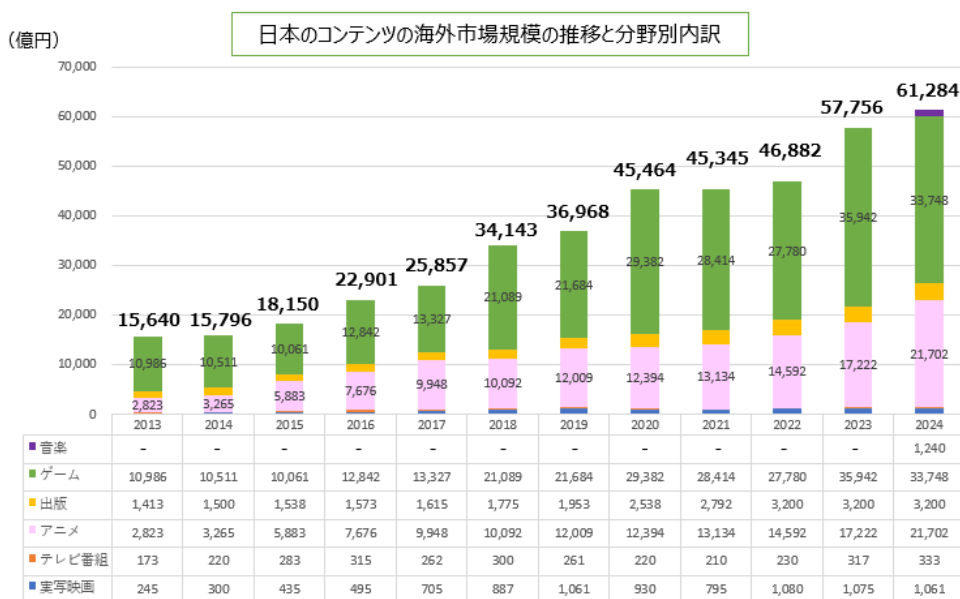
年までに海外市場規模を 20 兆円とする目標を達成する観点からも、これまで以上の成長が期待される。



(出典) 各種資料を基に内閣府知的財産戦略推進事務局が作成 4546

図表 39：日本国内の主要産業の市場規模

図表 40：日本の主要産業における海外展開の規模感比較



(資料) 「日本と世界のメディア×コンテンツ市場データベース 2025」((株)ヒューマンメディア)及び経済産業省の調査結果をもとに作成

(出典) 図表内に記載のとおり

図表 41：日本のコンテンツの海外市場規模の推移と分野別内訳

45 図表 39 の出典について、鉄鋼産業輸出額：一般社団法人日本鉄鋼連盟鉄鋼輸出入実績概況

(<https://www.jisf.or.jp/data/boeki/index.html>)、コンテンツ産業輸出額：株式会社ヒューマンメディア「日本と世界のメディア×コンテンツ市場データベース 2024」及び経済産業省調査（海外市場の売上）、石油化学産業輸出について石油化学工業協会への聞き取り（石油化学製品の国別輸出額）、半導体産業輸出について財務省貿易統計（半導体等電子部品）

46 図表 40 の出典について、鉄鋼産業：経済産業省 2024 年「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」

(https://www.meti.go.jp/statistics//tyo/kkj/seizo_result.html)、コンテンツ産業：株式会社ヒューマンメディア「日本と世界のメディア×コンテンツ市場データベース 2024」、石油化学産業：経済産業省 2024 年「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」(https://www.meti.go.jp/statistics//tyo/kkj/seizo_result.html)、半導体産業：WSTS 世界半導体市場統計 (<https://www.jeita.or.jp/japanese/stat/wsts/docs/20241203WSTS.pdf>)

政府では、2025年6月に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」を閣議決定し、2033年までに日本発コンテンツの海外市場規模を20兆円に拡大するという目標の下、①クリエイター・コンテンツ産業に関する司令塔機能の強化、②海外展開及び世界に通用するコンテンツの制作・流通の促進、③クリエイターが安心して持続的に働ける環境等の整備、の3本の柱を掲げた。

高市内閣の成長戦略については、2025年11月に開催された第1回日本成長戦略本部において、コンテンツを含む危機管理投資、成長投資の17の戦略分野が示され、2026年1月以降に開催されたコンテンツ産業官民協議会における検討等を通じて、2026年4月にロードマップの素案が示され、この夏の日本成長戦略の策定に向けて、国内投資の内容、規模、時期等を明らかにしたロードマップを完成させていくこととしている。ロードマップの検討に当たっては、2026年3月に「エンタメ・クリエイティブ産業戦略改定骨子案」の提示・議論を行った経済産業省のエンタメ・クリエイティブ産業政策研究会や、総務省が2026年1月に立ち上げ、4月に「実写コンテンツ展開力強化アクションプラン」を策定した実写コンテンツ展開力強化官民協議会とも連携をしながら、官民の投資方針の検討を進めてきたところである。また、コンテンツ関連施策の統合・強化と情報発信・相談窓口を一元化するべく、2025年11月に内閣府においてクリエイター・コンテンツ関係者支援ポータルを立ち上げたところである。

コンテンツの制作や流通、海外展開の強化については、2025年11月に成立した令和7年度補正予算において、基金による複数年度の措置も含め、合計550億円を超える補正予算が措置された（令和8年度当初予算を含めると約589億円）。例えば、経済産業省のコンテンツ産業成長投資支援事業では、大規模作品の制作支援や海外展開支援が、文化庁のクリエイター等育成支援の中では、コンテンツ制作・発信を支える中核的専門人材の育成や確保に関する事業が盛り込まれたところであり、その実施が進められている。

クリエイターが安心して働ける環境整備に関しては、公正取引委員会では、2024年12月、音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査の結果を公表し、同実態調査の結果を基に、2025年9月、独占禁止法等に照らして具体的な考え方を示した実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針を内閣官房と連名で公表した。さらに、2025年12月、映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査の結果を公表し、その後、同実態調査の結果を基に、独占禁止法等に照らして具体的な考え方を示す指針の策定に向けた検討が進められている。このほか、2024年11月にフリーランス・事業者間取引適正化等法が施行されたところ、同法の遵守をはじめ、コンテンツ業界において、クリエイター

が安心して持続的に働ける環境の整備を進めていくことが重要である。加えて、2025年12月にはスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律が施行されたところであり、同法の運用等を通じた、公正かつ自由な競争環境を整備することは、コンテンツ業界におけるイノベーションを活性化させるためにも重要である。

＜コンテンツ分野官民投資ロードマップの着実な推進＞

2026年4月、コンテンツ産業官民協議会における検討を踏まえ、政府による多角的・戦略的な供給力強化策を示す、コンテンツ分野における「官民投資ロードマップ」の素案を示した。

本ロードマップは、コンテンツの主要分野であるゲーム、アニメ、マンガ、音楽、実写（映画及び放送をいう。）について、大胆な政策パッケージによって民間投資を引き出すことで、企業による自律的・継続的な成長を実現する観点に立ち、「責任ある積極財政」の下で政策リソースを投じることを踏まえ、獲得すべき市場・戦略目標の設定・投資のコミットメントと、その実現に向けた「勝ち筋」の特定・共有を官民で連携して実施するものである。

また、当該政策パッケージにおいては、事業フェーズを踏まえた上で、需要・市場の創出・形成と新たな技術の社会実装を重視することとされており、例えば、ゲーム分野においては、既存の世界的知財の収益力向上とその収益を原資とした新規知財創出、AI・XR等の先端技術を活用した開発基盤整備を通じ、モバイル・PCを含むグローバル市場での競争力強化を図ること、アニメ分野においては、海外で高い認知度を有する日本アニメを基盤に、大規模作品製作の推進や日系配信プラットフォームの国際展開により流通網を強化するとともに、制作会社の成果報酬率向上を通じたIP再投資促進を図ること等が示されている。さらに、マンガ分野では、海賊版対策の強化やAIを活用したローカライズ体制の構築により正規流通を拡大すること、音楽分野では、アニメソング等を起点とした海外ファンダムの形成を通じ、配信・ライブ・グッズ等の収益拡大を図ること、実写分野では、外部資金調達も活用した大規模作品製作、VFX等の高度制作基盤整備、日本企業が参画する配信プラットフォームの海外展開や国際共同製作を通じて、海外収益の拡大を進めることとされている。

これらを通じて2033年までに日本発コンテンツの海外売上を20兆円へ拡大することを目標とし、分野別にはゲーム分野12兆円、アニメ分野6兆円、マンガ分野1兆円、音楽分野0.7兆円、実写分野0.5兆円といった海外売上目標を設定したところである。

政府においては、本ロードマップを着実に進めていくため、各取組について進捗状況の管理等を適切に進めていく。その際、政策を継続的かつ一貫通貫で実施

することのできる体制を整備していくことが重要となる。あわせて、コンテンツ産業の振興は、官民が一体となって取り組むべきところ、その実践は、民における取組を中核としながら、官による支援は、それらの取組を効果的に支援し、促進するものである必要がある。

＜コンテンツと地方創生の好循環プラン＞

(前述Ⅲ. 4. (1) のとおり)

＜海外へのビジネス展開力の向上＞

日本発コンテンツについて、2033年までに海外市場規模を20兆円に拡大するとの目標の実現のためには、コンテンツ・知財を継続的に生み出し、発展させることができるコンテンツ業界である必要があり、デジタル・ビジネスに対応した構造改革と、コンテンツ人材の強化等を各分野において進めることを基盤としつつ、海外へのビジネス展開力の向上に向けて、取組を進める必要がある。

直接的な海外展開の強化策としては、海賊版対策に加えて、ローカライズ(翻訳等)を通じて、今までカバーできていなかった言語での作品展開を進めることで、市場拡大が見込まれる。また、既存の知財から得られる収益を拡大する観点も重要となる。例えば、新規IPの開発に加え、グッズを含めたIPの多角化、過去のゲーム等の既存IPの再利用、他分野との連携を通じて、IPの生み出す価値を最大化することが重要である。あわせて、国際的なプラットフォームを通じてデジタルで作品が流通するケースが増える中で、収益の権利者への還元等の観点から、音楽分野等においてはメタデータの整備が、映像作品においてはプラットフォームとコンテンツ制作会社等が取引条件を交渉する際、プラットフォームから視聴回数等情報が開示されることが重要となる。

世界で戦える作品を増やすという観点では、高度な作品を作ることのできる人材育成の観点や、世界的なヒットを狙うことのできる大規模作品の製作を重点的に支援していくことが重要となる。例えば、令和7年度の経済産業省補正予算のコンテンツ産業成長投資支援事業では、大規模作品製作支援、IP新規創出支援、流通プラットフォーム拡大支援等を措置している。また、令和8年度税制改正のプロセスでは、投資促進税制の対象にコンテンツ産業も含まれることとなった。その中では、一定の条件の下、生産等設備について7%の税額控除等が適用されることとなり、設備投資を促進することにつながっている。

海外展開を拡大させる上では、あわせて資金調達手法の検討も必要である。我が国では、アニメや映画等の映像製作において、製作委員会方式が広く定着しており、同方式では、高い出資リスクを複数社で分散し、かつ、構成メンバーは窓口手数料を得ることで投資リスクを緩和できるといったメリットがある。しか

し、構成メンバーは窓口手数料見込額をもとに出資額を決めるため製作規模が大きくなれないことや、構成メンバーの強みを生かした作品のビジネス展開等を可能とするため、全会一致が原則であることによる制約等の課題も指摘される。こうした点も踏まえながら、多様な資金調達方法の検討が重要となる。

また、国際共同製作も資金調達方法の手段の一つといえる。さらに、海外の大規模作品（実写）のロケ誘致は、国内制作スタッフの技術力向上につながるとともに、海外に日本の魅力をプロモーションし、インバウンドに貢献するものであり、クールジャパンの観点からも重要である。

ロケ誘致については、ロケ撮影の環境改善に関する実務者懇談会（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局）での議論を踏まえ、関係府省の連名により、2025年3月に公表した「ロケ撮影ハンドブックーロケ撮影・誘致の拡大に向けて関係者が知っておくべきことー」について、分かりやすい資料や英語版を公表するなど、更なる周知のための取組を進めている。

<知財の多元化や生成 AI の利活用をめぐる状況・課題等に対応したビジネス構造改革の推進>

従来のジャンルを超えたコンテンツの創作・流通・消費が、新たなビジネスチャンスを拡大させるとともに、新たな課題や様々なリスクを生み出している。例えば、映画分野においては、これまでフィルム・コミッションの協力を得つつ、ロケ誘致を中心とした施策を展開していた自治体が、市民や関係団体等の参画の下、自ら映画制作に関わり、プロモーションを展開するとともに地場産業の振興にもつなげる事例がみられる。アニメ分野においては、製作委員会方式の下で委託を受けることにより業務を維持する制作会社が、自ら製作費用を全額出資し、プロモーションまで行うことにより、大きな成功を収めた事例がみられる。生成 AI については、Ⅲ. 1. (2) において示したとおり、適切な知的財産の保護と利活用につながる透明性の確保の観点から、依然として様々な課題が指摘され、いわゆる「炎上リスク」等を懸念する意見も依然としてみられる一方、全国ネットのテレビ局が初の生成 AI フル活用によるドラマを制作するなど、積極的に新たな形態によるコンテンツの創作に取り組む例もみられる。

政府においては、これらの新たな取組やそれに伴う諸課題をフォローしつつ、必要に応じてルール策定や関係者の意見調整に参画するなど、適切かつ機動的に対応していくことが重要である。

あわせて、公正かつ自由な競争の実現に向けて、適切な対価還元の実現と円滑な権利処理の観点からも、公正取引委員会や関係省庁が示すガイドライン等に則った適切なビジネス展開が可能となる環境を整備するとともに、クリエイターやコンテンツ制作会社等について、一層の契約リテラシーの向上を図ること

が必要である。加えて、レコード演奏・伝達に係る実演家及びレコード製作者への望ましい対価還元については、2026年5月15日に著作権法改正案が閣議決定されたところであり、引き続き、円滑な権利処理など、関係者から挙げられた懸念や要望にも配慮しながら、運用面を含め検討を進めていく。

＜コンテンツ産業を支える人材強化＞

コンテンツの創造の源泉は、人材である。コンテンツ産業に多くの若者を惹きつけ、革新的なコンテンツの創造活動を行う産業であり続けるためには、クリエイターが安心して持続的に働ける環境の整備と、取引適正化等に向けたコンテンツ産業界における取組が不可欠である。その中で、例えば、海外派遣も含めた異才、クリエイターの育成のための枠組みの構築や、最先端のデジタル技術を使いこなすデジタルクリエイターの育成に取り組むことが有効である。

斬新なアイデアに基づき質の高い作品を製作する独創的なクリエイターの育成のためには、作品・公演等の企画・交渉から海外展開までの支援・キャリアステージに応じた切れ目のない支援に取り組むことが必要である。

また、デジタル・ビジネスに対応した構造改革を推進し、海外へのビジネス展開、新しいIPの創出、制作手法やプロセスの変革を進めていく上で、新しいビジネスモデルの創出等をけん引し、海外展開戦略の検討やプラットフォームを含む海外企業との取引条件の交渉等を担うことのできるグローバルビジネス人材が不可欠である。日本国内の製作・制作会社への対価還元を進めていく観点からも、こうした人材の育成を進めることが重要であり、そのために留学等の機会も活用しながら、必要な経験を積むための機会を確保することにつながる諸施策を充実していくことが必要である。

さらに、新技術に対応した制作実務を担う人材については、ゲーム、アニメ、マンガ、実写、音楽、舞台芸術、アート等の分野ごとに求められる「スキル見える化」が図られ、それらに対応した高等教育による学修機会が提供されることが必要である。「スキル見える化」を行う上では、高等教育機関と各分野における産業界が連携し、真に企業が必要とする人材育成が求められるとともに、スキルに応じた処遇の確保及び待遇の改善に向けて、施策を重層的に推進していくことが必要である。

コンテンツ開発や利活用に関わる人材の育成については、クリエイターやプロデューサー人材を含め、求められる役割に応じた人材の育成が必要であることに留意しつつ、施策を重層的に推進していくことが必要である。

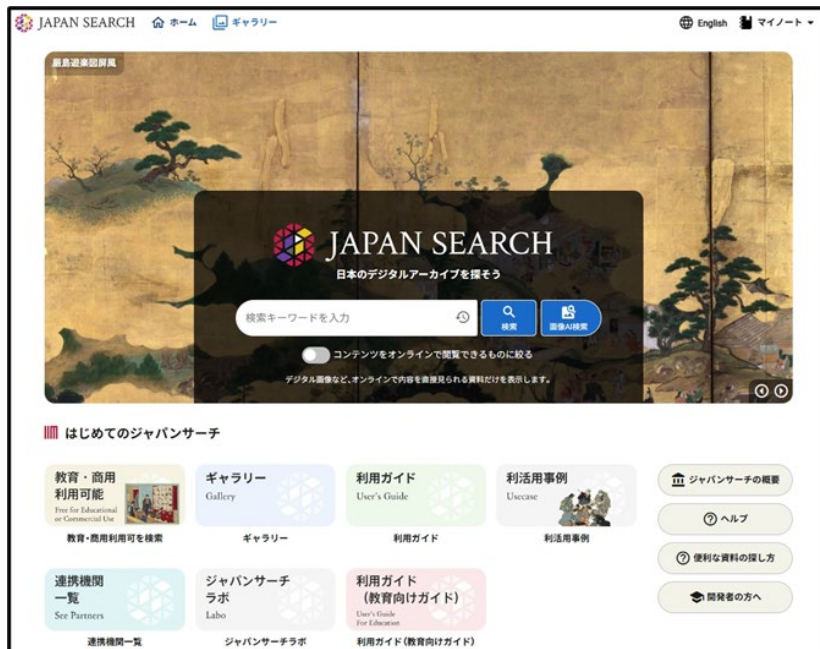
＜海賊版対策の強化＞

(前述Ⅲ. 2. (2) のとおり)

＜デジタルアーカイブの推進＞

政府では、デジタルアーカイブが日常的に活用され、多様な創作活動を支える「デジタルアーカイブ社会」の実現を目指し、各分野のアーカイブ機関と関係省庁の連携の下、デジタルアーカイブの推進に取り組んでいる。

具体的には、文化財、美術、書籍等の様々な分野のコンテンツのメタデータを検索・閲覧・活用できるプラットフォームとして、2020年に「ジャパンサーチ」を公開し、2024年3月より、デジタルアーカイブの新たな推進体制（以下「デジタルアーカイブジャパン推進体制」という。）として、デジタルアーカイブに関する取組の一層の促進と、アーカイブ化された多様なコンテンツ資産のフル活用による新たな価値創造の活性化に向けて、「デジタルアーカイブ戦略懇談会」及び「デジタルアーカイブ推進に関する検討会」（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局）を開催している。



(出典) <https://jpsearch.go.jp/>

図表 42：ジャパンサーチ（トップページ）

我が国のデジタルアーカイブは、この推進体制の下、官民連携により取組を行っているところであり、2025年5月に「デジタルアーカイブ戦略 2026-2030」を策定し、公表した。

同戦略は、2026年度以降の5か年の期間の優先事項等を定めており、今後5年間で我が国のデジタルアーカイブ推進の体制・仕組みづくりを整え、ジャパンサーチを基軸としながら、国全体でデジタルアーカイブ推進に向けた取組が活性化していく基盤づくりを目指す期間として位置付けている。

同戦略は、ジャパンサーチの規模・範囲と利便性を **Europeana**⁴⁷並みとすることを目指し、**Europeana** とジャパンサーチの相違点にも留意しつつ、公開コンテンツの増加を目指すとともに、連携メタデータ数を 2030 年までに 5,000 万件（2026 年 3 月現在で 3,200 万件）とすることなど、ジャパンサーチや国関係のアーカイブ機関等の到達目標を設定している。

また、政府による支援の在り方の一つとして、効果的な実践事例のショーケース化が挙げられており、効果的な実践事例について、ガイドラインやジャパンサーチの利活用事例のページ等で発信するとともに、「デジタルアーカイブフェス」や「デジタルアーカイブジャパン・アワード」といった、産学官等の各分野のアーカイブ機関や活用者等の関係者が集うイベントでの共有や顕彰を引き続き行っていくこととしている。

同戦略を踏まえ、国関係のアーカイブ機関等の達成目標に対する進捗管理を行うとともに、デジタルアーカイブの理念・目的・関係者間の役割と連携等の法的基盤の在り方の検討も含め、我が国におけるデジタルアーカイブ推進の基盤づくりを進めていくことが必要である。

また、過去のマンガ、アニメ、ゲーム等の作品や、その原画、絵コンテ、設定資料等の中間生成物は、作品の価値を高め、後世のクリエイター等による創作活動の深化を促す貴重な資産である。そのため、中間生成物の収集・保存・デジタル化や、調査研究・人材育成等のリサーチ機能、情報発信や展示・活用の機能を有するメディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想の官民連携による実現が重要である。

<KPI について>

「知的財産推進計画 2025」においては、「日本発のコンテンツ海外市場規模を 2033 年までに 20 兆円に拡大する」との KPI が設定されていたところ、2024 年の日本発のコンテンツ海外市場規模は約 6.1 兆円となり、前年の 5.8 兆円を上回っている。

また、デジタルアーカイブについては、「2035 年までにジャパンサーチの規模・範囲と利便性が **Europeana** 並みとなることを目指す」との KPI が設定されていたところ、連携メタデータ数を参考として挙げれば、ジャパンサーチの連携メタデータ数は 2026 年 3 月 26 日現在で 32,163,179 件となっており、**Europeana** の連携メタデータ数は同日現在で 61,426,763 件となっているほか、下記の KPI については、「デジタルアーカイブ新戦略 2026-2030」（2025 年 5 月）の対象年度となる 2026 年以降にフォローアップを行うこととしている。

⁴⁷ EU 域内の分野横断型の統合ポータル

- ・ 国関係のアーカイブ機関等におけるメタデータの整備を進め、2030年までに整備すべき収蔵資料に対して100%整備されること、また、2030年までにコンテンツの二次利用条件の未整備数を0件とすることを目標とする。
- ・ ジャパンサーチにおける連携メタデータ数が3,200万件であるところ、2030年までに5,000万件への増加を、分野・地域アーカイブとの連携数を67機関から2030年までに80機関に増やすことを目指す。

(施策の方向性)

<コンテンツ分野官民投資ロードマップの着実な推進>

- ・ 予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を構築する。
(短期・中期) (内閣府(知財)、経済産業省、文化庁、総務省、外務省、公正取引委員会、厚生労働省)
- ・ コンテンツ産業の就業者数、市場規模等の継続的な把握に必要な統計データ等の整備の在り方について検討する。
(短期・中期) (内閣府(知財)、経済産業省、関係府省)
- ・ 日本発コンテンツの海外市場規模を2033年までに20兆円とする目標の実現に向けて、国際競争上不利とならないよう、複数年の支援を含めた大規模・長期・戦略的な官民投資を推進し、成長投資を拡大することで海外展開を促進する。
(短期・中期) (内閣府(知財)、経済産業省、文化庁、総務省、関係省庁)

<コンテンツと地方創生の好循環プラン>

(前述Ⅲ. 4. (1) のとおり)

<海外へのビジネス展開力の向上>

- ・ コンテンツ産業の海外市場規模を2033年までに20兆円とする政府目標の達成に向け、「エンタメ・クリエイティブ産業政策研究会」において、今後のエンタメ・クリエイティブ産業の政策立案・実施のための具体化と実行を官民連携の下で着実に進める。
(短期・中期) (経済産業省、関係府省)
- ・ 海外のマーケティング情報の収集・共有化、海外の現地プレイヤー等とのマッチング機能の強化を図るため、JETROにコンテンツ専門人材を配置し、JETROを海外支援拠点として、コンテンツ産業の海外展開支援や現地マーケット等へのコアネットワークの構築を推進する。

(短期・中期) (経済産業省、内閣府 (知財)、関係省庁)

- ・ 海外展開を見据えた大規模作品へのコンテンツ投資はハイリスクであるため、企業が投資規模を抑制し、潜在的な利益を逃すおそれがある。そのため、事業構造改革と一体で、将来的に世界的な大ヒットを狙えるコンテンツ制作・開発事業者による海外向け大規模作品の制作・開発を支援する。その際、プリプロダクションからプロモーションまで一貫した支援を行う。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ 製作委員会・配信プラットフォーム等間の取引条件の明確化、取引条件の設定等に関する取引適正化指針(制作委託の場合の視聴回数等情報の開示を含む)を策定する。

(短期) (公正取引委員会、内閣府 (知財))

- ・ 拡大する海外需要を獲得し、日本発のコンテンツ市場の拡大を図るため、コンテンツの海外展開のための制作能力の強化、制作・流通ノウハウの取得、流通プラットフォームの機能強化、プロモーションやローカライゼーション(翻訳等)等の支援を行う。

(短期・中期) (経済産業省、文化庁、関係府省)

- ・ 東南アジアの特定国において、日本の放送コンテンツを集約して配信することで、コンテンツの受容性の検証や視聴データから視聴動向の把握・分析を行う。海外展開を前提とした実写コンテンツの制作における先進的設備等の取得又は使用に要する経費等を支援する。また、番組製作会社、放送事業者等のプロデューサー又は製作技術担当者等に対する講習会や海外研修等を実施するとともに、スキルの標準化等に向けた検討を実施する。加えて、国内外のピッチングイベントにおいて、国際共同制作や出資等による外部資金調達の効果的手法を検証する。

(短期・中期) (総務省)

- ・ 配信をはじめとする海外展開を当初から目指した放送・配信コンテンツの展開を促進するため、官民が連携し、実写コンテンツの海外展開の推進及び製作力の強化に向けた取組を進める。

(短期・中期) (総務省)

- ・ 世界的に影響のある美術館での作品の展示機会の確保に係る支援を検討する。また、国際映画祭や国際見本市等における日本パビリオン、ジャパン・ブースの出展やその場での作品のプロモーションを支援する。そのほか、国内外の製作者の交流や日本映画の海外展開等を幅広く支援するとともに、東京国際映画祭をはじめとする国内外の国際映画祭等について、官民双方で戦略的かつ効果的な海外発信方策を検討する。

(短期・中期) (経済産業省、文化庁、関係府省)

- ・ 若手作家等を対象としたキャリア段階に応じた人材育成や製作支援、特に、映像作品の国際共同製作の推進を通して、日本文化の発信やコンテンツの海外展開につなげる。

(短期・中期) (文化庁、関係府省)

- ・ 国内外の国際見本市において、放送コンテンツの海外展開の更なる促進に向けた、効果的な情報発信の方法を検証する。加えて、海外展開のための市場調査を実施する。

(短期・中期) (総務省)

- ・ 拡大する海外需要を獲得し、日本発のコンテンツ市場の拡大を図るため、日本のコンテンツのグローバルなファンダム形成に資する海外現地におけるライブ公演等への支援を行う。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ ロケ撮影・誘致の円滑化及び促進のため、フィルムコミッション(FC)、許認可権者、製作者等が取り組むべき事項等をまとめたハンドブックの周知等を通じ、関係者間のより一層の理解の浸透や相互理解を深める。

(短期・中期) (内閣府(知財)、警察庁、消防庁、出入国在留管理庁、国土交通省、関係省庁) 【再掲】

- ・ ASEAN 地域において、国際共同製作映画等の上映会を実施するとともに、上映作品にちなんだ魅力あるロケーションや各地の物産等を紹介する事業を開催し、映画を通じたインバウンド誘致を引き続き実施する。あわせて、国立映画アーカイブにおいて、全国各地域のフィルムコミッションが保有・蓄積している「ロケ地情報」等をインターネット上に集約・一括検索を可能とする「ロケーションデータベース」を運営することで、日本国内はもとより海外に向けて日本の魅力あるロケーションを発信、日本国内における映画撮影の促進及び日本映画の創造活動の活性化を図る。

(短期・中期) (文化庁、外務省、経済産業省)

- ・ アニメやマンガ、映画、実写等のコンテンツを活用した観光コンテンツの造成や効果的な情報発信、販路開拓等を総合的に支援し、ロケツーリズム、アニメツーリズムといった、観光コンテンツの供給に向けた取組を官民一体となって推進する。併せて、観光地における二次交通の高度化を含めた受入環境整備を推進する。

(短期・中期) (観光庁、国土交通省) 【再掲】

- ・ ロケ誘致による経済・社会的な産業振興を効果的に実現すべく、VFXを含むポストプロダクション工程も含めた誘致に向けて、インセンティブ付与及び効果的な運用に取り組む。また、インセンティブ付与対象作品の円

滑な撮影に向けた支援を検討するとともに、ロケ地域での完成作品の活用を推進する。

(短期・中期) (経済産業省、内閣府 (知財)、関係省庁) 【再掲】

- ・ 民間活力等を活用し、国民公園や公的施設について、現代的な文化・情報発信拠点等とするための機能強化を図る。具体的には、北の丸公園について、最先端の科学、芸術、文化等に関する発信拠点として活用することを検討する。

(短期・中期) (文化庁、環境省、関係府省) 【再掲】

- ・ 海外でも高く評価される日本の優れたメディア芸術分野の人材育成及び関連資料の収集・保存及び展示・活用を推進するとともに、振興の中核ともなる「メディア芸術ナショナルセンター」(仮称)としてマンガ、アニメ・特撮及びゲームに関する作品、原画等の中間生成物及びこれらに関連する情報等の①収集・保存・デジタル化、②調査研究、③人材育成・教育、④国内外への情報発信、⑤展示・利活用、⑥普及交流の機能を有する拠点の整備に向けた取組を官民協働で推進する。特に、⑤、⑥については、具体的な拠点のあり方を明確にした上で、その実現に向け必要な措置を講ずる。

(短期・中期) (文化庁、経済産業省、内閣府 (知財)) 【再掲】

- ・ 文学作品やマンガ等を海外へ発信・普及させるため、作家ごとの海外展開や包摂性のあるテーマに基づいた展開がなされるよう、その価値を伝えることができる仲介者への支援等を行う。あわせて、海外の文化や価値観を踏まえた翻訳や批評を行うことができる専門家の発掘・育成を行う。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ 外交・交流強化が必要な国において、現地のニーズを踏まえたラインナップによる劇場での上映やオンライン配信等を実施し、対日理解を促進するとともに、日本映画をはじめとする映像コンテンツの視聴需要を高めるなど、海外展開の土壌づくりを行う。

(短期・中期) (外務省)

- ・ コンテンツ産業の海外展開に向けて、海外市場における作品の需要動向や規制動向について情報収集・提供支援を行うほか、IPの新規創出や大規模作品の製作、流通プラットフォームの拡大、開発プラットフォームの構築、ローカライズやプロモーションをはじめとした海外展開を支援する。特に、設備投資や研究開発等にあたっては、税制措置も活用する。併せて海賊版対策や就業環境整備、資金調達環境整備を行う。AIやXR、ブロックチェーンといった高度な技術等を活用し、コンテンツの高品質化、革新的なコンテンツ制作、又はコンテンツ制作の生産性向上を促すとともに、

そのようなコンテンツを制作・発信できるクリエイターの育成を支援する。
(短期・中期) (経済産業省、文化庁)

- ・ アーティストの海外展開を後押しするため、文化審議会著作権分科会の報告書(2026年3月)を踏まえ、レコード演奏・伝達権の導入について適切に対応を進める。
(短期・中期) (文化庁、関係府省)

＜知財の多元化や生成 AI の利活用をめぐる状況・課題等に対応したビジネス構造改革の推進＞

- ・ 今後のコンテンツ産業の消費者及び担い手はデジタルネイティブ層が中核となってくることが想定される中で、新たなデジタル技術等を活用し、高品質なデジタルコンテンツを創出することが可能な産業基盤を整備することが、将来のコンテンツ産業の競争力を左右する。そこで、新たなデジタル技術等を活用した良質なデジタルコンテンツの創出を促すとともに、そのようなコンテンツを制作・発信できるクリエイターの育成を支援する。
(短期・中期) (文化庁、経済産業省)
- ・ コンテンツ配信プラットフォームや投稿サイト等における著作物等の利用状況(権利侵害を伴う利用実態を含む)、デジタルプラットフォームサービスのコンテンツ市場における役割等も念頭に、国際的な動向や国内の競争政策、デジタルプラットフォーム政策、情報通信政策等の諸政策を踏まえつつ、著作権分野において、契約条件等デジタル時代に対応した適切な対価還元を実現するための具体的な方策について検討する。
(短期・中期) (文化庁)
- ・ デジタル時代に対応したコンテンツ創作の好循環を促し、クリエイターへの対価還元にも資するものとなるよう、2026年施行された改正著作権法に基づく未管理著作物裁定制度を着実に運用する。また、制度の施行に合わせて公開された「分野横断権利情報検索システム」を通じて、各分野のデータベースを保有する団体等との連携を進めるとともに、「個人クリエイター等権利情報登録システム」の登録促進を通じて、著作物等の利用可否に関する個人クリエイター等の適切な意思表示を促す。
(短期・中期) (文化庁)
- ・ 放送コンテンツのネット配信に係る権利処理の効率化に資するシステムに関する実証及び海外展開に係る権利処理に関する調査を継続して実施するとともに、インターネット上のコンテンツ流通の媒介者である通信関係事業者の協力体制及び役割分担の枠組みについて、権利処理は当該著

作物を二次利用する者において行うことが原則であることを踏まえつつ、その交渉等を円滑に行う観点から、通信関係事業者に対する協力の要請を検討する。

(短期・中期) (総務省、関係府省)

- ・ 海外向けコンテンツ・海外ファン両者の迅速な拡大や、流通プラットフォーム間の相互連携支援を通じて競争力を高めることで、日本の流通プラットフォームの国際的な流通網を確保し、世界展開を行う日本発コンテンツが収益をあげて再投資できる好循環を生み出す環境整備を進める。

(短期・中期) (経済産業省、関係府省)

- ・ 2025年に施行されたスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律について、引き続き周知・広報等を行うとともに、同法を実効的に運用する。

(短期・中期) (公正取引委員会)

- ・ 「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」(チケット不正転売禁止法)に基づき、違反事例の取締りの徹底、周知・広報、相談対応を通じ、実効性のある運用を行うとともに、正規チケットの流通促進に取り組む。

(短期・中期) (文化庁、消費者庁、警察庁)

<コンテンツ産業を支える人材強化>

- ・ 海外展開を視野に入れた若手クリエイターやアーティスト等の挑戦を支援し、育成体制を強化するため、ゲーム、アニメ、マンガ、実写、音楽、舞台芸術、アート等をはじめとする次代を担うクリエイター等による作品や公演の企画、交渉、制作、発表、海外展開までの一体的な活動について、複数年にわたって弾力的に支援し、成果が次の世代の育成にも還元されるようにすることを目指す。令和5年度補正予算によるクリエイター基金の取組を検証し、成果目標の達成状況を見て次の措置を検討する。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ 作品・公演の製作等の過程を通じた支援が、クリエイターのキャリア段階に応じ、切れ目のない支援となるようにするとともに、クリエイター等の育成と同時に、作品プロデュースや法務、マネジメントや他分野連携を通じて海外展開を担うグローバルビジネス人材も育成することを推進する。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ AI等新技术も含めたコンテンツ制作実務に必要なスキルの標準化とその展開等により、高等教育機関等における人材育成や企業や企業間で連携

した研修を支援する。高等教育機関等における、アニメーションやゲーム等の教育・研究の拠点の機能強化を図る。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ 今後さらなる成長が期待できるマンガ分野をはじめとしたコンテンツの海外発信基盤の構築に向け、マンガ分野における次世代のデジタル配信プラットフォームの構築に向けた官民コンソーシアムの創出・運営、翻訳者等コンテンツの制作・発信を支える人材の育成、コンテンツ文化の戦略的・総合的発信等の取組を推進する。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ クリエイターやそれを支える人材を含めたスタートアップ等が新たに高品質なコンテンツの製作・開発を行う事業に対して、補助事業者が製作費や開発費、マーケティング費等の支援、事業化をするための伴走支援等の費用を助成し、高品質なコンテンツを生み出す事業の後押しを行う。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ 日本の文化芸術の国際発信強化とグローバル展開をビジネスの考え方を取り入れつつ効果的・戦略的に進めるため、トップレベルのアーティスト等を発掘し、当該芸術分野における国際的な中心地域のほか、今後の経済成長やグローバル・サウスの観点も含めて、グローバルレベルでのキャリアを積むことができる場への参加支援・マッチング、海外におけるネットワーク構築やプロモーション活動に関するサポート等の総合的な支援プログラムを官民共同で実施する。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ エンタメ産業を取り巻く諸課題に対して、先端技術の活用によるコンテンツの創出や収益化手法の高度化、業界構造の改革に資する取組、及びコンテンツの流通構造の改革に資する取組を支援する。

(短期・中期) (経済産業省、関係府省)

- ・ コンテンツ業界における適切な人材育成のために、産業界において明確化した各ジャンルにおいて求める人材・スキルに関するミスマッチの状況等の実態について、官民が連携して改善のための方策の在り方を検討するとともに、労働者の予見可能性を高め、就業意欲の向上に資するよう労働市場の将来像を明らかにする。

(短期・中期) (経済産業省、文化庁、関係府省)

- ・ 我が国のコンテンツの厚みと多様性の元となる幅広い文化芸術について、創造活動や人材育成を支援するとともに、活動の拠点である劇場・音楽堂等の文化施設の高付加価値化を進め、クリエイターやアーティストの新たな活動拠点の形成を支援する。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ 初等中等教育において、芸術系の教科をはじめとする学習の中で、コンテツが社会を豊かで活力あるものとすることや、創造することの価値、知的財産についての理解を深めるなど、感性や創造性を育む教育機会の確保を図り、担い手の育成につなげる。また、部活動や地域クラブ活動をはじめ、音楽やマンガ、アニメを含めた多様な文化体験・創造活動の機会の確保を図る。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ DX時代における新たな契約の在り方を踏まえつつ、著作物の利用に係る契約をサポートするため、契約書の標準的ひな形の提供を行う「著作権契約書作成支援システム」や著作権に必ずしも精通していない方々向けの「誰でもできる著作権契約マニュアル」を適時に見直し、フリーランスのクリエイター等を支援する。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ クリエイターの適切な収益の確保に向けて、クリエイターが事業展開する際の契約作成等に関する課題について、弁護士等の専門家による個別支援を行う相談窓口の今後の在り方を検討する。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ 文化芸術分野の適正な契約関係の構築に向け、2022年7月に公表した契約書のひな形を含むガイドラインの普及・啓発を行うとともに、研修会の実施や相談窓口の設置等の具体的な取組によって、フリーランスの芸術家等を含む文化芸術関係者の活動環境の改善に向けた取組を進める。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ 芸術家等個人の尊厳ある創造環境の向上に向け、文化芸術団体の機能改善を促すこと等により、文化芸術分野におけるハラスメントや就業環境等の課題に対する文化芸術団体の主体的な取組を促進するための方策を講じる。

(短期・中期) (文化庁)

- ・ 2024年に施行されたフリーランス・事業者間取引適正化等法について、引き続き周知等を行い、遵守の徹底を図る。

(短期・中期) (公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省)

- ・ 新たに「協議に応じない一方的な代金決定」の禁止等が盛り込まれた製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律について、周知広報の取組を進めるとともに、同法に違反する行為には厳正に対処する。また、2026年1月に改正された労務費転嫁指針について、サプライチェーンの深い層まで遵守が徹底されているかを確認

するとともに、業所管省庁と連携して更なる周知徹底に取り組む。

(短期・中期) (内閣官房 (日本成長戦略本部事務局)、
公正取引委員会、中小企業庁、関係省庁)

- ・ 放送コンテンツの製作取引の更なる適正化を図るため、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律や独占禁止法等を対象とするガイドラインを必要に応じて見直すとともに、幅広く周知を行い、遵守の徹底を図る。

(短期・中期) (総務省)

- ・ パートナースhip構築宣言の推進、フリーランス等による中小企業等協同組合を活用した職能別組織化、取引Gメンによるヒアリング調査や優越Gメンによるヒアリング調査、相談窓口の活用によって、発注者側企業及び受注側企業間における適切な価格交渉を推進する。

(短期・中期) (中小企業庁、公正取引委員会、
内閣府 (政策統括官 (経済財政運営担当))、関係省庁)

- ・ 映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る指針を早期に策定するとともに、フリーランスを含む、関係事業者等に十分に認知されるよう周知を行い、その普及啓発及び適切な運用を図る。

(短期) (公正取引委員会、内閣府 (知財))

- ・ 国内映像制作等に関する事業者向け支援については、労働基準法の準拠等に配慮した支援制度とすることにより、制作現場における環境改善を促進する。あわせて、補助金等の支援制度の審査において、日本映画制作適正化機構が策定した映適取引ガイドラインに則り制作される作品に対して、加点又は要件とする支援制度とすること等を推進するとともに、制作に係る労働環境の改善に伴う諸課題の解決策について検討する。

(短期・中期) (経済産業省、文化庁、総務省)

- ・ 日本映画制作適正化機構の取組を参考に、これを他のコンテンツ分野に広げるよう、関係団体等に働きかけるとともに、映適の取組の認知度を高めるための取組を推進する。

(短期・中期) (経済産業省)

- ・ 映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドラインの推進により就業環境の改善を図るとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、業界の自主行動計画等による取引適正化を働きかける。

(短期・中期) (経済産業省)

＜海賊版対策の強化＞

(前述Ⅲ.2.(2)のとおり)

＜デジタルアーカイブの推進＞

- ・ デジタルアーカイブジャパン推進体制が策定した「デジタルアーカイブ戦略 2026-2030」に基づき、コンテンツのデジタル化等のデジタルアーカイブの取組を総合的に推進する。
(短期・中期) (内閣府(知財)、国立国会図書館⁴⁸、関係府省)
- ・ デジタルアーカイブの推進に向けて、デジタルアーカイブジャパン推進体制の下、「デジタルアーカイブフェス」や「デジタルアーカイブジャパン・アワード」を通して、効果的な実践事例の共有や顕彰を行う。
(短期・中期) (内閣府(知財)、国立国会図書館)
- ・ 「デジタルアーカイブ戦略 2026-2030」に定める到達目標の下、同戦略が示す各分野において、デジタルアーカイブの更なる拡充及びデジタルアーカイブの利活用促進を進める。その際、各分野におけるデジタルアーカイブの意義を踏まえつつ、ポーンデジタルのコンテンツメディアを含めたコンテンツのデジタル化や保存、それらの自由な二次利用を可能にするオープン化の推進等に努める。可能なものについては、デジタルアーカイブ化されたコンテンツをオンライン配信に活用したり、海外展開等による収益化を図るなど、更なる利活用を進める。国立国会図書館の資料デジタル化を推進するとともに、絶版等資料のインターネット送信の拡充を図る。
(短期・中期) (内閣府(知財、公文書、科技)、デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省、観光庁、国立国会図書館)
- ・ 文化遺産のデジタルアーカイブ化や、マンガ、アニメ、ゲーム等のメディア芸術作品、舞台芸術作品の保存・利活用を支援するとともに、「メディア芸術ナショナルセンター」(仮称)としてマンガ、アニメ・特撮及びゲームに関する作品、原画等の中間生成物並びにこれらに関連する情報等の①収集・保存・デジタル化、②調査研究、③人材育成・教育、④国内外への情報発信、⑤展示・利活用、⑥普及交流の機能を有する拠点の整備に向けた取組を官民協働で推進するなど、文化芸術のデジタルアーカイブ化を促進するとともに、ジャパンサーチとも連携したコンテンツ発信の場を創出し、ユーザーの相互誘導を促進する。特に、⑤・⑥については、具体的な拠点のあり方を明確にした上で、その実現に向け必要な措置を講ずる。

⁴⁸ 国立国会図書館は立法府に属する機関であるが、デジタルアーカイブに関する施策は国全体として取り組むものであり、同館は重要な役割を担っていることから、便宜上、本計画に関連する同館の事業について担当欄に記載するものである。

(短期・中期) (文化庁、経済産業省、内閣府 (知財))

- ・ 日本の多様なコンテンツに関する情報をまとめて検索・閲覧・活用できるプラットフォームであるジャパンサーチにおいて、様々なデジタル情報資源を網羅的にナビゲーションできるよう、連携先の拡大など、アーカイブ機関との連携のさらなる拡充を図る。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、国立国会図書館、関係府省)

- ・ 関係府省連携の下、教育、学術・研究、観光、地域活性化等の様々な分野・テーマにおいて、ジャパンサーチの連携コンテンツを活用した利活用モデルの周知広報を強化し、利活用の機会拡大を図るとともに、多言語化や海外のアーカイブ機関との交流を進め、海外発信の強化に取り組む。また、ジャパンサーチ連携アーカイブ機関が所蔵するデジタルコンテンツの効率的な活用を促すよう、それらのコンテンツについて、各機関による二次利用条件の分かりやすい表示を促進する。

(短期・中期) (内閣府 (知財)、国立国会図書館、関係府省)

- ・ 「昭和 100 年」を契機として、個人や企業が保有する資料の発掘を含め、昭和期の史実に関する文書、写真、映像等の資料の収集・整理、ICT等の最新技術を活用したアーカイブ化の推進やアクセスしやすい形での公開を推進する。

(短期) (内閣官房 (「昭和 100 年」関連施策推進室)、関係府省)

(別紙)「新たな国際標準戦略」に基づく令和7年度のフォローアップ結果について

(1) 各省庁の具体的な取組

「新たな国際標準戦略」の別表に記載された施策一覧について、各省庁が設定した KPI に基づき、進捗評価を行った結果及びその成果例は以下のとおりである。

施策分類	施策小分類	施策 件数	進捗評価			
			◎	○	△	×
(1) 産学官金 の取組の 強化	①経済界・学術界・金融界への働きかけを行う。	8件	—	7件	1件	—
	②企業・研究機関・政府の視座をシフトする。	11件	—	9件	2件	—
	③公共調達・補助金において標準を活用する。	2件	—	2件	—	—
	④研究開発段階から標準化を組み込む。	11件	—	11件	—	—
	⑤政府支援の実効性を高める。	3件	—	1件	2件	—
(2) 標準エコ システムの 強化	①人材育成システムを強化する。	11件	—	8件	3件	—
	②専門機関を育成・強化し、その活用を拡大する。	7件	—	5件	2件	—
	③規制・規格・認証を一体的に推進する。	2件	—	—	1件	1件
(3) 標準戦略 の明確化と ガバナンス	①司令塔機能を果たす官民連携の場を設ける。	14件	—	14件	—	—
	②知見やノウハウ、人材情報等を共有・マッチングする仕組みを構築する。	4件	—	3件	1件	—
	③省庁間、国地方間の連携を強化する。	1件	—	1件	—	—
(4) 国際連携 の強化	①国際的な標準化人材育成やネットワークに取り組む。	3件	—	1件	1件	1件
	②国際相互承認制度の利用、規制の調和、規格の普及等を促進する。	16件	1件	13件	1件	1件
	③ASEAN各国等との連携を強化する。	13件	—	10件	2件	1件
	④国際標準の国際会議を日本で開催する。	3件	—	2件	1件	—

(出典) 内閣府知的財産戦略推進事務局が作成

別紙図表 1 : 「新たな国際標準戦略」における令和7年度の具体的な取組の進捗状況について

(産官学金の取組強化)

<経済界・学術界・金融界・政府における意識や行動変容、公共調達や研究開発資金等での標準活用等>

各省庁における 2025 年度の主な活動は以下のとおりである。

- ・ 経団連や関係省庁と連携し、経営層向けの普及啓発イベントを実施 (内閣府)

- ・ 国際標準戦略の内容を、他の国家戦略に盛り込んでもらうことについては、12 個の戦略・計画において、国際標準化の内容が盛り込まれた（関係省庁）
- ・ 所管の国立研究開発法人に対して国際標準活動を人事評価に組み込むことを依頼して、6 の国立研究開発法人で国際標準化を組み込んだ人事評価が実施された（関係省庁）
- ・ 公共調達における国際標準／国内標準の活用状況の実態を把握。また、3 件の規格引用を確認（内閣府・経済産業省）
- ・ 3 つの研究開発事業・基金で標準化支援が組み込まれた（関係省庁）
- ・ 国際標準に係る官民ハイレベルフォーラムを立上げ、国内外の国際標準活動の情報を集約（内閣府・経団連）
- ・ Beyond5G 新経営戦略センターにおいて、セミナー開催（4 回・各回 100 名程度）（総務省）
- ・ 農林水産・食品分野の国際標準戦略の策定の推進、セミナー開催（農林水産省）
- ・ CSO ワークショップの開催（2 回）、市場形成力指標の有効性等の検証、項目の見直し（経済産業省）
- ・ 量子、ペロブスカイト太陽電池、水素・アンモニア、バイオものづくり、データ連携基盤について取組をリード（経済産業省）

（標準エコシステムの強化）

<人材育成、専門機関（専門サービス）の育成・強化とその活用等>

各省庁における 2025 年度の主な国際標準化の成果例は以下のとおりである。

- ① 人材育成
 - ・ 情報通信分野における標準化人材スキルセットや講習カリキュラム、事業モデルの設計（総務省）
 - ・ ITU における役割獲得に向けた専門人材の基盤強化並びに中小企業、スタートアップ企業、大学における人材および若手人材の育成（総務省）
 - ・ 医療機器の国際標準獲得のための国際会議への参加や国内検討を通じた人材育成（厚生労働省）
 - ・ 農林水産・食品分野における人材の整理及び研修等の実施（農林水産省）
 - ・ 標準化とアカデミアの連携に関する検討会の開催、学会等における標準化に関するセミナー等の開催（9 回）（経済産業省）
 - ・ STANDirectory の登録者数の拡大（173 名）（経済産業省）
 - ・ 国内ヤンプロ開催（3 回×4 日間・60 名）、ルール形成戦略研修の開催

- （5回×1日、125名）（経済産業省）
- ・ 建築分野や航空機分野における国際標準化活動への積極参画や国内検討を通じた人材育成（国土交通省）

② 専門サービス

- ・ 試験・認証サービスへのニーズ調査や連携強化、ニューアプローチ導入に向けた検討（内閣府）
- ・ 認証産業活用の在り方検討会の開催（3回）（経済産業省）
- ・ 中小企業向けの標準化活用支援の一環としてのセミナー開催（53件）（経済産業省）

（標準戦略の明確化とガバナンス）

＜官民連携、情報共有、省庁間連携等＞

各省庁における 2025 年度の主な国際標準化の成果例は以下のとおりである。

- ・ 国際標準に係る官民ハイレベルフォーラムを立ち上げ、フォローアップ・モニタリングを開始（内閣府）
- ・ 在外官民ネットワークを通じて、現地の情報を収集し、ハイレベルフォーラムに共有（内閣府）
- ・ 関係省庁による「標準活用推進タスクフォース」及び「国際標準化戦略推進プロジェクトチーム」を開催（内閣府）
- ・ 「経済安全保障重要技術育成プログラム（K Program）」の研究開発課題における指定基金協議会で研究成果の国際標準化を見据えた研究開発の進め方を議論（内閣府）
- ・ Beyond 5G 新経営戦略センターにおいてビジネス展開志向型の国際標準化・知財戦略タスクフォースを設置し、ICT 分野の社会実装・海外展開を加速するための国際標準化・知財戦略の在り方について検討（総務省）
- ・ フュージョンに関して量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）内に産学連携のプロジェクトチームを構築（文部科学省）
- ・ 量子、ペロブスカイト太陽電池、水素・アンモニア、バイオものづくり、データ連携基盤についての官民連携体制を構築（経済産業省）
- ・ 港湾及びターミナルに関する国際標準化の国内検討体制の構築や、航空機・装備品産業に係る国内協議団体の設立（国土交通省）
- ・ 農林水産・食品分野の国際標準戦略の策定の推進、セミナー開催（農林水産省）

(国際連携の強化)

<国際的なネットワーキングの強化、国際相互承認の推進、各国との連携強化等>

各省庁における 2025 年度の主な国際標準化の成果例は以下のとおりである。

- ① 国際標準の策定・提案・関与
 - ・ ITU における我が国の寄与文書数、外部専門家による評価、我が国の関与による ITU 勧告数を照らした成果実績について、目標値を上回るペースで進捗（総務省）
- ② 国際連携・協働体制の構築
 - ・ 情報通信分野における日 EU 共同研究や日独共同研究を開始（総務省）
 - ・ フュージョンエネルギーの国際標準化に向けた米国機械学会（ASME）と日本機械学会（JSME）との国際連携体制構築（文部科学省）
 - ・ アジア諸国に対する薬事規制に関する国際規制調和に関するトレーニングを実施（8回）（厚生労働省）
 - ・ JASaff と国際的な認定団体（グローバル認定協力機構（Global Accreditation Cooperation Incorporated））間での国際相互承認に向けた活動（農林水産省）
- ③ 国際標準化活動の基盤・影響力の強化
 - ・ 2026 年 1 月、ICAO 理事会議長に大沼俊之氏が就任（国土交通省）
 - ・ 2026 年 2 月、欧州電気標準化委員会（CENELEC）配下の全ての専門委員会（TC）及び合同専門委員会（JTC）に簡便な手続でオブザーバー参加可能となる協力合意を署名（経済産業省）
- ④ 国際的な発信・参画の場づくり（会議・イベント等）
 - ・ 水防災に係る国際ワークショップ協定（IWA50）を主導して国際 WS を開催（2回）（国土交通省）
 - ・ 日 ASEAN 港湾技術者会合（8か国）、自動車基準・認証制度分野における官民共同フォーラム（10か国）の開催（国土交通省）
 - ・ NEAS フォーラムへの参加、PASC の日本開催、ACCSQ 関連ワークショップのオンライン開催、APEC 基準・適合性小委員会（SCSC）への参加と関連ワークショップへの講師派遣・日本開催（経済産業省）
 - ・ ISO、IEC における個別分野等の国際会議の日本開催、2029 年 IEC 日本大会招致準備委員会を新設（経済産業省）
 - ・ ASEAN 地域 10 か国の大学を対象とする JAS 等の日本発規格について

の専門講座等を実施（農林水産省）

（２）領域別の取組

新たな国際標準戦略に基づき設定された 17 の戦略・重要領域について、各省庁における 2025 年度の主な国際標準化の取組は以下のとおりである。

①－１ 環境・エネルギー（気候変動・エネルギー・GX）

- ・ ASEAN の GHG 選定・報告制度構築支援、削減実績量算定ガイドライン作成（経済産業省）
- ・ 水素・アンモニア分野の標準戦略策定に向けた検討（経済産業省）
- ・ ペロブスカイト太陽電池の性能評価等に係る IEC/TC82 での成果発表（経済産業省）
- ・ 高温ガス炉に関する英国・ポーランドとの連携（文部科学省・経済産業省）

①－２ 環境・エネルギー（自然共生）

- ・ 「自然共生領域に係る国際標準戦略策定 WG」における本領域の国際標準戦略を検討（内閣府、関係省庁）
- ・ 「ネイチャーポジティブ経済移行戦略を踏まえた、各セクターにおけるルールメイキングと市場創造促進事業」：基盤・横断 WG、生物多様性 WG、水 WG の標準検討（環境省）
- ・ グリーンインフラ評価規格検討（国土交通省）

①－３ 環境・エネルギー（循環経済）

- ・ 廃棄物発電事業に係る官民連携 (PPP) 調達ガイドラインの策定支援（環境省）
- ・ SRF（固体回収物燃料）のかさ密度の試験方法に関する規格 (ISO18708) を提案・出版（環境省）
- ・ 循環経済に係る情報開示スキーム、バリューチェーンの循環性指標の検討（環境省）
- ・ 国際標準化の関係機関との意見交換等（内閣府）

② 食料・農林水産業

- ・ 魚類の鮮度試験方法について ISO の新業務項目提案 (NP) 登録（農林水産省）
- ・ 食品の国際規格に係るコーデックス委員会部会への参画（厚生労働省、農林水産省、消費者庁）

- ③ 防災
 - ・ 「防災領域に係る国際標準戦略策定ワーキンググループ」における防災領域に係る標準戦略を検討（内閣府、関係省庁）
 - ・ 防災リスクファイナンスと関連規格の開発・実装に関する論点整理等（経済産業省）
 - ・ 水防災の標準化等（国土交通省）
- ④-1 デジタル・AI（デジタル）
 - ・ 「データ連携基盤国際標準対応検討会」における標準戦略の検討（経済産業省）
 - ・ 「医療者のヘルスケアプロセスと患者のセルフケアプロセスを橋渡しするモデル」に関する ISO/TC215 での活動（厚生労働省）
- ④-2 デジタル・AI（AI）
 - ・ AI 分野の適合性評価の推進。AI 基本計画の一環として AI 関連の国際規格策定に向けて ISO/IEC JTC1/SC42 への参画等（経済産業省）
- ⑤ モビリティ
 - ・ 次世代航空機：環境新技術に関する基準・規格の検討（国土交通省）
 - ・ 次世代船舶：水素・アンモニア燃料船の安全基準の策定・改訂に向けた検討（国土交通省）
 - ・ 港湾：国際航路協会（PIANC）に参画（国土交通省）
 - ・ 鉄道技術標準化ビジネスプランの策定（国土交通省）
 - ・ 物流：コールドチェーン物流サービス規格の普及促進（国土交通省）
- ⑥ 情報通信
 - ・ Beyond 5G に関して、標準化団体（ITU、IOWN GF 等）に参画（総務省）
 - ・ Beyond 5G 新経営戦略センターに「ビジネス展開志向型の国際標準化・知財戦略タスクフォース」を新設し、標準戦略や人材育成等を議論（総務省）
 - ・ 同報通信方式を用いた無線 LAN 技術の国際標準化の検討（総務省）
- ⑦ 量子
 - ・ 中長期の量子の国際標準化戦略・ロードマップ作成（経済産業省）
 - ・ IEC/ISO JTC3（量子技術）総会の東京での開催（経済産業省）

- ・ IEC/ISO JTC3 にて性能評価指標・手法を議論する WG の主査のポジション獲得（経済産業省）
 - ・ 量子センシング材料・デバイス、量子コンピュータ標準化検討（経済産業省）
 - ・ 量子暗号信号の共通枠組みの勧告を検討（総務省）
- ⑧ バイオエコノミー
- ・ 「バイオエコノミー戦略」に基づいたバイオものづくり分野に関する国際標準戦略を検討（経済産業省）
 - ・ グリーンイノベーション基金事業やバイオものづくり革命推進事業等で研究開発事業者にヒアリングを実施等（経済産業省）
- ⑨ 介護・福祉
- ・ 介護の品質に関する国際規格開発（ISO/FDIS 25557）（厚生労働省）
 - ・ ISO/TC314（高齢化社会）に対応する国内委員会における議論（厚生労働省）
- ⑩ インフラ
- ・ BIM・CIM 分野における人材育成（国土交通省）
 - ・ インフラ基盤：水再利用システムの評価指標、水処理再生膜の試験方法規格検討（国土交通省）
 - ・ スマートシティに係る日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク官民協議会（JASCA）における国際標準 WG 創設に向けた検討（国土交通省）
 - ・ 港湾及びターミナルの標準化推進（国土交通省）
 - ・ 地理空間情報に係る国際標準団体 OGC との連携促進（国土交通省）
 - ・ 建設機械施工における国際標準戦略（素案）策定（国土交通省）
- ⑪ フュージョン
- ・ QST 内に産業界・学協会と連携した体制を構築（文部科学省）
 - ・ 国際標準化に向けた米国機械学会との連携（文部科学省）
 - ・ トカマク規格の検討（文部科学省）
 - ・ フュージョンエネルギーシステムやマグネット・真空容器等の構造規格案の改定・初版作成に向けた検討（文部科学省）
 - ・ 国際標準推進に必要な試験素材の製作（文部科学省）

⑫ 宇宙

- ・ 国際標準化活動の内容やタイムライン等の検討に際して、宇宙航空研究開発機構（JAXA）や民間事業者へのヒアリングを実施（内閣府、文部科学省、経済産業省）
- ・ 衛星データによる GHG 推計手法の国際標準化の推進（環境省）
- ・ 北極圏衛星ナビの国際標準化の推進（国土交通省）

⑬ 半導体

（2025 年度のフォローアップでは省庁による標準化活動を確認できていない。）

⑭ 素材

- ・ 先端材料の分析精度や再現性に関する計測・評価手法の研究開発を実施（文部科学省）
- ・ 国際標準化に資する科学的知見の収集・蓄積（文部科学省）
- ・ 量子センシング材料・デバイスの国際標準化の検討（経済産業省）

⑮ 資源

（2025 年度のフォローアップでは省庁による標準化活動は確認できていない。）

⑯ 海洋

- ・ VDES（航海機器）の実用化に関する国際標準を主導し、船舶搭載を認める SOLAS 条約附属書改正案が国際海事機関（IMO）にて承認（国土交通省）
- ・ IMO における条約・基準等の議論への関与を継続（国土交通省）

⑰ 医療・ヘルスケア

- ・ ISO13485、IEC60601、ISO10993 へ関与（厚生労働省）
- ・ 医薬品：「医薬品医療機器総合機構第 5 期中期計画」に基づく、国際的な薬事規制調和に向けた対応（厚生労働省）
- ・ ヘルスケアとセルフケアのプロセス統合 DX の国際標準化の検討（厚生労働省）
- ・ 医療データ連携基盤構築における国際標準化の検討（厚生労働省）
- ・ ブレイン・マシン・インターフェース（BMI）に関する国際連合教育科学文化機関（UNESCO）議論への副議長としての参画（内閣府、文部科学省）